

平成 25 年 12 月会議

津幡町議会会議録

平成25年12月 4 日再開

平成25年12月11日散会

津 幡 町 議 会

平成25年津幡町議会12月会議会議録 目 次

第1号（12月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第79号～議案第92号）	3
1. 議案に対する質疑	8
1. 委員会付託	8
1. 町政一般質問	8
7番 角井外喜雄議員	8
6番 森山時夫議員	14
4番 荒井 克議員	18
8番 酒井義光議員	22
1. 休 憩（午前11時54分）	23
1. 再 開（午後1時00分）	23
8番 酒井義光議員	23
12番 道下政博議員	27
1番 八十嶋孝司議員	32
9番 塩谷道子議員	37
1. 休 憩（午後2時51分）	47
1. 再 開（午後3時10分）	47
3番 黒田英世議員	47
5番 中村一子議員	52
2番 西村 稔議員	64
1. 散 会（午後4時57分）	69

第2号（12月11日）

1. 出席議員、欠席議員	71
1. 説明のため出席した者	71
1. 職務のため出席した事務局職員	71
1. 議事日程（第2号）	72
1. 議事日程（第2号の2）	72
1. 議事日程（第2号の3）	72
1. 議事日程（第2号の4）	72
1. 議事日程（第2号の5）	72
1. 本日の会議に付した事件	72

1. 開 議（午後 1 時30分）	73
1. 議事日程の報告	73
1. 会議時間の延長	73
1. 議案等上程（議案第79号～議案第92号、請願第12号～請願第16号）	73
1. 委員長報告	73
1. 委員長報告に対する質疑	75
1. 討 論	75
1. 採 決	80
1. 諮問上程（諮問第 2 号）	82
1. 質疑・討論の省略	83
1. 採 決	83
1. 議会議案上程（議会議案第13号）	83
1. 質 疑	84
1. 討 論	84
1. 採 決	84
1. 休 憩（午後 2 時22分）	84
1. 再 開（午後 2 時23分）	84
1. 議会議案上程（議会議案第14号～議会議案第16号）	85
1. 提案理由・質疑・討論の省略	85
1. 採 決	85
1. 休 憩（午後 2 時28分）	86
1. 再 開（午後 2 時29分）	86
1. 議長辞職の件	86
1. 議長の辞職	86
1. 議長選挙	87
1. 当選の告知	88
1. 当選の承諾及びあいさつ	89
1. 副議長辞職の件	89
1. 副議長の辞職	89
1. 副議長選挙	90
1. 当選の告知	92
1. 当選の承諾及びあいさつ	92
1. 休 憩（午後 3 時09分）	92
1. 再 開（午後 3 時33分）	92
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員辞任の報告	92
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任	93
1. 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任	93
1. 休 憩（午後 3 時37分）	94
1. 再 開（午後 3 時52分）	94
1. 津幡町議会改革検討特別委員会、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会 正副委員長互選結果の報告	94
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	94
1. 当選の承諾	95
1. 閉議・散会（午後 3 時56分）	95
1. 署名議員	96

平成25年12月 4 日（水）

○出席議員（18名）

議 長	南 田 孝 是	副議長	向 正 則
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
12 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
交流経済課長	伊 藤 和 人	環境水道部長	宮 川 真 一
上下水道課長	八 田 信 二	生活環境課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	岡 本 昌 広	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	田 縁 義 信	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長	瀧 川 嘉 孝
学校教育課長	吉 田 二 郎	兼教育総務課長	
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次	生涯教育課長	吉 岡 洋

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	総務課長補佐	山 崎 明 人
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第 1 号）

平成25年12月 4 日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第79号～議案第92号）

（質疑・委員会付託）

議案第79号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第80号 平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第81号 平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第82号 平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第83号 津幡町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について

議案第84号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第85号 津幡町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第86号 津幡町国民健康保険直営診療所条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第87号 津幡町道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第88号 津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第89号 ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第90号 津幡町水道使用条例等の一部を改正する条例について

議案第91号 字の区域及び小字の名称の変更について

議案第92号 町道路線の認定について

日程第 4 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<再開・開議>

○南田孝是議長 ただいまから、平成25年津幡町議会12月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数18人中、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<会議期間の報告>

○南田孝是議長 本日再開の12月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から12月11日までの8日間といたします。

<議事日程の報告>

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<会議録署名議員の指名>

○南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本12月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において9番 塩谷道子議員、10番 多賀吉一議員を指名いたします。

<諸般の報告>

○南田孝是議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本12月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第12号から請願第16号までは、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年9月分および10月分に関する例月出納検査、地方自治法第199条第9項の規定による平成25年度行政監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの10月会議で可決された「道州制導入に反対する意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案上程>

○南田孝是議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第79号から議案第92号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成25年津幡町議会12月会議として本会議が再開されるに当たり、町政の概況と提出議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、本年8月8日、国の人事院は国家公務員の給与等について、民間の較差はわずかであるとし、改定を行わないといたしました。また、10月1日、安倍総理は来年4月から消費税率を8パーセントに引き上げる方針について閣議決定を行いました。本町では人事院の勧告を参考に本年の給与等の改定は行わないことといたしました。東日本大震災に対処するための国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえ、本年12月支給の期末手当および勤勉手当について、一般職員および常勤の特別職について一律0.8パーセントの減額を行うことといたしております。また、来年4月からの消費税引き上げに係る町の使用料金などにつきましては、上下水道使用料や河北中央病院の診断書など、公営企業会計に係るものについてのみ改正することとし、本12月会議に提案したところでございます。

さて、ことしも残すところ1か月足らずとなりました。この1年を振り返りますと、年明けは3年ぶりの降雪となるスタートとなり、豪雨災害などの発生も多い年でありました。平成21年度から進めてまいりました学校施設の耐震化は、非常災害時に地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、防災・減災対策として喫緊の課題でありました。そのような状況から、有利な財源を逃がさず活用するなど、耐震化整備の前倒しを図ったことにより全小中学校の耐震化は当初目標の平成27年度末より早く、本年2月に終わることができました。また、今年度に入り、念願の防災行政無線システムの運用を開始したほか、災害時に食料品や飲料水などを優先的に支援供給していただけるよう、民間企業2社と支援協力協定を結ぶとともに、11月には中能登町と相互応援協定も締結いたしました。この間、4月には津幡町内を震源とするマグニチュード4.3の地震が発生いたしました。また、8月下旬から9月上旬にかけての秋雨前線による豪雨災害も発生いたしました。何よりも人的被害がなかったことに安堵しているところでございます。

11月22日、政府の地震調査委員会は、森本・富樫断層帯の地震発生確率を再調査した結果、地震発生の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯は今後30年の間にマグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性が国内の主な活断層の中では高いグループに属すると発表いたしました。町の地域防災計画では、森本・富樫断層帯の地震規模をマグニチュード7.2と想定しており、地震発生確率が上がったことで直ちに直視することはないと考えております。しかし、これからも風水害や地震などに対する減災対策を危機感を持って進めてまいりたいと思っております。

福祉施策では、乳がんの早期発見のために町内の医療機関では初めて河北中央病院に最新のC Rマンモグラフィ装置を導入し、あわせて被ばく量が少なく、身体負担も軽減したX線CT撮影装置も更新し、高速で精密な検査が可能となりました。今後も住民の方々のニーズに基づいた医療を提供するとともに、地域住民に愛され、信頼される病院を目指したいと考えております。また、町長に就任以来、幼児や高齢者に対する各種医療助成や不妊・不育治療への助成に積極的に取り組んでまいりました。本年度からは、子ども医療費の助成を中学生まで拡充もさせていただきました。少子高齢化が急速に進む中、増大する福祉需要とそれを負担する世代の減少による財源の問題を抱えておりますが、福祉サービスを低下させることなく取り組みたいと考えています。

ころでございます。

教育施策では、科学のまち津幡としての土壌を将来にわたりはぐくむことを目的に、科学教育の推進に取り組んでいるところでございます。シグナス児童科学クラブや親子自然教室などでは、不思議、もっと知りたいと思う科学の芽をはぐくむため、実験や観察などの科学教室を開催いたしております。また、情報教育推進のため、パソコンを児童生徒1人1台で操作することを基本とし、全小中学校のパソコン教室内のパソコン393台すべてを更新するほか、タブレット端末105台も新たに導入し、情報の収集、検索、表現、発信などの情報活用能力の育成を図りたいと考えております。

企業誘致では、旭山工業団地内へ1社、またオーダーメード方式で1社、さらに旭山工業団地で操業している企業1社も町外の工場を移管集約し、生産規模拡大とあわせ工場の新設も図っていただきました。今後も津幡町の交通や通勤など、地理的な要件を生かし、私自身のトップセールスも含め、企業誘致を図ってまいりたいと考えているところでございます。

緊急経済対策として2年間限定ではありましたが、住宅リフォーム助成事業を展開し、町内事業者が契約ベースで約11億9,000万円の受注があり、見込み以上の経済効果があったと思っております。10月からは人口の減少化に速やかに対応し、地域の活性化と活力あるまちづくりを推進するため、定住促進支援制度を開始いたしました。平成27年春の北陸新幹線金沢開業を控え、町の玄関口であります津幡駅前広場および駐輪場の整備に着手したほか、それに呼応してＪＲ西日本も津幡駅のバリアフリー化に着手していただきました。ＪＲ東日本と西日本は、首都圏を最短約2時間半で結ぶ速達型の列車名を光のスピード感と未来に明るく伸びる飛躍のイメージから「かがやき」と決めました。我が津幡町も未来に明るく伸び、飛躍できるよう、今後も安全、安心なまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指しながら町政を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第79号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第6号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億6,622万4,000円を追加するものでございます。

まず初めに、歳入からご説明申し上げます。

12款分担金及び負担金583万6,000円の増額は、保育園保育料に係る民生費負担金の増額でございます。

14款国庫支出金4,757万8,000円の増額は、障害者自立支援給付事業や障害児発達支援給付事業など、社会福祉費負担金4,650万円のほか、高齢者生きがい活動促進事業など、社会福祉費補助金101万8,000円が主なものでございます。

15款県支出金3,505万8,000円の増額は、障害者自立支援給付事業や障害児発達支援給付事業など、社会福祉費負担金2,332万8,000円のほか、安心生活サポート推進事業やひとり親家庭等医療費助成事業などの社会福祉費補助金、さらに子ども・子育て支援新制度電子システム構築事業など、児童福祉費補助金が主なものでございます。

17款寄附金30万円の増額は、小学校費寄附金で、小学校図書購入費の財源といたしております。

18款繰入金7,884万9,000円の増額は、財源調整による財政調整基金繰入金でございます。

20款諸収入減額139万7,000円は、河北潟干拓土地改良区総代選挙費について、無投票で当選者が確定したことに伴う事業費減額が主なものでございます。

続いて、歳出のご説明を申し上げます。

2 款総務費減額413万9,000円は、本年10月から開始した定住促進事業に係る住宅取得等奨励交付金615万円や平成26年4月24日任期満了となります津幡町長選挙に係る準備事務経費185万5,000円など、一部事業で増額となったものの、職員の配置がえや職員共済組合への負担割合が見込みよりも少なかったことなどによる職員給等の減額が大きく、全体で減額補正となったものでございます。

3 款民生費1億3,171万4,000円の増額は、利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費8,565万7,000円や障害児発達支援給付費608万4,000円のほか、私立保育園措置児童の増加に伴う保育園運営費4,113万5,000円などが主なものでございます。

4 款衛生費790万円の増額は、支給対象年齢の拡充に伴う子ども医療給付費611万5,000円や各地区からの申請件数増加による街灯設置補助金195万円などが主なものでございます。

5 款労働費については、予算の増減はございませんが、雇用形態の変更に伴い嘱託職員賃金を非常勤職員報酬へと組み替えたものでございます。

6 款農林水産業費579万円の増額は、イノシシ捕獲数の増加に伴う鳥獣捕獲事業費70万円や頻繁に発生した豪雨により河北潟周辺排水機場の電気料が不足したことによる河北潟周辺排水対策費76万9,000円のほか、職員の配置がえによる職員給の増額などが主なものでございます。

7 款商工費121万2,000円の増額は、庄町商店街の街灯の更新に係る補助金のほか、職員の配置がえによる職員給などの増額が主なものでございます。

8 款土木費1,148万6,000円の増額の主なものは、町道7路線の修繕に伴う道路維持修繕費160万円や本年10月末をもって受付終了となりました住宅リフォーム助成事業の申請に対する不足分1,027万4,000円などでございます。

9 款消防費43万5,000円の増額は、職員共済組合への負担割合が見込みより低く、共済費で減額となったものの、本年頻繁に発生いたしました豪雨災害等に係る出動回数の増加により時間外勤務手当および休日勤務手当が増額となり、全体で増額となるものでございます。

10 款教育費1,182万6,000円の増額は、小中学校の大規模空間の天井耐震点検委託料や消防設備修繕費などの維持補修費のほか、津幡中学校および津幡南中学校陸上競技に係る北信越大会派遣費や津幡南中学校の全国大会派遣費のほか、配置がえによる職員給等の増額が主なものでございます。

第2表債務負担行為補正は、障害者自立支援システム改修事業ほか4件につきまして、事業の期間および限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次に、**議案第80号** 平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ505万9,000円を追加するもので、高額療養費など給付金の増額が主なものでございます。

次に、**議案第81号** 平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,356万円を減額するもので、職員の配置がえによる職員給等の減額が主なものでございます。

次に、**議案第82号** 平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ7,507万6,000円を減額するもので、当初見込んでいた国庫補助金の決定額が減額となったことに伴う污水管渠整備事業費の減が主なものでございます。

第2表地方債補正は、公共下水道事業および下水道資本費平準化債について、限度額をそれぞれ減額するものでございます。

議案第83号 津幡町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力を受けたその被害者を要件に追加するものでございます。

議案第84号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、消防法施行令の一部改正により、消防用設備等の品質確保のための国家検定制度の対象機械器具等が見直されたため、引用条項を整備するものでございます。

議案第85号 津幡町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、引用する法律名の変更を行うものおよび石川県補助金の交付要綱の改正に伴い、一部負担金等の内容について改正を行うものでございます。

議案第86号 津幡町国民健康保険直営診療所条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、消費税法の一部改正に伴い、河合谷診療所および河北中央病院の診断書など、文書料に係る消費税相当額を現行の5パーセントから8パーセントに変更するものでございます。

議案第87号 津幡町道路占用料条例の一部を改正する条例について。

本案は、国有林野事業の事業形態の廃止に伴い、道路占用料を徴収することができる国の事業が存在しなくなったことを受けて道路法等の一部改正がされたことに伴い、該当する項目を削除するものでございます。

議案第88号 津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力を受けた被害者を入居者の資格に追加するものでございます。

議案第89号 ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、ふれあい広場の再整備に伴い、イベント広場等の区分を廃止し、使用の形態により使用料を定めるものでございます。

議案第90号 津幡町水道使用条例等の一部を改正する条例について。

本案は、消費税法の一部改正に伴い、津幡町水道使用条例ほか2条例について、使用料に係る消費税相当額を現行の5パーセントから8パーセントに変更するものでございます。

議案第91号 字の区域及び小字の名称の変更について。

本案は、県営ほ場整備事業多田地区の事業施工に伴い、従前の区画形状に変更が生じたため、字の区域および小字の名称を変更するものでございます。

議案第92号 町道路線の認定について。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、太田ろ148番11地先を起点とし、太田ろ148番24地先を終点とする道路を、太田76号線として町道に認定編入するものでございます。

以上、本12月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より説明いたしますので、原案どおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第79号から議案第92号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜町政一般質問＞

○南田孝是議長 日程第4 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

7番 角井外喜雄議員。

〔7番 角井外喜雄議員 登壇〕

○7番 角井外喜雄議員 それでは、本会議におきまして、3点の質問を述べさせていただきます。

まず1点目は、もうすでにきのう、北國新聞に矢田町長の再出馬という記事が記載されておりました。本会議において正式に表明したいという内容であったかと思います。そこで、来年行われます町長選挙、満了に伴う矢田町長の2期目の出馬についてお伺いをいたします。

矢田町長が就任されて、早いもので3年半が経過いたしました。来年の4月に任期満了となります町長選挙が行われます。今日まで、矢田町長は住んでよかったと実感できるまちづくりを着実に丁寧に実践されています。そして、選挙時に町民と約束した事項についても、検討中も含め一つ一つ確実に実現されております。一方、全国的に厳しい環境に置かれている地方財政であります。当町は財政健全化の取り組みを進められ、健全で安定した財政運営が今日までなされております。そして、町の最高理念である第四次総合計画は平成18年から27年にかけてまちづくりの将来像を策定しており、次期町長には新たな総合計画を策定するのか、見直しをかけて継続を図るのか、貴重な任期期間でもあります。

矢田町長においては引き続き津幡町のかじ取りをいただけるものと思っておりますが、来年の町長選挙に再度の出馬をされるのか、その意思をお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 角井議員のご質問にお答えいたします。

今ほどは、私の4年にわたる町政運営に関しまして、身に余るお褒めの言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成22年4月に津幡町長に就任以来、私を育てていただいた津幡町に恩返しをしたいんだという強い思いから、住んでよかったと実感できる津幡町の実現に向けまして全力を傾けてまいりました。議員各位や町民の皆さまのご協力をいただき、町民の安全、安心を最優先に考え、極力有

利となる国・県の補助金や地方債を最大限に活用しながら、さまざまな事業の実施と財政健全化の両立を図ってまいりました。

投資的事業においても、安全、安心を最優先に道路や公園の整備のほか、義務教育施設の耐震化、老朽化した保育園の民営化による改築、防災行政無線の整備などを行ってまいりました。そして、広域的な災害に備えるため、遠方自治体との相互応援協定や民間企業との支援協定の締結も積極的に進めてまいりました。

また、他の自治体に先駆け、子宮頸がんなどの新たな予防接種に対する町単独の助成や不育症治療への助成を創設し、子ども医療費助成の拡充なども図ってまいりました。

企業など誘致活動では、以前から要望の強かった人工透析医療設備を備えた病院を誘致し、オーダーメイド方式による企業誘致では、運送業を営む静岡県の企業に進出していただきました。また、旭山工業団地に立地している企業では、町外にある生産拠点を同工業団地内に移管集約し、工場の新設をしていただきました。さらに、金沢市で和菓子材料などを製造している企業も旭山工業団地内に進出していただいております。なお、幾つかの誘致案件も現在進行中でもございます。

歴史的観光資源である倶利伽羅古戦場とともに、町の自然観光資源でもあります県森林公園は、森林セラピー基地としての認定を受けることができました。これらの施設は今後、町の交流人口拡大の核となるものであり、さらなる活用に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その一方で、私が町民の皆さまとお約束しました事業の中には、農業公園、屋内温水プール、科学のまちなど、現在も道半ばのものがございます。加えて、平成27年春には北陸新幹線金沢開業を控えていることから、観光を中心とした交流人口の拡大とともに、企業誘致による振興を図らなければならないと考えております。

これらを盛り込みながら、私みずからが津幡町の第五次総合計画を策定し、さらに住みよいまちづくりに向け取り組みたいという強い気持ちがございます。議員各位や町民の皆さまにはいま一度ご支援をいただき、さらに4年間、町政のかじ取りをお任せいただきたいと考えているところでございます。町民の皆さまが幸せを実感できるまちづくりに向けて、次なる時代を切り開いていきたいと考え、決意をしているところでございます。

何とぞよろしくお願いをいたします。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 今ほどの強い決意を聞きまして、ぜひこれからの津幡町の発展を託したいなというふうに思っております。そしてまた、新たに第五次総合計画を策定するという、大変これは矢田町長のこれからの独自の政策がそこに見えてくるのかなということも期待をしております。

次に、2点目の質問に入ります。

業務継続計画の策定をぜひ図っていただきたいという質問であります。

気象庁は、ことしの8月に特別警報の運用を開始しました。警報の基準をはるかに超え、重大な災害の危険性が高まっている状況に気象庁が発表します。特別警報単位は津波、大地震を除き、豪雨、暴風、豪雪などは市町村単位に発表されます。住民への周知や処置は市町村単位の判断にゆだねられていて、避難勧告や指示は首長が行うものであります。しかし、いざ避難勧告や指示

を出しても、住民はまさか自分たちは被害に遭わないであろうと思い、避難しないのが現実であります。

さる10月15日、気象庁と東京都は、台風26号が接近し、伊豆大島の大島町に土砂災害警戒情報のファックスを出しましたが、確認したのは6時間後であります。情報を放置したことも問題がありますが、土石流災害地である大島町の川島町長は出張中であり、二次会まで飲食をしていて11時間も連絡をとることができませんでした。さらに、警察が避難勧告を要請したにもかかわらず、避難勧告を出すことなく、副町長も出張中であり、その後おそれていた土石流が発生しております。死者35名、今も4名の方が行方不明になっていると言われています。

大規模災害に対し、行政職員は常に危機管理意識は必要であるということを教訓としてとらえなければならないと思っております。当町も大地震など、大規模災害が発生した場合に備え、どのような優先順位で対応するのかをまとめた業務継続計画を策定し、町民生活を支える行政機能を維持することが大変重要と思っております。

石川県は今年度の10月に業務継続計画を策定いたしました。大規模災害が発生した場合、1時間以内に職員を参集させ、被害状況などの情報収集を始める。3時間以内に設ける災害対策本部を通じ、自衛隊への応援要請や緊急輸送道路の応急復興などの業務に着手する。仮設住宅の建設や上下水道の復旧は24時間以内に取りかかる。さらに、1か月以内に行う業務内容も細かく、策定した内容はいずれも当町にも言えることであります。

事前に災害時の幅広いリスクを想定し、その影響を最小限に被害を食いとめる計画を策定することは、住民に身近な行政業務の役割であります。災害時に関する協定は県内外の自治体を初め、多くの企業とも支援協定を結ばれていますが、行政機能がストップすることなく、いち早く住民が安心して生活できる業務継続計画を整えておくことも重要と考えるが、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 業務継続計画の策定を図れとのご質問にお答えをいたします。

まず、本町の防災体制ですが、警報が発表された場合は、通常勤務時間外においても防災担当職員が登庁し、降雨や水位等の状況確認を行い、必要に応じて緊急会議を招集するなど、災害に対する警戒体制をとっております。また、8月末から運用が開始されました特別警報が発表されるような場合は、甚大な被害が発生することも考えられることから災害対策本部体制とするとともに、職員の半数を招集することといたしております。そして、住民の安全確保のため、避難勧告や指示についても的確な発令に努めたいと考えているところでございます。なお、特別警報が発表されてから職員を招集し、災害対策本部を設置するわけではなく、気象警報発表時におきましても雨量や水位の状況により警戒が必要となった場合は、警戒本部体制として職員の招集範囲を拡大することとしており、迅速かつ的確に災害対策本部設置に移行できる体制を整えているところでございます。

特別警報発表の伝達に関しましては、該当する自治体の住民に伝達できるよう、今後、消防庁がJ-ALERTを改修する見込みであり、改修されるまでは本町において独自に防災行政無線などを利用してお知らせしたいと考えております。さらに、メール配信サービスやケーブルテレビで

の緊急情報、FMかほくの緊急割り込み放送や携帯事業者3社が提供する緊急速報メールなど、あらゆる情報発信手段により住民に伝達したいと考えているところでございます。

さて、予告なく起こり得る大規模地震が発生した場合には、災害応急業務に相当数の職員を割り当てる必要があります。大規模地震時における業務継続計画により、あらかじめ各部や課で実施する災害応急業務および優先度の高い通常業務を定めておくことは大変重要なことでございます。加えて、当該業務に必要な人員や参集可能人員を明確にしておくことは、災害時において速やかに、そして効率的に業務を実施することにつながります。角井議員のおっしゃられるとおり、本町におきましても大規模地震時における業務継続計画の策定は必要であると考えております。石川県が策定しました大規模地震時における業務継続計画を参考に、非常時の優先業務や業務の開始目標時間の設定、職員の参集予測などの洗い出しを行い、地域防災計画との整合性を図りながら、来年度中の策定に向け、取り組みたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

業務継続計画は、職員が登庁不可能となる可能性がある事態についてあらかじめ定めておくべき事項であり、平成21年には町職員のおおむね40パーセントの職員が登庁不可能となった場合を想定し、新型インフルエンザ発生時における事業継続計画を策定しております。また、大規模地震以外の気象状況による自然災害におきましては、一時的な災害対応として各部や課に応援を要請する場合が想定されるものの、通常業務を行いながら対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 今ほどの町長の答弁の中で、来年度策定するという確かな回答を得ましたので、安心をしております。

それでは、最後の3点目の質問に移ります。

農業公園基本計画案について質問をいたします。

9月の全員協議会において農業公園基本計画案が説明され、さらに町のホームページで公園の目的、役割、施設配置、建設費、管理主体、収支を明示し、町民からのパブリックコメントで意見を求める案内が記載されております。計画案では、公園の管理をするのは町公共施設等管理公社が主体として位置づけられていますが、これまで農業公園に関しては各常任委員会や個人など、いろいろなところに視察に行かれ、それぞれの考えがあろうかと思います。成功事例として共通しているのは、地元の業者、農業者を含めた法人を設立し、自主的な経営を行い、それぞれが責任を持って運営を行っていることです。来客者を一方的にもてなすのではなく、お客のニーズに可能な限りこたえ、リピーターを確保していく仕組みづくりができていることです。農業公園基本構想プロジェクトチームにおいて検討された6項目では、管理主体を項目別に採点を行い、総合評価で管理公社と第三セクターが拮抗しており、最終的に管理公社が管理運営をする内容となっております。

そこで、項目ごとに私の意見を申しまして、質問に入らせていただきます。

まず1点目の組織づくりの項目では、管理公社は「行政が出資する既存の組織であり、倶利伽羅塾の運営実績がある」と示されております。倶利伽羅塾は年間約4,000万円の管理委託費を町から受けており、利益が出やすい運営となっております。農業公園においても当然町から管理委

託費を受け、同じような構図となると考えます。一方、第三セクターでの運営は「行政やＪＡ、森林組合、民間業者など、多様な組織が出資する企業を立ち上げる必要がある」と書かれております。私は第三セクターで運営を行い、多様な組織が出資をし、法人化を図ることから利用者の動向を注視し、採算性を考えて自由な施設の改善、サービスが弾力的に行えるというふうに思っております。公園の一带をどのように運営するかは、行政が基本構想を示した上で管理公社が行うのではなく、参入した組織と契約を交わし、行政が主導的な立場で法人を立ち上げ、各事業者が責任を持ち、行政と参加業者が合意の上で管理することが効率的であろうかと思います。

２項目、継続性の項目では、「行政が出資している公社が運営することから、事業の継続性は確保されている」と示しています。確かに収支でマイナスとなれば、町からの持ち出しで運営は可能となります。しかし心配されるのは、行政に頼り過ぎることから無駄な公園だと思われることが懸念されます。一方、第三セクターで「採算がとれない場合は、出資する企業の撤退が懸念される」というふうに書かれております。民間業者は切磋琢磨を繰り返し、企業努力を続け、利潤を追求します。だからこそ継続性がそこから生まれるのであり、安易に継続性を重視した管理公社の運営は好ましくないと思っております。

３点目は、欄外になりますが「管理公社を管理主体として位置づけするものとするが、多様な主体との連携を図るために、一部業務をＪＡ、森林組合、民間業者に委託することを検討する」と書かれております。一部業務を委託するのではなく、管理公社も法人の一事業者として参入し、参加業者と一体となり、活気あふれる農業公園にしていかなければならないと思います。

まだ計画案の段階であり、今申し上げた事項を踏まえ再度、基本構想プロジェクトチームで再検討をしていただくよう要望いたします。

プロジェクトチームの一員である梶田農林振興課長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 梶田農林振興課長。

〔梶田和男農林振興課長 登壇〕

○梶田和男農林振興課長 農業公園の基本計画案を問うのご質問にお答えいたします。

まず最初に、管理主体の組織づくりについてでございます。

９月の議会全員協議会でお示しした基本計画案にあるとおり、第１期の整備部分のみでは支出が収入を上回る見込みでございます。そのような状況で第三セクターを設立することは、民間企業等の参加が厳しく困難であるものと考えております。津幡町公共施設等管理公社については、指定管理者として倶利伽羅塾などの運営実績があり、農業公園の管理主体となった場合には組織強化も図り、効果的な施設の運営や弾力的なサービスの提供を行っていくことができるものと考えております。

次に、継続性についてですが、管理公社が管理主体となった場合でも、第１期の厳しい収支状況を考慮し、少しでも収支が改善するよう努めてまいります。一方で、町が出資する管理公社が運営を行うことによって、農業公園の目的である農業を中心とした産業の振興や交流機会の確保、食育の推進により、地域の活性化を安定的、そして継続的に進めていくことができると考えております。

業務の委託についてですが、現段階においては、さきに申し上げましたとおり、第三セクター等の法人を設立することは予定しておりません。しかし、一部業務をＪＡや森林組合、民間企業等に委託することによって、それぞれの組織が有する経験や専門知識を生かし、一体となって活

気あふれる農業公園になるよう考えております。

なお、現在は基本計画の段階でありますので、今後さらに具体的な検討を進めていくこととなります。その際、皆さま方からいただいたご意見を参考にさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 再質問いたします。

今ほど課長が言われた第1期目は、まだ未完成な農業公園であります。確かに収支においてはマイナスというふうになるうかと思えます。第2期も恐らくそのようなマイナスが出ることも懸念されます。しかし、最終的にでき上がった場合についても、行政が、いわゆる町の、いわゆる出資団体であります管理公社に未来永劫、恐らくそれを任せるとするような答弁だったかと思えます。

さて、本当にこの農業公園が活気あふれる、人がにぎわうような、そういう運営をなされるのかなと、非常に私は心配を持っております。それはなぜかといいますと、今、管理公社は倶利伽羅塾を、ウェルピア倉見もそうですけど運営しておりますが、私は行政が出資するその公社は非常に発信力が弱いような気がいたします。質問でも申し上げましたが、倶利伽羅塾、一体どれだけの発信力があるのかなと。確かにインターネットには載っております。が、その内容を見ると、さしたる詳細な内容は書かれておりません。どのような形で発信力を強化し、この農業公園を活気あふれる農業公園にしようとしているのか。ちょっとその概要を再度質問いたします。いわゆるJA、森林組合、それらの人らとどういうふうに競合しながら発信力を高めていくのかということを質問いたします。

○南田孝是議長 榊田課長。

〔榊田和男農林振興課長 登壇〕

○榊田和男農林振興課長 今ほどの角井議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、発信力について、またそれとJA、森林組合とどのような形で競合していくという話であったかと思えます。そちらに関しましては、今後第1期が完了するまでの間、6年ほど要します。その中で推進協議会、仮称ではございますが、農業公園の設置に関します推進協議会を設立しまして、その中で発信力、また経営ですね、その部分について再度検討をしていきたいというふうに思っております。また、先ほどから角井議員のほうから貴重なご意見もいただいております。その部分についても再度検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 再質問はいたしません、第1次の期間の中で推進協議会を今後開いていくというような答弁であったかと思えます。

管理公社がやるにしても、私はそれはそれですばらしい運営をされればそれでいいわけであって、決してぜひとも法人化しなければならないということでもないと思っております。ただ、管理公社そのものが、私は今までの経緯を見ますと、ちょっと心配な点があったもんだからこのような質問をしたわけで、ぜひともその推進協議会ですか、これは私どのような内容で進められるのか、私も興味深くその推移を見守っていききたいなというふうに思いまして、私の一般質問を終

わります。

○南田孝是議長 以上で7番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 6番、森山です。

今回、4件の質問を申し上げます。

最初に、消防組織の機能内訳はと題して行います。

町民の生命、財産を守る強い意思のもと、どのような状況であっても最前線で活躍をされている消防団員の皆さま、この場をかりまして心から感謝を申し上げます。出初め式や河北郡市の消防操法競技大会など、先代からの分団の伝統を継承し、分団の存続を第一に若い団員を育て上げて、一手に重責を担う消防団幹部の皆さまにおかれましては、我々町民の気づかない気苦労が多々あることを重ねて敬意を申し上げます。

消防団員の構成についてですけれども、出初め式や競技会など、若年の団員が不可欠である。一方では、町外の職場勤務が多くを占め、日中は消火活動に支障があり、各分団が懸念を抱いていると思います。一刻を争う消火活動は、延焼を防ぎ、財産を守るなど、大きな成果を上げることが団員すべてが認識している中、現実には体制が整っていない分団が多いと見られます。本部から到達時間が10分以上かかる地域、種とか河合谷地区、笠谷地区、俱利伽羅地区など、多くの集落が点在しており、その地区を守る分団の体制強化が不可欠であります。

そこで、消防長に伺いをいたしますが、現在、津幡町の消防組織には消防団員、機能別隊員、消防協力隊などがありますが、ここで消防団と消防協力隊の責務の違いを確認のために説明をお願いしたいと思います。

○南田孝是議長 西田消防長。

〔西田伸幸消防長 登壇〕

○西田伸幸消防長 森山議員の消防組織の機能内訳はのご質問にお答えいたします。

消防団員は、ふだんは本業を持ちながら自分たちの町は自分たちで守るという郷土愛護の精神に基づき、地域の安全と安心を、また地域住民の生命や財産を守るために活動しているところでございます。活動範囲とのことですが、町消防本部は消火活動、予防活動、救急救助活動とあらゆる災害に出動しており、隣接市町で災害が起これば、応援協定に基づき出動もいたします。また、本町の消防団には10の消防分団があり、消防活動、風水害による災害防止活動や災害警戒活動を行っており、昼夜を問わず、率先して出動しております。一たん火災が発生しましたら、他の分団管轄地域であっても出動しますし、状況によっては全分団が出動して災害を最小限度に抑えるよう努めております。また、隣接市町で大きな災害があれば、応援協定に基づき出動する場合もございます。

機能別消防団員は、消防団員のサラリーマン化が進み、消防団員の確保が難しくなったため、大規模災害や林野火災等の特定の災害のみ出動する団員でございます。本町においては、河合谷地区に日中の災害にのみ出動する機能別消防団員を配置しました。

次に、消防協力隊でございますが、平成15年に消防職員および消防団員のOBにて結成されましたボランティア組織であり、現在57名が加入しております。活動としては、地区内で災害等が発生した場合、消防職、団員であったときの知識、経験および技術を活用し、地元消防団の支援

活動を行うものでございます。なお、災害現場への交通手段は自家用車等での出動となり、消防ポンプ車の運転や同乗しての出動はできないものであり、あくまでも消防団の支援活動を行う組織でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 今ほど消防長から、消防団の広域な非常にすばらしい活動報告もお聞きいたしました。しかし、ここに消防協力隊規約というものが持っておりますけども、この中の責務、隊員の責務、第4条には、要するに大規模災害等が発生した場合、これは先ほど消防団員OBはそのときの知識とかいろんなものを発揮して、いろんな地域の活動に当たると。それと、隊員は大規模災害等が発生した場合に、結局は常備消防、非常備消防からと、何か我々一般の市民とかまずこういうことは聞きなれない言葉ですけども、聞いてみるところによると、常備消防は消防本部、非常備消防は各団部、分団ですね、間違いないですね、が指示に従って、要請、指示に従って行動を行うことを原則とする。そういういろんな、あと可能な限りこれに応じるものとかありますけども、ということは、通常火災などによる対応などは、一切ここには一応載っておりません。この規約を見ると、通常火災は一切応援はしないという理解をしてよろしいんですか。……だめ。ここに、例えば各分団の役員の方が消防隊員は頼りにならない、頼らないと、そういうこともちらっと聞いたこともありますけども、この規約どおり……、

○南田孝是議長 森山議員。再質問される場合は、冒頭に再質問の旨を言ってから再質問に入るようお願いします。これは再質問ですか。

○6番 森山時夫議員 一応、再質問。ちょっとすみません。

〔議席から笑い声あり〕

再質問で、再質問でもないですけど、そういうことで聞いてますので、このとおりでよろしく、私の聞いておるのとちょっと違ったような感じもしましたが、またそのとおりでよろしくお願いをいたします。

○南田孝是議長 答弁を求めますか。

○6番 森山時夫議員 いいです。

〔議席から笑い声あり〕

消防長ちょっと首をかしげてましたけども、一応ここに規約と消防長が言ったことと少し違ったような感じがしますが、これはこれでまた後からじっくり聞きます。

〔議席から笑い声あり〕

次は、津幡町の消防団協力事業所の認定内容の見直しをということでお聞きいたします。

先ほども申し上げましたとおり、各分団において日中火災の緊急出動において分団の招集に時間がかかり、出動がおくれる原因で、その中には日中、地域にほとんど団員がいない、また団員の多くが町外の職場勤務である、それとか3人以上でないとポンプ車が出せない、分団の所属でいて住居が地区外のために時間がかかるなど、各分団の初動体制に不安を抱えております。

こうした現状を少しでも緩和できるよう、町内の事業所に対して消防団協力事業所表示制度を交付して、消防防災力の充実、強化などの一層の推進を目的として認定をしております。現時点で、認定事業所4事業所、団員が28名の登録でございますが、制度実施要綱の認定基準にて、従業員が消防団員として2名以上かつ5年間以上雇用している事業所と明記をしてあります。そう

いうことで火災など、団員の活動に支障を来していないのか気になります。

ここで町長に伺いますが、町内には中小企業が数多くあります。消防団活動に理解を持つ事業主、雇用者に消防団員が一人いる、そういう事業所も潜在していることと思います。町民の生命、財産を守る立場の団員は、一人でも多くの確保が必要であり、各分団の悩みでございます。そこで、認定基準の一部見直しを行い、町内の企業主の了解を得ればすべての事業所を対象に協力事業所表示制度枠の拡大を図ることが消防団活動に非常に重要と思いますが、町長の見解をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 消防団協力事業所の認定内容の見直しをすればどうかとのご質問にお答えをいたします。

消防団員には地域住民の生命や財産を守るために、昼夜を問わず活動していただいておりますことに感謝いたしておるところでございます。全国の消防団員数はピーク時の約200万人に比べ、社会環境の変化から年々減少し、昨年4月1日現在での定員93万5,808人に対して実人員87万4,193人と、充足率は93.3パーセントとなっております。このような中、本町の消防団員数は今月1日現在、定員181人に対しまして実人員が178人で、充足率は98.3パーセントでございます。これは町民の皆さま方が消防団活動にご理解をいただいているおかげでもございまして、大変心強く感じております。

また、消防団員の職種を見ますと、約7割が被雇用者、いわゆるサラリーマン化が進んでおります。本町でも団員178人のうち、約8割の方が被雇用者でございます。このため平成18年に総務省では、就業中における消防団員の活動しやすい環境整備を図るため、消防団協力事業所表示制度を創設いたしました。この制度は、勤務時間中における消防団活動への出動や従業員の入団促進などを事業所としての社会貢献と認め、消防団協力事業所として認定し、表示証を交付するものでございます。本町におきましても、平成20年に津幡町消防団協力事業所表示制度実施要綱を定め、基準に適合している4事業所を認定しております。

消防団協力事業所に対する認定内容の見直しについてですが、本町での認定基準といたしまして、消防団員が2名以上かつ5年以上雇用している事業所を認定しております。県内の市町でも、消防団員が2名以上で5年以上または10年以上雇用している事業所の認定が多いようでございます。中には1名以上で認定している市もあるようでございますが、本町では、先ほど申し上げましたとおり、町民の皆さまのご理解のおかげで充足率も高くなっております。

なお、新たな消防団員の確保に向けた取り組みとして、平成26年度から消防団協力事業所に対しまして、入札参加審査における経営事項審査、総合点数の主観点数や総合評価方式の加点項目とするなどの優遇制度にも取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 今ほど町長さんより日中火災の初動活動とかいろんな消防団員の活躍について、今後ともまた行政としてもよろしく願いをいたします。

次に、機能別団員を各分団にということで質問いたします。

現在、河合谷分団に機能別団員が活動しております。初期消火活動や日中火災に欠かせない重要な役割を持ち、数年前にも地区の火災にはポンプ車も出動させ、非常に大きな成果を上げたことも聞かされております。県内には、こういう機能別団員が珠洲市に10名、輪島市8名、七尾市40名、津幡町5名の登録があるそうですが、津幡町を除く登録者は津幡町の協力隊のように大規模災害時における活動部隊であって、町の機能別団員と活動内容が少し異なるような気もいたします。今求められている課題の一つに、日中の火災活動が緊急性に欠けることで、それを補うには機能別団員の起用で、分団、地域の安全につながることは言うまでもありません。

ここで、町長にお伺いいたしますが、分団の中からも機能別団員の起用を望む声が聞かれますが、こうした声に対して、町長として解決策があるか、また前進した名案があるかお聞かせをお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 機能別団員を各分団にとのご質問にお答えをいたします。

本町の河合谷地区は町消防本部から最も遠距離で時間を要し、また当地区の河合谷分団には16名が所属しておりますけれども、日中は地区外へ勤務する団員がほとんどであり、火災が発生しても団員不足の状態となります。この状況を解消するため、基本的に日中同地区に居住する男性2名、女性3名の5名で、本来の団員の活動を補完する機能別消防団員を平成21年に配置させていただきました。機能別消防団員の方にありましては日中地区外へ出にくい状態の中、地域を守っていることに心から感謝をしているところでございます。

森山議員のおっしゃるとおり、河合谷地区以外の山間部である倶利伽羅、笠谷地区におきましても、日中は団員不足の状態であることを承知しております。町といたしましても機能別消防団員の必要性につきましては十分認識をしており、今後、機能別消防団員の配置を検討するに当たりましては、各地区での事情を考慮するとともに、地元消防分団や地域住民の皆さん方と十分協議し、対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 各分団の、今、心配を抱いているそういう日中火災のものに対して、今、町長さんも十分協議して前向きなことを思っているということで、また今後ともよろしく願いをいたします。

最後になりますけれども、災害復旧に関する進捗度はということでお願いをいたします。

今年8月に発生いたしました集中豪雨は、町内において過去に例を見ない大災害をもたらしました。町として素早い対応にて、9月定例会においては災害復旧費補正予算を計上、議会です承されました。そして、9月に補正予算の計上と緊急箇所の復旧、10月は国の災害認定審査、11月から順次復旧工事に着工する工程を町民に公表いたしました。町の対応は高く評価をいただきましたが、いまだに着工の気配がうかがえず、今、冬の到来を間近に控えるとともに、来年度の作付の準備、また集落間の生活道路の修復や農耕車が往来する農道の修復など、早期の着工を望む声が聞かれます。

連日、復旧工事の書類の作成を行っておりますが、その進捗はどのようなのか。また、工事着工の優先順位があるのかを産業建設部長より内容の説明をお願いをいたします。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 災害復旧に関する進捗度についてとのご質問にお答えいたします。

最初に、復旧工事のめどが立ったかとのことでございますが、8月23日、30日発生いたしました秋雨前線豪雨災害では農地105か所、農業用施設104か所の被災報告を各区から受け、現地調査を1週間かけて行った結果、補助災害52件のうち、農地29件、農業用施設23件、町単独災害110件となりました。そのうち営農上、緊急を要する農道ならび水路災害22件につきましては、町単独災害復旧工事を実施しております。その他の町単独災害に関しましては、34集落の区長さんや生産組合長さんから申請書を提出していただき、10月中旬より復旧工事および原材料の支給を実施して、復旧に向けて取り組んでいる状況であります。

また、補助災害につきましては、主管省庁による災害査定が10月から11月20日までに終了したところであり、今後は順次工事を発注し、早期復旧を目指してまいります。なお、公共土木施設の補助災害についても11月上旬に災害査定を終えており、道路10件、河川8件、計18件のうち、国の予算措置の関係で今年度に予算執行が可能である道路6件、河川7件、計13件の発注準備が完了しております。残り5件については、すべて生活に影響のない場所での災害であり、来年度中に完了を予定しております。林道施設につきましては、8路線34か所の被災報告を区から受け、現地調査を行った結果、補助災害17件、町単独災害17件となりました。そのうち緊急を要する林道施設2件につきましては、町単独災害復旧工事を実施しております。また、林道の補助災害についても11月29日に災害査定を終えており、早期に工事を発注し、復旧を目指してまいります。

次に、工事着工の優先順位についてとのごことでございますが、生活道路を最優先に緊急性の高い農地、農業用施設ということで工事を行っていき、耕作者の営農を考慮した復旧工事を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 ちょっとなかなか表面には出てこないと思っておりましたが、今、部長からのお話によると、緊急性のあるものは町単独工事で着実に進んでおると。

また、そういういろんな次また優先のほうも道路関係からそういうものを進めるということで、今後、スムーズに復旧作業が着工され、進んでいくことと思われました。今後とも復旧に対しては、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○南田孝是議長 以上で6番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 4番、荒井 克です。

私からは、2点について質問をいたしたいと思います。

まず1点目は、森林公園のネットワーク化についてお聞きいたします。

ことし3月に県森林公園が森林セラピー基地に認定されました。これはNPO法人森林セラピーソサエティが主催しているもので、現在、全国53か所の森が認定されております。森林浴という言葉が生まれて27年たつそうですが、近年、人の生理的反応を医学的に計測し、評価する技法が飛躍的に進んできており、森林セラピーに対する関心は世界的な森林セラピー研究の広がりやマスメディアに取り上げる頻度などから、その関心の高さや必要性がますます高まりを見せてお

ります。我が町でも昨年のふるさとCM大賞で森林浴を取り入れ、見事大賞を受賞したことは皆さまご承知のとおりであります。また、ことし10月には、町商工会青年部がつばた森林浴リレーマラソンを企画、開催したところ、石川、富山両県から300名の参加者を募り、大変盛況に行われております。北陸新幹線の開業にも伴い、金沢駅から20分のところにある森林公園に都心からいやしを求めてくる人たちや県民、町民の多くの人が集い、健康増進やメンタルヘルスケアに資する森林セラピーの諸実践の成熟がこれからも期待されると思います。

また、ネットワーク化をすることにより認定団体の中で行われている実際的な情報交換や調査研究、広報におけるシンポジウムの開催、人材育成などの実施へ積極的に参加することができます。これを通して全国的な普及、定着が進められ、森林を生かした新たな地域振興につながってくるのではないのでしょうか。全国から多くの方に森林浴に来ていただくためにも早急にネットワーク化に向けて取り組んでいくべきであり、そして多様性のある魅力的な森林セラピー基地として発信することを期待するものであります。

今後、ネットワーク化に向けてどのように取り組んでいくのか、竹本産業建設部長にお伺いをいたします。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 荒井議員の森林セラピー基地のネットワーク化をとのご質問にお答えいたします。

まず最初に、荒井議員が言われるように、全国から多くの方に石川県森林公園へ来ていただくために魅力的な森林セラピー基地として発信できるように、現在、石川県と津幡町森林セラピー推進協議会と連携しながら進めているところでございます。なお、この森林セラピー推進協議会でございますが、金沢森林組合、J A石川かほく、津幡町商工会、それから森林公園地域振興会などの関係団体、それから県の関係部局、スポーツ、健康、食育に関係した町内の各種団体等で構成されておりまして、協議会会長は矢田町長が務めている会でございます。それで、昨年の7月25日に設立されて、セラピーの推進に努めているところでございます。

現在のところ森林セラピーの効果、セラピーロードの位置などを示したサイン看板の設置やPRパンフレットの作成、魅力あふれる森林公園を十二分に知っていただくための森の案内人の育成を進めており、来年度のグランドオープンに向けて準備を加速させているところであります。

また、平成27年春の北陸新幹線金沢開業までに、津幡町にある石川県森林公園を全国に発信し、当町に一人でも多くの方が訪れていただけるように各種取り組みを行っております。まず1つ目は、森林セラピーガイド、森林セラピストの育成についてですが、今後の最重要課題であるということから、森林公園地域振興会の代表理事でもある坂本副町長が石川県の担当者とともに東京の森林セラピーソサエティを訪問し、講習会の開催や試験会場の本町誘致についての要望をするなど、育成環境の整備を進めております。2つ目は、山の恵みや町の食材を活用した食事の開発でございます。すでに森のレストランではセラピーディッシュを開発、提供しており、訪れた方が安全で安心して食べていただける地元産の食材を活用した、カロリーを抑えたものでございます。3つ目は、森林セラピーをしていただくために森林セラピーシンポジウムを開催する予定です。シンポジウムにつきましては、来年度に石川県の主催で開催されるように、現在調整を進めているところでございます。4つ目は、津幡町および石川県森林公園のホームページで森林セラピー

基地の掲載、森林セラピー体験の申し込みをインターネットでできるシステムの構築でございます。それぞれ来年度からできるように計画しているところでございます。

次に、ネットワーク化を進めるべきではないかとのことでございますが、平成24年度末現在でNPO法人森林セラピーソサエティから森林セラピー基地として認定を受けているものは、全国で53か所となっております。森林セラピーソサエティの主催で实际的な情報交換、調査研究を目的に森林セラピー基地全国ネットワーク会議を開催している状況であり、全国的なネットワーク化が進むものと考えております。

当町においても、このネットワークを活用するとともに、近隣や北陸新幹線の沿線地域の森林セラピー基地との連携も検討してまいりたいと思います。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 ぜひしっかりとネットワーク化に向けての取り組みをしていってほしいと思います。新幹線開業までには全国的に大きくPRもしていってほしいと思います。それから、各自治体どんどんこのセラピー基地の申請とかも進んでいると思いますが、県内では津幡町に全国からいやしを求めてたくさんの方が来ていただけるように努力をしていただきたいとお願い申し上げます。

次に、2点目といたしまして、道徳の教科化について質問いたします。

政府が1月に発足した教育再生実行会議の中で、第1次提言としていじめ問題などへの対応について述べられております。この提言要旨には、道徳の教科化、いじめ対策の法制化、体罰根絶のための部活動指導ガイドラインの制定などが挙げられている中、私は道徳の教科化について取り上げたいと思います。

なぜ道徳を教科化にする必要があるのか。子どもたちは道徳を教科として学ぶことにより相手に対する思いやりや人と人との関係をもっと大切にするなどを身につけるのではないのでしょうか。そもそも道徳教育とは、豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であります。そして、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割を持っているのではないのでしょうか。

日本道徳教育学会第81回大会、プログラム・発表要旨集の調査発表によれば、道徳の教科化に賛成する人の割合は一般の方84パーセント、教員や教育関係者21.8パーセント、市町村教育長23.1パーセントという状況であります。現在の道徳教育の構造といたしますと、あらゆる学校教育活動の中で道徳教育を行い、さらに週1回の道徳の時間でそれらを補充、深化、統合するというものです。このように今日の学校における道徳教育は、いつ、いかなる時間にも可能であります。教育関係者はこうした現行制度を理解しているがゆえに、道徳をわざわざ教科化しなくても現状で事足りるという意識につながっているのではないかと思います。

しかしながら、いじめ問題はどんどん深刻化しており、ある中学校ではクラスの中がまとまらない、授業にならないといった深刻な問題も抱えていると聞いております。私自身、いじめ問題の解決策として道徳の教科化が必要であると考えますが、いじめ問題がこれまで以上に身近なものになってきている中、道徳教育の導入にどう判断されるのか、また今後どう取り組んでいくのか、早川教育長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 道德の教科化をとのご質問にお答えいたします。

私はこれまで学校、地域社会に発生するさまざまな出来事を見るにつけて、道德教育の必要性を強く感じてまいりました。そして本年2月、政府の教育再生実行会議で小中学校での道德の教科化が打ち出され、11月には文部科学省の有識者会議、道德教育の充実に関する懇談会でも教科への格上げが提言されました。道德教育はご質問にありますとおり、豊かな心をはぐくみ、生命を大切にする心や他人を思いやる心、感謝の心、善悪の判断などの規範意識等の道德性と社会性を身につけることをねらいとしているものでございます。かつては道德教育の土壌は、実は家庭や地域での人とかかわりの中、学校も含めて社会全体で培われ、はぐくまれてきたというふうには私は思っております。他の人に迷惑をかけたらいかん、弱い者をいじめるな、人にあいさつをしなさい、他人の物とったらいかん、家の手伝いもしっかりしなさいなどなどは、私の思いでは学校というよりも家や家庭や、あるいは私の住んでいた地域社会での地域の方々から育てられたというふうには思っております。こうした日本人の道德性があの東日本大震災において行動で示され、世界じゅうから称賛されたのではないかと思っております。また、ひょっとしたら東京オリンピック、2020年の東京オリンピックの「お・も・て・な・し」というものが、この日本人の道德性にも絡んでいるのではないかとさえ私は思いました。

こうした中で今、道德の教科化が打ち出されていることは、社会全体で担ってきた道德教育にあって、地域や家庭を含め、社会の教育力の低下が言われる中で学校の担う役割が一層大きくなってきているのではないかと考えております。言いかえますと、社会全体の教育力、社会教育の重要性が改めて問われているということでもないかと思えます。

そのような中での本町の学校等での道德教育ですが、各校が道德教育推進教師を置き、組織として道德の授業、そして各教科の授業や特別活動等の中でも取り組んでおります。また今年度、つばた幼稚園と萩野台小学校そして津幡中学校を県指定の道德教育推進校あるいは推進園といたしまして、道德授業の研究に取り組んできております。津幡中学校は昨年度と今年度2年続けて研究指定校として指定をさせていただいております。そして、その研究成果は研究発表や公開授業等を通じて、町内各学校の教諭で共有しているところでもございます。加えて、町教育センターで道德教育推進教師の研修講座を開催するなど、教員の資質向上にも取り組んでまいっております。1月23日には、今年度新しくうちの町に、いわゆる新採教員として赴任した先生方の初任者研修を道德教育を題材として実施する予定でもございます。

ご質問の道德の教科化につきましては、国が議論を進め、結論を出すものでございますので、その議論を注視していきたいと思いますが、私が注視したいと思う中身の幾つかを申しますと、道德の教科化には一般的に3つの、教科化には3つの要件があるというふうに言われております。1つは、国定の教科書、検定の教科書、国定というより検定教科書ですね。それから、道德を指導する専門の教員。3つ目には、教科としては評価が必要なので、その評価のあり方をどうするのかという、この3つの方向について、先般の11月の会議でも提案がなされておりますが、具体的にどのような形のものが提示されているのかということ、私としては注視していきたいなというふうに思っております。しかしながら、学校はもちろん、道德教育の社会全体での充実是非常に重要であるというふうに教育行政の立場で教育委員会としても考えております。今後もしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

答弁終わります。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

文科省の有識者会議で最終案で道徳を特別の教科として位置づけることを明記し、評価は5段階などの数値ではなく、子どもの意欲や可能性を引き出すように求めているということがインターネットのほうでも出てました。小さいころからの家庭環境、それから学校、地域、社会全体という教育長の話もありました。私もそのとおりだと思います。ぜひ、きちんとした道徳教育を受けて、いじめなどの減少につながることを期待しているところであります。

これで、私の一般質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、8番 酒井義光議員。

〔8番 酒井義光議員 登壇〕

○8番 酒井義光議員 8番、酒井です。

時間がちょっと半端ということで、1問になるんか分かりませんが、

〔議席から笑い声あり〕

質問をしたいと思います。

まず、狭い歩道の整備を質問いたします。

町道太田舟橋線の五月田踏切から舟橋方向約190メートルの歩道の整備について、平成22年6月議会でも質問をいたしましたが、この路線は津幡中学校の自転車の指定通学路となっており、登下校時には何台もの自転車が連なって走行しています。本来自転車は車道の左側を一行に走行すべきであり、登校時は道路の東側、下校時は道路の西側を走るべきですが、西側は歩道整備どころか、水路のところで急に狭くなったり、ラインもなくなったり、垣根が道路にはみ出すなど、自転車では走れない状態です。中学生は西側の車道を走行するのが危険であり、登校時も下校時も自転車通行可となっている東側の歩道や車道を通っています。しかし、歩道は自転車通行可となっているものの、狭いところでは幅85センチしかなく、高さも道路面より23センチも高く、さらにアップダウンがあり危険な構造となっています。車道自体が狭いため、自転車が走っていると車はセンターラインを越え追い越すか、対向車がある場合には自転車の後ろで待つしかありません。街灯も少なく、暗い中で自転車と出くわし、どきっとすることがあります。自転車の通学路としている津幡中学校の関係者や生徒の父兄においても早期の改善を望んでいます。

22年度の質問の答弁では、歩道の幅員が十分でない区間については町民の安全、安心を守るため早急に調査を行い、国庫補助事業採択に向け取り組むとの答弁をいただきました。その後、舟橋区からも改善要望が出されていますが、多額の費用がかかり検討するとの回答だったかと思います。町としても状況は把握していると思いますが、現在の取り組み状況を矢田町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 酒井議員のご質問にお答えいたします。

町道太田舟橋線における歩道の整備につきましては、ことし5月に行われました能瀬地区区長会要望会の案件としても取り上げられております。町の対応策といたしましては、要望路線の歩

道を早期に拡幅することは現在のところ困難であるという内容で回答させていただいております。ただし、自動車に注意喚起を促す安全対策といたしまして、自転車通行帯の路面標示を調査、検討することをあわせて回答をさせていただきました。

現在の取り組み状況といたしましては、通学路安全対策として通行区分が分かりやすい区画線によるカラー路面標示を実施することで、9月会議で補正予算の議決をいただきました。すでに工事は発注済みであり、今年度中には完了する予定となっております。

抜本的な安全対策としての道路改良事業は、今後の社会情勢や国の補助制度の動向を注視しながら調査、研究させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 カラー化で一応対策がとれるということなら一応やってみてもいいかと思えますけど、何か全体が狭いのでどこまでできるのか、ちょっと9月のところで質問というか、あんまりその辺、分からなかったので質問をしなかったんですけども、その辺、いっようにお願いしたいんですけども、できたらほ場のほうがちょっと休んだりしているんで、田んぼの地権者のいろんな問題もあるかと思えますけども、本当は広げてもらえればなと思えますので、時間もかかってもまた検討をお願いします。

○南田孝是議長 酒井議員、この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思えますので、よろしくお願いいたします。

ここで休憩に入ります。

〔休憩〕 午前11時54分

〔再開〕 午後1時00分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

8番 酒井義光議員。

○8番 酒井義光議員 それでは午前の部に引き続きまして、午後の第一番ということで質問をさせていただきます。

次に、防災ラジオの導入をと質問をさせていただきます。

いつ発生するか予測もできない災害に備え、11月3日に消防署職員、消防分団員の協力のもとで、能瀬区防災訓練を開催しました。今回は、ぼけっとクラブの児童や地区の児童も含め、参加者は200名を超えました。初めに、4月1日から導入された防災行政用無線で親局から開催案内を放送していただき、屋外拡声子局から流れる放送を合図に、9か所の町会から会場に避難誘導訓練として会場に集まりました。町会によっては、スピーカーから流れる言葉が聞きにくい、聞こえないなどの意見がありました。私も小学校にいたのですが、横の公民館にいたのですが、小学校の屋外拡声子局が横にありますけれども、体育館の陰にいるのと離れただけでも聞こえ方が随分違いがあり、条件により聞こえない、聞こえにくいとの苦情は当然出るかと思いました。

しかし、この屋外拡声子局から流れる情報は屋外にいる人を対象としており、屋内にいる人は聞きにくいとのことです。そんなこともあり、屋内用に防災ラジオを貸与したり、販売の取りまとめをしている自治体がふえているようです。このラジオは通常のAM、FMラジオを聞いてい

るときや聞いていなくてもラジオを待機状態にしておくと、全国瞬時警報システム、J-ALERTですけれども、そういうものや自治体から流れる緊急情報を受信した際に自動的に割り込みをし、大きな音量で緊急情報を知らせてくれるものです。FM放送を利用したもの、ポケットベルの周波数を使うもの、自治体独自で設定した周波数を使うものなど、機器には種類があるようです。導入した一部の事例ですが、岐阜市では地域コミュニティFMを利用したもので、自治会関係者、民生委員、児童委員などに貸与。桐生市では6,600円の機器を5,000台購入し、市民に1,000円で4,000台を頒布し、500台は学校、幼稚園、保育園、公民館、自治会などに設置、残り500台は予備とすることにしたそうです。茅ヶ崎市では価格を2,000円で1,000台用意し販売したところ、13日間の期間の予定でありましたが、1日目の7時間でなくなり、再度追加予約を受け付けることになったなど、各地で導入しています。導入の理由として、天候が悪く雨戸が締められていたり、機密性の高い家になるなど、屋外拡声子局から流れる音声聞き取りにくいなど、また防災意識の向上などもあり、家屋内で聞ける防災ラジオの導入に取り組む自治体が多くなっていると思われます。

当町においても、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、民生委員など、地区のお世話をしている人、公共の施設などには無償提供、個人の購入希望者には幾らか助成し購入できるなど、町独自の導入方法を考え、広く普及すれば、的確な情報を早く得られ、早期対応ができることや防災意識もさらに高まると思いますが、町長のお考えを伺います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 防災ラジオの導入をとのご質問にお答えいたします。

災害時に地域に密着した情報を発信する有効な手段としてコミュニティFMがあります。防災ラジオとして活用されているところがございます。現在、本町を放送エリアとして開局しているコミュニティFM局は、FMかほくとラジオ金沢がございますが、平成21年1月にFMかほくと災害時における緊急放送に関する協定を締結いたしております。さらに、平成23年9月からは協定の一部を改定するとともに装置の整備を行い、役場から直接緊急的にラジオ放送に割り込んで、避難勧告や避難指示などの災害情報を住民の皆さまにお伝えすることができるようになりました。

さて、防災ラジオとして電源が入っていない状態でも緊急時に自動起動をし、または他局を選局している場合でも自動的に緊急放送の周波数に切りかわるといった機能を備えたラジオの導入についてお答えいたします。

導入されている自治体の事例によりますと、ポケットベルの周波数帯を利用したものも開発されているようですが、ほとんどがFMラジオの周波数帯を利用し、地域のコミュニティFMを利用した防災ラジオとなっております。自治体によりましては購入台数や仕組みが違うため費用はさまざまであり、J-ALERTと連動させる場合は役場内に自動起動装置を設置する費用も必要となることとございます。本町が防災ラジオ導入に向け現状で整備を進める場合は、すでに緊急割り込み放送の装置を備えているFMかほくを利用したものが一番効果的であると思われませんが、県域FM放送局の送信出力が1キロワットに対し、コミュニティFM放送局の送信出力は20ワットに抑えられているため、谷間や窓際から離れた室内では受信しにくいことが懸念されております。

また現在、防災ラジオを導入している自治体は、その受信エリアが自治体単独のコミュニティ

FM局を持つことが多いため、特定の情報を緊急情報として提供しても問題ありませんが、FMかほくの受信エリアは本町のほか、かほく市や内灘町を含んでおります。同じ放送局の電波を使い、それぞれの市町が独自に防災ラジオを導入するとすると、J-ALERTの自動起動装置が同時に作動しても、そのうちの一つの自治体の情報しか放送されないなど、その運用については検討しなければならない課題もあります。また、1市2町での共同導入ができないかとの検討も必要であり、今のところ本町単独での防災ラジオの導入は見送らせていただきたいと思います。

なお、今後も緊急情報は現在本町が整備しております防災行政無線のほか、メール配信サービスやケーブルテレビの緊急情報、FMかほくの緊急割り込み放送などを利用し、迅速に伝達したいと考えております。さらに、町のメール配信サービスに登録されていない方も情報を取得できるよう、携帯事業者3社が提供する緊急速報メールを利用し、緊急情報の伝達に備えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 再質問です。

今ほどいろんな1市2町での取り組みとか、いろんな方法、あるいはFMかほくでの割り込みとかをしておりますけれども、自分の家であろうと皆さんの家であろうと、ラジオはあるけども、ラジオを聞かないときにはスイッチは入っていませんので、ラジオはあるけども、実際、情報は聞きにくいと。夜中でも聞きやすいところにそういう設置、ラジオを待機状態にして置いとけば情報だけがうちにおってずっと聞けるんでいいし、また町民に台数が、町であっせんとかをすると台数が、聞く台数が多くなるとも思いますけども、今の場合だと、本当に聞こうと思った人がというだけで何か範囲が狭く感じますけども、町民全体に広く伝える、それを設置しようという、何か動きをしたらいいと思うんですけども、どうでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 酒井議員の再質問にお答えいたしますけれども、金銭的なものもあろうかと思えますし、ほかの市町村がどういう状況でどういうことになっておるのかということも細部について聞かなければならん部分もあるであろうというふうに思います。私の段階ではその程度しか話はできないんですけども、もし担当者のほうでまたお話をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○南田孝是議長 河上総務課長。

〔河上孝光総務課長 登壇〕

○河上孝光総務課長 先ほどの防災ラジオの件でございますけども、今、うちの町でエリアとするのはFMかほくになります。FMかほくのエリアは、当然先ほど言いましたように、かほく市と内灘町が入るよということになります。情報が、かほく市の情報も夜の夜中に入ってくる。内灘町の情報も夜中にでも日中24時間すべて入ってくるということになります。運用上、非常に難しいということを言いましたけども、町単独のコミュニティFMであれば、その点はクリアできるということなんで、今のところ私どもが考えるところは、1市2町統一したもので全部出せるのかというところに非常に疑問がありますので、なかなか前にちょっと進みにくいということでございます。ほかの町でやってるのは当然すばらしい取り組みで、その町で夜中にスイッチが

オフになっておっても入るという利点がございすけども、今、津幡の町であれば、なかなかそれは難しいことだろうということでご理解のほうお願いをいたします。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 ポケットベルの周波数を使うとか、その辺、細かい話になって私もそれ以上の専門知識がないんですけども、いろんなところで、いろんな方法で検討していくぐらいの思いがあってもいいのかなと私は思いますけれども、これ以上言っとってもあれなんで、その前に防災無線の拡声子局がまだ聞きにくい地域がありますけども、町としてはこれから集約して、区長さんらの協力で苦情の集約をして、いろいろまとめて整備をすると前から伺っておりますので、その辺、外の拡声子局のほうは早目に整備し直しをお願いしたいと思います。

次に、3点目ですけれども、本津幡踏切の拡幅と歩道整備をと質問をいたします。

県道松任宇ノ気線にある本津幡踏切に歩道がなく、さらに線路横の歩道が10メートルほど整備されていません。駅側の歩道はできているものの、数十メートルで歩道が途切れており、利用しにくい状況となっています。現在は能瀬交番から庄交差点までのうち、現地約10メートル余りが整備されずに残っている状況となっております。町の北部から電車の利用者、町なかに向かう大勢が利用しており、危険であり、不便でもあります。町として早急に県に改善を求めるべきと思いますが、取り組みについて、町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本津幡踏切の拡幅と歩道整備をとのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、本津幡踏切の能瀬駅方面の軌道敷部分には歩道のスペースがなく、踏切に接する前後の県道においても歩道が設置されておられません。未整備の理由として、歩道のない踏切拡幅について当時ＪＲとの協議におきまして、拡幅を行うには他の踏切の廃止が前提など、大変高いハードルの中、5年以上もの折衝によりようやく片側歩道で了解を得て、本津幡駅側に歩道スペースを設置することができたと聞いております。このため現在のところＪＲの能瀬駅方面軌道敷の拡幅は現実的には大変困難であるというふうに思われます。

当該箇所におきましては、歩道未整備区間の代替策として、地元から横断歩道の設置による交通安全対策の要望が上がっております。位置的に踏切も近いことから横断歩道の設置は容易ではないと思われませんが、歩行者の安全を第一に考え、関係機関である県土木事務所や警察、ＪＲに働きかけながら強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 この本津幡踏切につきましてももう少しというところなんですけども、お願いするところが県ということですけども、津幡中学校の通学路という、自転車の通学路にしてくれということで今の、先ほどの言っていました道路が、歩道が狭いので、津幡中学校へ生活指導部ですか、そちらのほうで話をしとって、そちらのほうに本津幡のほうの今のほうへ通学路を変更できないかということ言っていたんですけども、今の歩道が整備されてないんで能瀬から庄町へつながらないという判断ということでした。今ほどの横断歩道できれいにスムーズな通学路線を引ければ、津幡中学校と相談して、こちらのほうもあちらのほうも両方使えればいいのか、どちらかに変更できればいいのかなと思いますけども、その辺、津幡中学校の要望も聞き

ながら、何か改善をできたら早めに努力をしていただきたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○南田孝是議長 以上で8番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 12番、道下政博です。

私のほうから今回3点にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、飛べ！まこも 目指せ日本一in津幡を世界イベントにという提案をさせていただきます。

平成21年から行われておりますマコモ投げイベントは本年で5回目を迎えました。私たち議員も積極的に参加をしてまいりましたし、主催者も真剣に取り組みながら、よくもここまでくじけることなく継続できたものと少々感心しております。開催のきっかけは、津幡町を盛り上げようということと、名産として売り出しておりますマコモをもっと広く知ってもらおうということで、マコモを題材に、そしてもう1点、日本一ということにこだわろうという意味を込めて「飛べ！まこも 目指せ日本一in津幡」とのタイトルとなったように記憶しております。そのきっかけは職員提案だったように思います。これまでの5年間、参加人数の大きな変化は見られず、安定的な参加人数と盛り上がりで継続できたことは、ある意味すばらしいことだと思ひ喜んでいきます。ただ本来の目的、理想は、さきに述べましたが、マコモを売り出し、生産量と売り上げを伸ばすことだと思ひますし、このイベントをきっかけに、津幡町の知名度を上げることだという原点に返ると、まだまだ満足いく結果にはなっていないと思ひます。

そこで今回、提案をさせていただきますのは、この大会を世界イベントのレベルに引き上げる努力をしてみましようということであります。「飛べ！まこも 目指せ世界一in津幡」に昇格させていただきたいということになります。津幡町のほかにマコモの生産地は全国各地にいろいろありますので、マコモは津幡町だけの特産品とはいいがたいという難点がございします。ところが、マコモを投げることを競う大会を行っているところは、日本、いや世界広しといえども、ここ津幡町しかないのではないかとと思ひます。言いかえれば、日本で1か所、世界でも津幡町1か所でしか、このマコモ投げ大会をやっているところはないということになるわけであります。これは大きな自慢であり、喜びであります。その自慢のマコモ投げ競技大会をクローズアップさせて、記録をギネスに申請し、ギネスブックに掲載させてもらったらどうか。記録が更新された場合は、ギネス記録を更新させながら世界イベントに昇格させることができれば、これまで以上に全国のギネスマニアに、また世界の競技マニアにまず大きく広がっていくことが考えられます。加えて、世界の話題となること間違いないと思ひますが、いかがでしょうか。また、SNS、ソーシャルネットワークシステムなどを活用し、YouTube動画等で世界に発信することで、これまでとは全く違う規模の数万人、いや数十万人、時には数百万人への宣伝広告が可能となっていくことも考えられます。ほかにテレビ番組等で取り上げてもらったり、紹介されるようになれば一石二鳥であります。

以前に矢田町長にお尋ねをいたしました、日本一や世界一と誇れるものは、津幡町には現在はないということでありました。今後、津幡町に必要なことは、日本一や世界一と自慢できるような、観光スポットやキャッチフレーズではないでしょうか。例を述べますが、志賀町富来の増

穂浦海岸には世界一長いベンチがあります。恐らく県内では知らない人はいないくらい有名な場所であり、観光名所でもあります。そのサンセットビーチの世界一長いベンチに座って夕日を眺め、桜貝の貝殻を拾って帰ることが観光客にとってのステータスの一つともなっており、能登観光のコースの中の重要なスポットともなっています。その世界一長いベンチも、たしかギネスブックに掲載されているはずであります。またもう一つ、珠洲市へ行けば、今話題の世界農業遺産の白米千枚田は、あまりにも有名であります。晩秋から冬にかけては2万個以上のLED照明でライトアップをし、奥能登のビッグスポットとして欠かすことができません。

話を元に戻しますが、ほかにもこのマコモ投げイベントを盛り上げる方法があるかもしれませんが、よりよい提案を柔軟に受け入れていくべきであると思います。今回は私からの一つの提案ではありますが、矢田町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ご質問にお答えする前に、白米の千枚田は珠洲市ではなくて、輪島市でございますので、よろしくお願いいたします。

〔「本当ですね。すみませんでした」と呼ぶ者あり〕

〔議席から笑い声あり〕

道下議員の飛べ！まこも 目指せ日本一in津幡を世界イベントにとのご質問にお答えさせていただく前に、本年10月20日に開催されました第5回飛べ！まこも 目指せ日本一in津幡は、あいにくの雨にもかかわらず、議員の皆さま方を初め、多くの町民の方々のご参加をいただきましたことに心から御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本大会の飛べ！まこも 目指せ日本一in津幡を世界で唯一のギネスイベントにとのことですが、私が思うには、ギネスに挑戦も一つの手法ではあるかと存じますが、まず先に、これまで以上に楽しく参加できるイベント内容にすることが重要ではないかなと考えております。例えばマコモ投げに使用するマコモの槍を的に正確に射る競技、マコモの葉っぱでつくった輪投げでの得点競技などのゲーム性の高い競技を加えるなど、子どもから大人、ご家族で楽しむことができ、雨天時にも開催可能な大会にできればと、私自身は思っているところでございます。

今後、主催者でございます森林公園活性化津幡町連携協議会へ、今まで以上にだれでも参加できる競技メニューの立案、企画について提案していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 今ほど町長の答弁をお聞きしました。

その前に先ほどの輪島市の白米千枚田、おわびをして訂正をさせていただきます。

町長の答弁でございます。着実に、このマコモ投げについて、喜んでいただけるような地元の盛り上がりをとというような方向でというお話でございました。もちろんそれは非常に大事なことでございます。現実にはこの5年間、こうしてやってきた中で地道にやってきましたが、なかなかこれ以上の盛り上がりになりにくい、ちょっときついのではないかなと率直に思います。そういう意味では、一つの大きな殻を破るという意味合いでは、ちょっと大げさかもしれませんが、世界イベントにという大風呂敷を広げたわけでございます。できればもう大きく殻を破るような、

そういう方向で思い切ってやっていただければというふうに思いますので、提案とさせていただきます。

それでは、続きまして2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の質問、森林公園にドッグラン施設の設置をとということで提案をさせていただきます。

県森林公園は当町の観光名所の第一番に当たる場所であり、近年その魅力にプラスとなった森のレストランやMISIAの森、森林セラピー基地など、自然に触れ合う公園としての充実度は年々上昇していることは間違いないと思います。県森林公園は本州で1位か2位と言われております広さを有する森林公園であり、県都金沢駅から二、三十分の近距離にあり、立地条件としては申し分のない公園で、大変すばらしい設置環境であることは言うまでもありません。ただ、県森林公園が津幡町民には灯台もと暗しのことわざのように、身近過ぎてその魅力を正しく認識できていないのではないのでしょうか。県内での認知度で森林公園が津幡にあるという知名度は十分高いのではないかと考えられますが、ただ、その魅力について少し発信力が弱いのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

ここで一つ提案でございますが、この森林公園の魅力と課題について県内外でアンケート調査を実施してみたらいかがでしょうか。幅広く県内外の人に森林公園内にある施設についての認知度と利用度、そして課題と期待についてご意見をいただき、その上でこのアンケート調査結果については公表し、その意見をもとに今後の公園運営について検討してもらいたいと思います。ぜひ実現をさせていただきたいと思います。この件については通告をしておりませんので、もしなんでしたら答弁については差し控えていただいても結構です。さらに、公園利用者の声や感想をホームページ等で多く発信することも進めるべきであると思います。

ここで、私自身の経験から少しお話をさせていただきます。私は津幡町に引っ越しをして約18年になります。その前は金沢市に住んでおりまして、小学校低中学年の子どもが2人いましたので、休みの日には時々子どもたちを連れていろいろな公園を回りました。金沢市営みどり住宅団地に住んでおりましたので、夏には美川町の子ども用プール、また健民プールへもよく行きました。それ以外の春や秋には近郊の大規模公園によく行った記憶がございます。野々市の中央公園、白山市のグリーンパーク、金沢市の西部緑地公園、卯辰山、内灘白帆台の総合公園、そして津幡森林公園もよく利用しました。津幡森林公園は当時、駐車場は有料だったと思いますが、弁当を持参し、子ども用遊具のある子供の広場へよく行きました。緑の芝生の広場が心地よい印象として今でも強く心に残っています。家族みんなで楽しんだ記憶があります。その後、津幡町に引っ越してからは、我が家の子どもたちも成長し、だんだん森林公園に行く機会がなくなってきたような気がします。要するに小さな子どものいない家族は、森林公園から少し遠ざかってしまう傾向があるように思います。

今回のドッグラン、犬の遊び場の提案については、一般町民の方からご提案をいただきました。一般的に、どの公園でも犬を放して一緒に遊べるような公園はほとんどありません。ましてや犬のふんの問題で、特に子どもの遊ぶ公園からは強く敬遠されている状況であります。本来であれば、子どもたちと犬とは仲よく遊ぶのが一番大切なはずですが、そうはなっていないことにも問題があると思っております。我が家でも13年前から犬を飼っておりますが、朝夕2回の散歩は当然のことですが、天気の良い日は犬を遊ばせるためにどこか連れていきたいなと思うことがありますが、施設として囲いがあって、犬を自由に放すことができ、安心して遊ばせることができ

る公園は近くにないので、あきらめておりました。今回、インターネットを利用して、県内でドッグランがどこにあるか調べてみました。県内では田鶴浜町と志賀町、そして白山市と小松市の4か所しかありませんでした。結論からすると、県内でこの4か所以外では犬を自由に放し飼いで遊ばせることができる場所がないということになります。犬を飼っている家庭はかなり多いはずですが、みんなあきらめていることになります。

以上のことから、森林公園にドッグランができて、費用がもし高くなければ、犬を飼っている飼い主は公園の散歩と同時に犬と一緒に遊ぶことができれば、こんなに喜ばしいことはないと思います。また、同時に森林公園利用率が上がることにもつながり、活性化するのではないかと思います。提案をさせていただきました。どうか実現できるように県に働きかける等、よろしくお願いをしたいと思います。

矢田町長にお尋ねを申し上げます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森林公園にドッグランをとのご質問にお答えをいたします。

ドッグランとはペットブームの中で犬の運動不足の解消、犬の教育の場として近年、飼い犬を連れて家族ぐるみで訪れる施設として普及し、県内でも幾つかの施設があるということを聞いております。しかしながら、森林公園では犬を連れて散歩される方や緑化の広場などで犬と戯れる姿を多く目にすることがございますけれども、現在は放し飼いは禁止となっているところでございます。

ご指摘の県森林公園にドッグランの施設整備についてでございますが、設置につきまして可能かどうか、また適地の有無について石川県と協議してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

なお、個人的に私のほうにもドッグランを津幡町のどこかでやれませんかという話は聞かされております。いつでしたか、何年か前に森林公園で行事があったときに、今の緑化の広場の中でドッグランを設けたのをちょっと頭の中に残っているんですけども、随分多くの犬が来て盛会であったという話も聞かされております。私自身は森林公園でなくても町内ほかのところでもいいのじゃないのかなっていう気もするわけでございますけれども、道下議員さんは森林公園というところに若干こだわりもあるようでございますけれども、今申しましたとおり、また県とも相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 答弁、ありがとうございます。

私が森林公園にこだわっておりますのは、森林公園の活性化に少しでもなればという思いがありまして提案をさせていただいております。できれば民家に近いところのほうが現実には使いやすくていいわけですので、どちらにしても津幡町に一つはあったらいいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、8020運動、目標50パーセント超えに向けて検診費用の助成をということで提案をさせていただきます。

80歳で20本以上の歯を残すことができた人を8020達成者といいます。11月15日金曜日のテレビ番組で、東京都港区が全国で初めて50パーセントの目標を達成したとの放送を見ました。私の目を引いたのは全国で初めてということであり。80歳になっても20本以上の歯を保とうをスローガンに厚生省（当時）と日本医師会が推進して、平成元年から始められた8020運動はことしで25年目を迎えます。20は自分の歯で食べられるために必要な歯の数を意味します。今までに行われた歯の本数と食品をかむ、そしゃく能力に関する調査によれば、大体20本以上の歯が残っていれば、かたい食品でもほぼ満足にかめることが科学的に明らかになっているそうです。お口の健康は会話や表情など、日常生活に大きな影響を及ぼすばかりではなく、全身の健康の維持にも密接な関係があります。8020達成率は、運動開始の昭和62年では全国でわずかに7.0パーセントにすぎませんでしたが、平成19年には25パーセントを達成しています。が、この運動は達成率の向上だけを目指すものではなく、妊産婦から乳幼児、青年期から中年、高齢期に至るすべてのライフステージにおける口腔機能や全身の健康の維持、増進を意図した運動であり、全世代の健康の基本を保持するものであり、大変重要な運動であることが分かります。

そこで、この8020運動への当町の取り組みについて、以下に質問をいたします。

1 番目、8020運動推進に向けての取り組みの現状をお知らせいただきたい。

2 番目に、当町の8020運動の進捗状況の年度別の推移についてお聞かせをいただきたいと思います。

3 番目に、この運動に向けて今後どんな意気込みで取り組もうと考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

4 番目、港区では区民が歯科医へ検診に行く場合の検診費用の補助をしているそうですが、当町でも考えていただきたい。

5 番目に、日本一は無理となりましたが、せめて北陸で、または石川県で一番の取り組みと達成率の実現を目指してもらい、健康で長生きの町にしたいと思っています。

以上、板坂町民福祉部長にお尋ねをいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 8020運動、目標50パーセント超えに向けて検診費用に助成をとのご質問にお答えします。

初めに、8020運動推進に向けての取り組みの現状についてですが、本町では町健康づくり推進協議会に歯科医師、歯科衛生士、保育園・幼稚園、学校および老人クラブ代表者等で構成する歯科専門部会を置き、町民のライフステージにおける取り組みを協議、検討するとともに、事業が円滑に実施できるよう定期的に町歯科医師会との打ち合わせも行っております。また、これまで健康まつりの一環として実施していた歯科検診等を単独で実施することとし、本年11月10日に第1回歯の健康フェスタを開催しました。当日は悪天候にもかかわらず、過去5年間では最高となる452人の方が歯のフッ素塗布や歯科検診に来場され、町民の歯の健康づくりに対する意識の高さがうかがえました。

次に、本町の8020運動の進捗状況の年度別の推移についてですが、選考と表彰は河北郡市歯科医師会が行っており、平成21年度から25年度まで33名の8020表彰の候補者のうち、23名の方が表彰を受けられております。候補者は老人クラブや広報つばたを通して募集しておりますが、応募

者は少なく、ほとんどは歯科医院受診時に該当者と分かるケースが多く、80歳以上の方の歯の健康状況については詳しく把握できていないのが現状です。今後は、候補者の募集方法などを検討し、8020運動のさらなる周知を図っていきたいと思っております。

次に、この運動に向けて今後どんな意気込みで取り込もうと考えているのかとのご質問ですが、これまで培ってきた関係機関との連携を基盤とし、職域との連携強化を図るとともに、町民への啓発活動や集団検診等を利用した歯科検診、相談機会の拡充により口腔保健を強化していきたいと考えております。

次に、歯科検診費用の助成についてですが、町歯科医師会と協議し、平成24年度からは妊娠期間中に罹患しやすくなる歯周疾患予防のために妊婦歯科健診を、平成25年度からは40歳および50歳の方を対象にした歯周疾患検診を助成事業として実施しています。今後は対象年齢拡大も検討し、事業のさらなる充実を図っていきたいと考えております。また、受診予約の関係もあってもか、受診率は5パーセント程度と低い状況であり、受診方法と受診体制を整えていくことも必要だと思っております。

最後に、石川県で一番の取り組みと達成率の実現を目指し、健康で長生きの町にとのことですが、先般の町歯科医師会との会議において先生方からは「津幡町の歯科保健に関する取り組みは県内でもトップクラスにあたり、津幡町の歯医者として誇らしくもあり、感謝している」とのお褒めの言葉をいただきました。大変恐縮した次第でございますが、本町における取り組みが評価されているものと感じ、これを励みに達成率のもとより、健康づくりに関して県内自治体をリードしていけるような、そして健康寿命の延伸による長寿のまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

これからもまたリードしながら少しでもですね、津幡町の町民の方々が健康で長生きできる、そういうところに寄与していただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

以上で、私のほうから3点についての質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で12番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋です。

私のほうからは、質問を3点述べさせていただきます。

その前に、朝一番、角井議員のご質問に矢田町長が2期目に挑戦されるということで、ぜひ頑張ってくださいと思います。それから、また私が今から3点質問することに対しても心にとめていただきたいなというふうに思います。

〔議席から笑い声あり〕

それでは、質問の一番にまいります。

津幡駅前周辺道路に自転車専用通行帯の設置を県に要望せよということで質問させていただきます。

北陸新幹線開業に伴い津幡駅前周辺整備の一環として、いよいよ駐輪場の工事も取りかかろうとしております。町の玄関口としてふさわしい整備された駐輪場の完成が待たれるところであり

ます。

さて、今回私は、津幡駅で自転車で通勤、通学される方々の安全性、さらには新幹線開業により並行在来線、JRの七尾線分岐により将来ふえると予想される津幡高校方面へ向かう自転車利用者の安全性をも考え、津幡駅周辺道路に自転車専用通行帯を設けることを提案いたします。現在、津幡駅前駐輪場の利用者を見ますと、県道南中条津幡停車場線、アルプラザ方向からが大多数で、そのほかは主要地方道高松津幡線からの利用者と推測されます。特にアルプラザから中条小学校、津幡駅に至る道路では、通勤、通学の時間帯で人の流れも多く、自転車が歩道を走ったり、たまに車道を大幅に走る光景が見られるなど、歩行者、自転車利用者双方にとっても大変危険であり、さらには旧検問所からも同様の光景も見られることから、安全対策上からも自転車専用通行帯の設置が必要と考えます。

私は10月半ば早朝、東金沢駅周辺の整備された自転車道路を見てきました。駅から星稜高校に向かう小坂小学校前交差点までの道路には、幅約50センチほどの茶色に色別された自転車専用通行帯があり、自転車のマークも設置され、学生が正しく走行する光景がそこにありました。広い道路、狭い道路の違いはありますが、自動車、自転車利用者双方の安全性を考慮した対策があり、色別された道路に美観、美しさすら感じました。津幡駅前周辺道路も現状を踏まえた対策や将来を見越した自転車の走行環境の整備は急務であると感じました。

自転車専用通行帯設置については、国・県・町の道路管理者や、さらには地元警察などとの連携も不可欠であります。さらには、道路状況により整備手法も異なるかと思いますが、ぜひ調査いただき、安全性を第一に津幡駅前周辺道路にふさわしい自転車専用通行帯の設置に向け、県に強く要望していただくことをお願いいたします。

矢田町長のご見解をお伺いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の津幡駅前周辺道路に自転車専用通行帯の設置を県に要望してはいかがかとのご質問にお答えいたします。

近年、自転車は環境負荷の低い交通手段として見直されております。健康志向の高まりを背景に利用ニーズが高まってきております。その一方で自転車事故は増加傾向にあり、自転車、歩行者の安全性を向上させるためには現在の利用環境の問題を明らかにし、自転車、歩行者が安心して通行できる環境に見直す必要があると考えております。このような状況を踏まえ、国土交通省と警察庁が連携し、各都道府県にモデル地区を指定し、今後の自転車の通行整備の模範となるよう自転車通行環境の整備促進を図っているというふうに聞いております。八十嶋議員がごらんになった東金沢駅周辺につきましては、県内で初めて自転車専用通行帯を設置した箇所、従来の車線を確保しつつ中央分離帯を縮小し、安全な自転車利用のための道路空間を確保した先進事例でございます。

ご指摘のように津幡駅前周辺道路におきましても、現在の駐輪場整備ならびに北陸新幹線金沢開業を見据えた津幡町の玄関口としてふさわしい自転車環境整備は急務であると考えております。駅前に面した主要地方道高松津幡線およびアルプラザへ向かう一般県道南中条津幡停車場線は、特に自転車利用者が多い路線でもあります。通行帯の設置も含め、自転車通行環境の整備につきまして、道路管理者の県、地元津幡警察署に対しまして強く要望してまいりたいと考えておりま

すので、よろしくお願いをいたします。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

冒頭に申しましたとおり、津幡駅前駐車場も駐輪場も整備されていきます。今度はまさしく利用者の安全性を第一とした自転車の走行環境の整備は待ったなしかと思います。全国的に見ても自治体に取り組んでいる事例もあります。それから道路状況によっては狭い広いもあるかと思いますが、その整備手法もいろいろあるかと思いますが、ぜひ自転車の方々の安全性を第一に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2問目の質問に移らせていただきます。

小学生国内研修派遣事業を実施し、津幡町を担う少年リーダーを育成せよという観点から質問させていただきます。

平成17年から始まった中学生海外派遣事業も今回で8回を数えました。参加者も延べ79名と聞きます。異文化に触れ、他国の生徒との交流を通じ国際感覚を身につけることを目的に、帰国後も思いを立派に発表するなど、一定の効果はあると予想します。

私は今回、小学生に国内研修を実施し、21世紀の津幡町を担う少年活動のリーダーを育成するための小学生国内研修派遣事業の実施を求めます。目的は、小学生が他県の市町の小学生と交流し、触れ合いを深め、小学生ならではの純真な心のもとの社会性の育成であり、心豊かな人づくりを図ることで次代を担う少年活動のリーダーを育成することが目的であります。津幡町には規模の大小を越え、私など発表会をよく見るんですけども、発表会などで堂々と自分の意見を言える子ども、それから表現力の豊かな子ども、さらには文化、スポーツ面でも頑張る小学生がたくさんいます。対象としてはそういった5、6年生が中心と考えます。

交流事業では、地域の人々や自然との触れ合いを通じ、小学生が日常の生活と異なった生活を体験できる内容であるべきで、実施期間は2日ないし3日の宿泊として、各小学校の夏休み期間中が妥当と私は思います。研修先につきましてもいろいろあるでしょうが、災害協定を結んだ市町や交流のある市町なども対象先の一つだと思います。かかる費用については、申しわけございませんが、予算の範囲内において町が負担する内容でなければならないと思っております。また、幾つかの点で国内研修派遣にすべきことが数多くありますが、他県の同様な事業も参考に考えていただきたいと思います。

津幡町の次代を担う小学生のリーダーの育成は宝であり、財産にしなければなりません。さらには、国内研修の体験を通して、中学へ進んでもリーダー格として頑張っていたきたいとの要素、思いもあります。小学から中学へ上がる子どもたちのリーダー育成こそ、取り組むべきと私は思います。この小学生の国内研修派遣事業の実施に係る少年リーダーの育成について、町長のご見解をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小学生国内研修派遣事業を実施し、津幡町を担う少年リーダーを育成すればいかがかとのご質問にお答えをいたします。

本町には少年少女リーダー育成の活動をしている津幡町子ども会がございます。津幡町子ども会ではみんなが仲よく、励まし合い、助け合って、明るく、強い子どもになるような活動を協力

しながら行うことを目的に、町内の小学校5、6年生を対象にリーダーの育成を実施していると聞いております。また、高校を卒業したシニアリーダーや中高生で組織するジュニアリーダーもあり、遊びを通して健全な仲間づくりを進め、心身の成長、発達に大切な活動を促進、助長することができるよう取り組んでおります。このようなリーダー育成を平成18年度から始めており、耐える力、柔軟な思考、対人関係でも違いを受け入れる柔軟性などを身につくようにしております。

さて、本町ではご指摘のように、すでに中学生海外派遣交流事業を実施しております。参加者の保護者アンケートにおきまして、自分のことは自分ですという自立性が芽生え、積極的に人とかかわりを求めるなど、コミュニケーション能力が身につき、自分の気持ちを率直に伝えるようになったなどの報告があります。このことから、次世代を担う小学生にも地域力を生み出す源となり、いずれ地域のリーダーとしてまちづくりの中心となることを願い、国内の児童と交流を図り、友好を深めるとともに、コミュニケーション能力の向上も含め、小学生の国内研修を計画したいと考えております。実施時期や研修先等につきましては、環境整備基金を活用し、八十嶋議員のおっしゃるように災害時相互応援協定を締結しているなど、ゆかりのある自治体を対象に、夏休み期間中に3泊4日ぐらいの日程で児童30名程度の参加を基本に、早ければ来年度中にも小学生国内研修派遣事業として実施したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

私は、若い時分は旅が好きで、北海道から沖縄まで一人でうろうろうろうと出かけた人間でもございます。別に子どもたちにそんなことを強制するつもりは全くございませんけれども、行くところ行くところではいろんな社会勉強をさせていただきました。多くの友人もできました。今でも全国各地に友人を持っております。そんなことを考えるならば、やはりいろんなところに出かけてもらいたいという思いもあり、こういった派遣事業というものはやってみてもいいんじゃないだろうかという、そんな思いでいるところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 子どもたちへの未来への先行投資は決して損はしない、宝であると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、最後の質問に移らせていただきます。

津幡運動公園多目的競技場を人工芝生化し、利用者増へつなげないかを質問させていただきます。

町長が掲げる住んでよかったと実感できるまちづくりにとって、スポーツの持つ役割は重要であると認識します。特にスポーツ施設の充実、その町の元気さのシンボルといっても過言でありません。

さて、私は今回、運動公園多目的競技場を人工芝生化し、さらなる利用増へつなげることを提案いたします。その目的からは、運動公園の大いなる位置づけにあります。ご存じのとおり、運動公園は陸上競技場の三種公認グラウンドの更新もつい最近いたしました。そして、今ご存じのように、体育館の屋根の大規模な改修も行っております。それぞれの利用者にとっては、環境が整備されることは大変喜ばしいことと思います。そして、運動公園にとって、私の2年間の体育館の在籍経験から言えば、次になすべきことは、多目的競技場を人工芝生化し、いかに利用者を

ふやすことではないかと思います。どちらかといえばサブ的な施設の思いがありますが、利用者からは人工芝ならたくさんの大会を呼べるなど、多くの意見も聞こえてきます。

さらには、年間レベルでの使用可能も考えられるわけです。そのためにも施設を人工芝生化し、充実した施設にすることであり、ひいては全国レベルの大会やスポーツ合宿等の誘致可能な拠点施設として位置づけることにもなると考えます。さらに、効果の面からは、近年のサッカー人口の人気による増加、あるいは県内のサッカーが活性化してきている現在、人工芝生化が実現することにより陸上競技場の天然芝グラウンドとの相乗効果、相乗り効果が図られ、多くの大会誘致など、利用者サービスは大きく向上するものと思います。また、青少年の健康育成、町民の福利厚生、健康増加に大いに資するものとも考えます。

当然人工芝生化には大きな投資が必要なことは言うまでもありません。しかし、毎年かかる芝生の維持経費からランニングコストも視野に入れなければなりません。さらに、県内ではすでに、2、3年前ですかね、七尾市が整備しております。最近では内灘町も人工芝生化への準備に入っており、積極的に競技団体の誘致に取り組んでいる市町もあります。

行政にとって大きな事業費が伴う事業については、計画的あるいは年次的な取り組みがなされていると思いますが、施設の充実を図ることは国や地公体の重要な役割ではないかと思います。そして、スポーツ振興は、スポーツ本来の目的以外にも地域の振興にも大きく寄与することは明らかであると考えます。ぜひ計画的な取り組みの中で整備していただきたいと思います。将来を見据えた運動公園多目的競技場の人工芝生化に対する町長のご見解をお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡運動公園多目的競技場を人工芝化し、利用者増へつなげよとのご質問にお答えいたします。

津幡運動公園では陸上競技場のフィールドと多目的競技場は天然芝で整備され、サッカー競技など各種大会等に活用されております。また、ツエーゲン金沢ともパートナーシップ協定を締結しており、この2か所の競技場を活用し、さまざまな試合を実施しております。なお、多目的競技場は平成20年度にサッカー関係団体の協力をいただき、ポット苗を植え、全面に天然芝を張りめぐらせたナイターつきグラウンドとしております。人工芝は天然芝のように芝休めなどの養生期間はなく、積雪期を除き利用は可能ではありますが、人工芝のグラウンド整備には多額の費用を必要とし、その財源確保が重要な課題であります。

今後、整備費用の調査を行い、財源の確保ができるようであれば、多目的競技場の人工芝化について検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

私の思いですけれども、運動公園はある意味、交通の面からも大変な能登方面、富山方面、金沢方面からも、その地域性、大変有利な場所であると思います。それと、地元を含めた県内外からのアスリートは本物志向であります。例えばそこに少し芝が枯れていたり、土が見えたりすると、もうすでに人工芝化へ踏み出している市町村へ皆、本物を求めて流れていくわけです。私はそのためにも津幡の運動公園は本拠地として、選手たちを、アスリートをとどめる運動公園であってほしいというふうに願っております。当然多額の経費はかかることは言うまでもありません。し

かし、将来は必ずや人工芝生化はやってくると私は思います。ぜひ計画的な中で、よろしくお願いいたします。

以上、3点ですが質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 9番、日本共産党の塩谷です。

4点にわたり質問させていただきます。

まず第1番目です。石川県原子力防災訓練が行われましたが、そこから何を学ぶのかということをお尋ねしたいと思います。

11月16日に石川県原子力防災訓練が行われました。日本科学者会議石川支部と原発問題住民運動石川県連絡センター、原発問題住民運動能登地域連絡センター、原発を考える石川女性の会が11月16日、かほく市などで2013年石川県原子力防災訓練の監視行動を行いました。私は原発問題住民運動能登地域連絡センターの一員として監視行動の報告を受けましたので、それに基づいて訓練で明らかになった問題点を述べて、それに対する町長の考えをお伺いしたいと思います。

今回の防災訓練では外部電源喪失、さらに非常用ディーゼル発電機の機能喪失により全交流電源喪失に至ったという想定、つまり福島第一原発事故と同じ状況を想定して行われました。参加者は志賀原発周辺の約1,000人を含む約2,200人です。志賀原発でシビアアクシデントが起これば、奥能登3市町には原発以北の避難住民約3万人と地元住民合わせて約8万4,000人、さらに観光客の皆さんを含めた方々が閉じ込められることになります。原発以南では12万人の住民の避難が問題となります。その一つが避難ルートの問題です。南に逃げるルートは4本の道しかありません。4人で乗り合わせたとしても3万台の車が移動します。避難途中にベントが行われることもあり得ます。原発事故で一番怖いのは放射能の問題です。今回の訓練では、原発から30キロメートルの避難路沿いに放射能汚染スクリーニングポイントが設置されました。南へのルートでは、かほく市の看護大学と高松老人福祉センターです。前回の訓練ではスクリーニング会場で放射能で汚染した人と汚染していない人が交差するという動線になっていたのが、今回はエリアを分けることになりました。福島第一原発事故直後では、避難した住民の高濃度汚染が確認された例もあります。しかし、今回も分離の仕方は不十分でした。それに、受付からスクリーニングを受けるまでは、汚染がある人もない人も一緒に動いているわけですから、放射性物質が移行するということも考えられます。訓練では、汚染した服や靴の管理には手がついていなかったようです。また、除染を行う場所の設定の問題、放射性物質の測定を行うサーベイメータの操作などにも問題がありました。放射線科学や放射線防護学のような分野の専門家からアドバイスを受けることが不可欠です。測定には一人約2分かかったそうです。これでは12万人もの人々がスクリーニングを受けるのは無理ではないでしょうか。今回参加した人は元気な人がほとんどでした。前回、参加した小学生で体調を崩し、保健室に行った子が何人かいたためなのか、今回は多くの子どもたちは1次スクリーニングを受けずに会場から出ています。子どもやお年寄り、障害のある人など、ハンディキャップを持った人が原発事故のときどう避難するかということも大きな課題です。スクリーニングポイントでは、車の除染訓練も行われました。陸上自衛隊守山駐屯地の災害派遣

部隊が訓練を行いました、実際には通報を受けてから4時間はかかると思われ、今回のように事故後1時間での準備は無理でしょう。除染用の水はタンク車からとっており、ノズルからの放水量も多くはありません。洗浄後の水はドラム缶のようなタンクに詰めていました。訓練ですから、あらかじめ当日の風向きは決めてあります。しかし、本当の原発事故のときは風向きは分かりません。スピーディーの結果が果たしてすぐ公開されるのか、それさえ定かではありません。緊急メールも古い機種では受信できないという問題もありました。私は原発事故が起きたときの避難の様子を初めて具体的に知り、避難する人の多さ、避難途中で行われるスクリーニングの困難さ、放射能から逃れることの難しさを改めて感じました。では、訓練を繰り返せば何とかなるのでしょうか。訓練はあくまで訓練です。当日の風向きによっては逃げるルートもスクリーニングポイントも変わります。当日どこで何をしているかによっても避難の方法は変わります。原発がなければ放射能への対応は必要ありません。原子力防災訓練の様子からも、原発をなくすことの必要性が浮き彫りになったように思います。以上、報告から見た原子力防災訓練の問題点と私の感想です。ここでは触れませんでした。避難区域を30キロメートルにすることの問題点、原発を動かすことによってたまる使用済み核燃料の処分の方法がないことなどの問題点があることもつけ加えておきます。

なお、福島第一原発事故は、原発が一たん事故を起こせばその被害はとどまるところを知らないということを教えてくれましたが、今の福島第一原発の状況も確認しておきたいと思います。事故を起こした福島第一原発の格納容器の状況はいまだに分からず、放射能汚染水の問題はますます深刻となっています。汚染水の莫大な量に加え、汚染水に含まれる放射能の総量は、原子力規制庁の発表でも、ストロンチウム90で言えば、事故直後に大気中に放出されたものの数百倍になっています。

先日には1号機格納容器の下の配管から水が漏れている様子が確認され、格納容器本体が壊れている可能性が極めて高いことが判明しました。12月1日には、見られた方も多いと思いますが、NHKスペシャルで「汚染水流出の真相」という番組がありました。東電と東京大学のチームが3億円かけて舟形のロボットをつくり、压力容器の外側から汚染水の漏れ出ている箇所をつきとめる探査を行っている映像が流れました。压力容器を流れる汚染水、細い管が壊れ、そこから汚染水がひたたり、ひたたりというよりも本当にざっと流れ落ちていましたね。そういう映像もありました。そのもとの流出源をたどるには、すき間5センチというところを調べる必要があると学者は語っていました。压力容器から漏れ出ている汚染水をとめない限り、あふれ出る汚染水は地下水と一緒に海に流れ続けます。凍土壁で汚染水をブロックする方法が実施されようとしていましたが、汚染水がとまらない限り、この方法も限界が来るのではないかと懸念されました。汚染水がブロックされているなんて、とんでもない発言です。一度事故を起こした原発の危険性は、今後地球的規模で汚染が進むということが、このNHKスペシャルでも大変な危機感を持って語られていました。

町長にお尋ねいたします。

県の原子力防災訓練から何をお感じになりましたでしょうか。また、自治体の長として、志賀原発の再稼働についてはどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の石川県原子力防災訓練から何を感じたか、町長の考えをお聞きしたいという質問にお答えをいたします。

11月16日に実施されました石川県原子力防災訓練には、272機関の約2,200人が参加し、原子力災害に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、住民等の防災意識の高揚に資することを目的として実施されました。本町におきましては、石川県地域防災計画、原子力防災計画編および石川県避難計画要綱に基づき、避難所開設訓練とともに、本町を避難先とする中能登町からの住民約120人を受け入れる訓練を行いました。原子力災害時における対応の確認ができ、一定の成果を得たと考えております。ご質問にもある避難ルートの選定などにつきましては、その検討を県に要望しているところでございます。また、県ではスクリーニングチーム数の不足などについては、初期被曝医療機関の拡充や5キロメートル圏内の避難者のスクリーニングを簡素化する方法、分散してスクリーニングポイントを設置するなど、今後示される国の考え方を踏まえて検討していくと聞いております。訓練全般につきましては前年度より拡充、改善されたものとなったようでございますが、県にはさらに課題をしっかりと検証し、今後の対策に生かしていくよう要望していきたいと思っております。

志賀原発の再稼働につきましては、これまでに何度かのご質問にお答えしたとおりでございます。立地自治体である志賀町、そして石川県の判断が優先されるものと考えております。

なお、今回の原子力防災訓練終了後に、中能登町と災害時相互応援協定の締結を行っております。地震災害や原子力災害などの各種災害時に避難所への受け入れ、救助や復旧に必要な資機材、食料、生活必需物資の提供などお互いに必要な支援を行うことを確認したところでございます。この協定締結を機に、町民が助け合い、支え合う関係となり、両町の発展につなげたいと思っております。

今、塩谷議員から避難ルートの話も出ました。12万人の人が4本ですか。4本じゃちょっとすみません。私どの道を4本と言われるのかちょっと分からないんですけれども、4本の道を利用すると1本に3万台と。全部で3万台の車が走ることになると大渋滞を起こすであろう。先日、中能登町の杉本栄蔵町長さんともいろいろなお話もさせていただきました。そんな中で、富山ルート、富山県へ一たん出て、それから津幡に入ってくる。国道8号を利用して入ってくると。そんなルートもありますよねっていう話もさせていただきました。先月の上旬に南田議長とも一緒に国土交通省へ国道8号線の4車線化のお願いにも行ってまいりました。その折にも、国道8号の4車線化、そして倶利伽羅トンネルの改修、そういったことをお願いをしたときに、富山で災害があったときには富山からたくさん人が来る。石川県で災害があれば富山へたくさん出ていく。大変重要な国道8号線は道路ですよ。ましてや、今ほどお話ししましたように、原発の事故があった場合には、富山経由で中能登だけではなくて、富山経由で津幡や金沢へ入っていく、そういう方々も多いから大変重要な道路であるということで、よろしくをお願いをしたいという話もさせていただきましたところでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問ではありませんが、もう一つ今のお答えに対して意見を申し述べさせていただきたいと思います。原発というのは本当に放射能が一緒に出るとというのが一番の怖さであると思うんです。それは風向きによって随分違いますので、今、富山ルートのほうも言わ

れましたが、どちらから風が吹くかによって、そちらへは全然逃げられない場合もありますし、南に吹いてくるとまたこちらが本当に大丈夫なのかっていう問題もありますし、放射能と一緒にあって出てくるという限り、安全である、あるいはこれだけ訓練したから大丈夫ということはないという、それが一番の恐ろしさだと思いますので、やはり原発がないということが一番大事なということに、私は本当にこの具体的なことを聞きまして特にそう感じました。

それともう一つ、私たちはいろんなセンターを持っていますが、新潟大の立石先生とともに今の志賀原発の活断層の調査をずっと行ってきまして、一応の結論が出まして、あした北電のところへも説明に行かれるわけですが、活断層であるということをはっきりしています。それは北電も認めざるを得ないということになると思いますが、ただそれが何年前に起きたかっていうことで多分意見がちょっと分かれているんだと思いますので、立石先生のお話を聞くと、活断層には間違いがないから本当にこれはとめるべきだという意見をいただいております。そういうこともぜひ一度勉強、本も出していらっしゃいますので、ぜひそういうこともお考えの上、町民の安心、安全を守る立場の町長さんとしては、本当に今の志賀原発が稼働されていいのかっていう、つまり再稼働の問題ですが、それについてのやっぱり見識をさらに深めていただきたいと思います。以上です。

次、2番目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問ですが、再生可能エネルギーへの取り組みを促進せよということでお聞きいたします。

最初の質問でも述べましたように、安全性を考えると原発に頼ることはできません。原発がとまってからは火力発電がふえています、それにも問題があります。COP19がポーランドで開催されましたが、台風による壊滅的な被害を受けたフィリピンの政府代表が温暖化対策の前進を訴えています。異常気象が温室効果ガスの増加によるものであることは常識となっています。世界が温暖化防止に向けて前進しようとする取り組みをしているときに、安倍政権は2020年までの日本の温室効果ガス排出目標を05年比で3.8パーセントとすることを決めています。この数字は、国際的な基準となる1990年と比べると3.1パーセントの増となり、先進国の一員としての責任が果たせません。

今求められていることは、再生可能エネルギーへの取り組みを各地から発信することによって、温暖化防止に向けた道をつくっていくことではないでしょうか。津幡町からも再生可能エネルギーへの取り組みを発信すべきだと思います。津幡町でも河合谷の上大田地区でミニ水力発電を行おうとしています。地元での取り組みに対して助成制度の仕組みを行っていただきたいと思います。

長野県飯田市はエネルギーの地産地消を目指して、太陽光発電を2030年までには2005年に比べてCO₂を40から50パーセント削減する、2050年には70パーセント削減するという目標を掲げています。市民出資による官民協働型環境公益事業を行うおひさま進歩株式会社や飯田まちづくりカンパニーを設立し、公共施設や事業所、個人住宅の屋根に太陽エネルギー発電設備を設置する太陽光市民共同発電システムを実施したり、太陽光発電による電力を高値で買い取る市独自の長期固定価格買い取り制度などの補助、融資制度を導入したりと、さまざまな工夫をしています。05年には全国初の市民出資による太陽光発電南信州おひさまファンドが立ち上がり、個人、法人合わせて460名からの2億150万円の出資が集まり、飯田市内38か所の幼稚園、保育所などの公共

施設に208キロワットの太陽光発電の設置を行っています。その後、太陽光発電所は07年に44か所、08年度には48か所、09年には32か所、合計162か所に設置されています。2010年には初期投資の負担なく家庭に太陽光パネルを設置するおひさま0円システムの募集を開始して、2012年には南信州に所在する建物の広い屋根等を利用して、合わせて、分散されていますので、それを合わせると1メガワット級の発電を行うプロジェクトを実施しています。このメガさんぽおひさま発電所プロジェクト2013が飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例による地域公共再生可能エネルギー活用事業第1号の認定も受けています。

再生可能エネルギーに取り組んだとしても、材料も取りつけも大手業者に任せてしまっただけでは、地元の業者が潤うことができません。地元での取り組みに対して助成を行うことで地元の業者が生きてきます。住宅リフォーム助成制度と同じ効果が出ると思います。そういう制度ができれば、市民の手で事業をやってみようという人が必ずあらわれます。

温暖化防止に向けたもう一つの取り組みとして、個人への太陽光発電に対する助成額をさらにふやしていただきたいと思います。現在津幡町では太陽光発電1キロワットに対して2万円、上限8万円の助成となっていますが、かほく市では1キロワットに対して4万円の助成、上限は16万円、太陽熱利用システムや小型風力発電、ペレットストーブやまきストーブ購入への助成も行っています。内灘町でも1キロワットに対して4万円の助成、上限が20万円、太陽熱温水器、小型風力発電、ペレットストーブ購入への助成も行っています。津幡町でもせめてこれくらいの助成、1キロワットに対して4万円の助成、上限20万円、太陽熱利用システムや小型風力発電、ペレットストーブやまきストーブ購入、ミニ水力発電への助成も行うべきではないでしょうか。ミニ水力発電も用水の流れさえあればできます。先日、大町市の再生可能エネルギーの視察に行ってきましたが、ベトナムから輸入したという8万円の発電機が用水で元気に発電していました。また、電気関係の仕事をしていた方で、定年後、自宅の前の用水路でミニ水力発電をつくり、自宅の小屋で直流を交流に変え、自宅でその電気を使っている方もいらっしゃいました。津幡町として再生可能エネルギーの取り組みをどのように行っていこうとしているのかを示していただきたいと思います。

また、太陽光発電以外の再生可能エネルギー助成制度の創設についていかがお考えでしょうか。地元で再生可能エネルギーの立ち上げをしようという人への住宅リフォーム助成制度のような仕組みも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 再生可能エネルギーへの取り組みを促進せよとのご質問にお答えいたします。

巨大台風が多発するなど、近年の気候異変は地球温暖化に起因していると言われ、そのもとである温室効果ガスの削減は非常に重要な課題であると認識しております。また、再生可能エネルギーの活用は環境問題への取り組みには不可欠であり、低炭素、循環、自然共生の総合的な施策のもとで、地域特性を生かした取り組みを進めたいと考えているところでございます。

さて、ご質問の本町での再生可能エネルギーへの取り組みについてですけれども、地元の石川工業高等専門学校と共同研究を進めていることはご承知のとおりでございます。その研究では、特に中山間地の農業用排水路などの落差を活用する小水力発電について取り組み、その試験機の

開発および設置箇所の選定を進めてきております。今年度中には複数箇所において発電量のデータ収集を実施できる見込みでございます。来年度は収集データの検証をさらに進め、早期の実用化へ向け開発を推進してまいりたいと考えております。この取り組みが地方都市のモデルとなり、全国へ発信できるものとなるよう積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、再生可能エネルギー助成制度についてであります。河北郡市の中でも助成の額や対象施設範囲が小さいとのご指摘でございますけれども、太陽光発電の補助金の申請件数を比較しますと、津幡町が他の市町より多くなっております。必ずしも補助金の多寡が申請件数に影響を与えているとは思っておりません。太陽熱利用システムや小型風力発電、ペレットストーブやまきストーブ購入への助成金申請件数は、他の市町におきましては極端に少なく、現在のところ必ずしも効果的な再生可能エネルギー普及への取り組みとはなっておりませんので、塩谷議員のご提案のような制度は考えてはおりません。

今後とも、技術開発の動向や国や県の補助制度の推移を注視し、効率的かつ効果的な再生可能エネルギー活用の研究を行い、町民への普及促進を目指してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 小水力発電については着々と進めていただいていること、本当に大変うれしく思っております。

助成制度については、確かに津幡町が意識が高いのだろーと思っておりますが、やはり今はできてなくてもそういう制度があるよっていうことがあれば、またそれが一つの引き金になってふえていくっていうこともありますので、ぜひそれをご検討いただきたいなと思います。

最後に、もう一つだけ再質問させていただきます。

飯田市の私、事業を見てましてすごく、それは官だけじゃなくて市民と一緒に立ち上げている事業なのですが、みんなからお金を集めて、それで立ち上げて、屋根を借りるっていか公共施設の屋根を借りて、そこで発電を行うという、自分のことだけじゃなくて、発電をそうやって行うという事業ですよ。そういうことが大事という理念のもとで行われているわけですが、そういうそのもし地元で、そういうその事業を立ち上げたときに、そういう事業の立ち上げに対して、そのかかった費用の何分の一か、あるいは何パーセントかを助成しましょうみたいな、ちょうど住宅リフォーム助成制度みたいな制度になるかなと思うんですが、そういうようなことのご検討はお願いできませんでしょうか。

最後に一つお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今この場でイエスともノーともはっきり言えませんが、状況にもよるんだろーというふうに思いますし、また先ほどの答弁の中で申し上げませんでしたけれども、太陽光発電につきましては今、いろんな町内でどこか、メガまでいかなくてもできないかなというように、いろいろ今場所の選定等を水面下でやらせていただいておりますのでございまして、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 飯田市のことばかり言いますが、ちょっと私も本を読んだり、調べたりしましたので、大変おもしろい仕組み、そのファンドみたいなので出資を募ることとか、あるいはその銀行と提携をしてほとんど安い金利にするとか、大変おもしろい仕組みをつくってますので、ぜひそういう面もご参考にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3番目の質問に移らせていただきます。

今国会に提出されている社会保障改革プログラム法案では、要支援1、2の方の支援事業を介護保険から町に移すと言われていますが、町はどのようにして事業を進めようとしているのかということをお尋ねいたします。

国会に提出されている社会保障改革プログラム法案は、社会保障を切り捨てる手順を明記したものです。医療、介護、年金、保育、子育ての分野についての見直しが行われ、私たちの生活に大きな影響があるにもかかわらず、しかも審議の時間は十分にあったにもかかわらず、衆議院厚生労働委員会では政権与党による強行採決が行われました。どの分野においても国民の負担増が盛り込まれていますが、介護についていうと、要支援者向けサービスを各自治体に移すという内容です。審議の過程で訪問介護と通所介護以外のサービスは、今までどおり介護保険サービスが受けられるというようになりました。国民の大きな声がそうさせたんだと思います。しかし、サービスの約60パーセントを占めていると言われている訪問介護と通所介護、デイサービスですよね、については、町の事業に移行されることになります。しかし、これでは介護保険をつくった目的に反します。国民は保険料を支払い、必要に応じてサービスが受けられるという仕組みで導入されたのが介護保険制度です。自治体によってはサービスの内容が異なることも問題です。国も町も認知症などを重度化させないためには、予防介護が重要であるとして予防介護の内容を充実させる取り組みをしてきたのではないのでしょうか。社会保険の費用を削るために、要支援者の主要サービスを我慢してもらおうというのでは本末転倒ではないのでしょうか。

NHKスペシャル「母と息子の介護3,000日」を見ましたが、在宅介護についての大きな示唆を得ました。介護を支える専門職の必要性です。認知症の方を地域で支えることは大変大切なことですが、家族や地域だけで支えることには限度がある。専門職の方が一緒に取り組んでこそ生きた介護になるということを知っておかないといけないと思いました。特に家庭の中に入ることは、専門職の方でないと適切な支援が行えません。ボランティアでできることの限界を見ておかないといけないと思います。

8月末現在で、津幡町の要支援1、2の方は292人、そのうち193人が介護保険のサービスを受けておられると聞いています。この方たちの訪問介護や通所介護サービスが介護保険から外され、町の福祉支援事業に移された場合、次のことをしっかりやっていただくように要望いたします。

1つ目、要支援者の生活実態をしっかり把握して、必要とするサービスの内容を切り下げないこと。2つ目、必要なサービスをするために、町からの財政支援が必要となっても財源は確保すること。これらの要望をかなえる形で、町は対策を立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町民福祉部長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 要支援者向けの介護保険サービスが町の事業へ移された場合の要望についてのご質問にお答えします。

初めに、要支援者への介護保険サービスの一部を町の事業へ移行することについて、国は平成26年に開会される通常国会に介護保険制度改正に必要な法律案を提出し、平成29年4月までにすべての保険者で要支援認定者に対する新しい総合事業の開始を目指しているとしております。ご質問の要支援者の生活実態をしっかりと把握して必要とするサービスの内容を切り下げないことについてですが、本町では平成29年4月から要支援者に対する新しい総合事業が開始される予定であることを踏まえ、介護予防サービスを利用している要支援認定者に対し、ケアプランをもとに各サービスの利用目的等の調査を行い、生活実態の把握を行いました。12月中には9月末現在の要支援認定者296人のうち、介護サービスを受けていない方102人を対象に、生活の実態と介護サービスを受けていない理由などの調査を訪問、電話等により行う予定です。また、生活支援、見守り支援を行っている介護事業所や民間業者など、44事業所が参加する生活支援連絡会を10月17日に開催し、町の地域包括ケアシステムに向けての方針などについて説明を行いました。今後も継続して連絡会を開催し、介護サービスに加え、高齢者の生きがい活動の場づくりなどにより、生活支援、見守り支援の選択肢を広げるため、生活支援資源マップを今年度中に完成したいと思っております。また、来年度には完成した生活支援資源マップを活用し、介護サービスを利用する前の段階から生活全般の支援マネジメントができるよう、地域包括支援センター職員が各地区へ出張相談を行うことを計画しております。そのほかにも町社会福祉協議会、ティタすティ、町商工会連携による買い物支援サービスが予定されており、生活支援、見守り支援サービスの充実が図られると考えております。このような取り組みにより、介護サービスが必要な方には介護サービスを、生活支援が必要な方には必要な支援を提供できる体制整備により、現在利用している介護サービス内容を維持するように努めてまいりたいと考えております。

次に、必要なサービスを提供するために町からの財政支援が必要となっても財源は確保することについてですが、現在の予防給付のうち、介護予防訪問看護および通所介護の給付については、新しい総合事業として、現在事業実施している介護保険特別会計の地域支援事業の中に移行する予定となっております。現在、地域包括支援センターが事業実施している地域支援事業の公費の負担割合は国25パーセント、支払基金29パーセント、県12.5パーセント、町12.5パーセントとなっております。ただし、介護給付見込み額の2パーセントを超えた分については、町が負担し、事業を現在も実施しております。

新しい総合事業が移行した場合、新たな枠組みでの上限額等が設定されることになり、現制度と同様、限度額を超えた分については町負担になると考えており、要支援認定を受けた介護サービスが必要な方にはサービスが利用できると思っておりますので、ご理解をお願いします。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 今、お話いただきました。大変要支援者の方の生活実態をしっかりと把握するということと、その方たちに応じた支援をするということ、それにもしも必要な財源が町から必要な場合は町から出しますよというご答弁だったと思うので、ぜひその方向でよろしく願いいたします。絶対無理に、あなたは今そう言ってるけども、そんだけの支援は必要ないんですからみたいに押しつけないで、きちっとその方の言い分も聞くということも、ぜひ最後までよろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後の一般質問に移らせていただきます。

町の大きな事業については説明会などを開催せよということでお尋ねいたします。

町では今、2つの大きな事業が進められようとしています。1つは歴史資料館の建設、2つ目が農業公園の建設です。どちらの事業も計画が発表された段階です。歴史資料館については今年度検討委員会が立ち上がり、基本計画委託料が計上されています。農業公園については3期に分けて事業を行うことや農業公園の概要、予算が見積もられ、全体の事業費約20億円となっています。これらの事業は言うまでもなく町民のために行われるものです。

議会の全員協議会で農業公園の構想が報告されたとき、何人かの議員が町民への説明会を開いてほしいという要望をしましたところ、分かりましたという返答でした。ところが、いつの間にか数日間の意見公募だけということになり、説明会はしないという返答に変わっていました。

歴史資料館の建設については、建設が津幡小学校跡地にできることは知らされていますが、どんなものになるかは分かりません。建物が建てば、中身はどうにかなるというお考えなのでしょうか。歴史資料館ができて1回見ればそれで済み、何度も行かないと考えている方もいらっしゃると思います。せっかくつくるのなら何度も足を運びたいようなところになればいいと思うのです。どんなところにしたいか、どんな展示をしたいか、そこに町民の知恵が生かされることによって、より町民の身近な問題となり、関心が生まれると思います。歴史資料館のような箱物は今後管理にお金がかかり、人口が減少する時代に合わないと考えている方もいらっしゃるかもしれません。そういうことも出し合ってこそ、本当に必要とされるものができると思います。各地に歴史資料館とか民俗資料館がありますが、必ずしも市民から必要とされているとは言えないものもあります。それは、つくる過程で市民の思いや知恵が生かされていないからではないかと思うのです。

文教福祉常任委員会では大津博物館を視察しました。そこでお聞きしたことで一番感心したことは、展示内容について5年間協議したと言われたことです。建物さえ建てれば何とかやるのではなく、何を展示したいか、どんな博物館にするかじっくり検討するという姿勢に感心しました。

農業公園についてもさまざまな意見があります。私は以前から言ってますように、農業公園をつくることには反対です。町がこの土地を買ったことそのものに疑問があること、計画に無理があり、将来的にも税金のむだ遣いになると考えるからです。町は説明会を開いて、ここで農業公園をぜひつくりたいと思っている理由や構想を語り、町民がそれに対してどんな考えを持っているか話し合うことによって初めて納得が得られると思います。

国からの有利な交付金を受け取るとしても町の財源は必ず必要ですし、交付金も私たちの税金です。事業が町民の納得の上で行われるように、ぜひ大きな事業については説明会を開いていただきたい。計画しても町民の納得が得られなければ、計画そのものを見直すことも必要です。町民のための事業なら、たとえ時間がかかっても直接町民の意見を聞くべきです。

歴史資料館の事業について町民の意見を聞く機会をつくっていただきたいのですが、いかがでしょうか。農業公園についての説明会が地元地区ではあったと聞きますが、町民への説明会はないと決められたのはなぜでしょうか。ぜひ説明会を開催していただきたいのですが、いかがでしょうか。

歴史資料館については社会教育課長に、農業公園については……、違いますか、通告は違っていましたか。じゃ、答弁してくださる方で結構ですので、

〔議席から笑い声あり〕

よろしくお願いいたします。すみません。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 町の大きな事業につきまして説明会などを開催せよとのご質問にお答えをいたします。

まず、これまでも文化会館や各都市公園などを初めとする大型公共施設の建設に当たり、町民の皆さまに対しご質問のような説明会を開催したことはございません。しかし、当然ながら事業の計画策定や実施に当たり、いろいろな方々のご意見を伺いながら対応していることは言うまでもありません。関係者を初め、有識者や各種団体の方々のご意見をお聞きし、さらに町民の代表である議員の皆さまにもご意見を伺いながら対応していることは塩谷議員もご承知のとおりであります。

歴史資料館の建築につきましては、ご指摘のとおり、町内外を問わずたくさんの方々に何回も訪れていただき、かつ、町民に親しまれる施設といたしたく、今年度整備委員会を立ち上げ、その計画について審議を行っているところでございます。委員には町議会を初め、建築の専門家および博物館学芸員や町文化財保護審議会の代表といった有識者に加え、地域の代表の方にも参画していただき、施設建設に関し多くの町民目線のご意見をいただいているところでございます。現在、整備委員会では会議や視察を行い、さまざまな意見を集約し、よりよい施設建設に向けて基本計画を策定しているところでございます。そうした計画がある程度固まった段階で周知していきたいと考えているところでございます。

次に、農業公園の説明会の開催についてであります。ご承知のとおり、予定地の周辺の代表者の方々等を対象に本年10月に説明会を開催いたしております。また、平成24年第2回定例会6月会議での中村議員のご質問に対する答弁で申し上げましたとおり、現在のところご要望のような説明会の開催は、これまでも、今後とも考えておりません。塩谷議員の言われる全協での話がありますけれども、ちょっと記憶にございませんので、ご了承賜りたいと思います。

今後、国庫補助事業採択を受けるために策定する実施計画の中で、仮称ではございますが、農業公園推進協議会を設置し、予定地周辺の代表者の方々、農業関係の方々、学識経験者の方々等からご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 先ほど記憶にないとおっしゃいましたが、確かに全協の中で2人だったかな3人だったか、ぜひ報告会をしてくださいと言ったときには分かりましたというお返事があったので、そう申し上げたのです。じゃないです、直接の担当者の方ですが。その方は開きたいとおっしゃっていたのですが。すみません。よろしいですか、ちょっとあの……、ぜひあの今、町長が言われたように、それぞれの代表の方はもちろん審議会みたいなところに入って意見は言えると思うんですが、例えば議員18人いまして、18の中でいろいろ、どういう歴史資料館がいいかっていう中でも本当にいろんな意見が出るわけです。だから、やっぱりその代表の方だけで「はい、済ませました。こんなにしますよ」ではなくて、こんなの町はいろんな人の意見聞きながらこういうことするんですが、ぜひ皆さんからもご意見をという形のものは今までなかった

からこそお願いしてるんです。すべてのいろんなことについて説明会みたいなことはありませんでした。だからぜひ矢田町長のときに、そういう会を開いていただきたいと思います。

今、木曽町、義仲と巴のことでいろいろお話をさると思いますが、その木曽町では、本当にその市民協働ということで、町の進める事業について本当にいろんな意見を皆さんから地域の人からそれぞれ聞くような仕組みをつくっていらっしゃいます。ぜひそこも一緒に学んでいただきたいと思いますのですが、再度やっぱり今までなかったからこそ求めたいということでご答弁をお願いしたいんですが、再質問です。

○南田孝是議長 再質問。

○9番 塩谷道子議員 はい。

○南田孝是議長 先ほど再質問のときは再質問と言ってから……、

○9番 塩谷道子議員 すみません。

○南田孝是議長 答弁をお願いしたと思いますが。

〔「聞く人がそういう覚悟で聞いとっかいね」と呼ぶ者あり〕

○9番 塩谷道子議員 すみません。はい分かりました。私の意見として述べさせていただきたいと思います。

ぜひまた、本当はご再考をお願いしたいと思います。はい。

以上で、私の質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたしまして、午後3時10分から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕 午後2時51分

〔再開〕 午後3時10分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田英世です。

私のほうから、3つの点についてご質問を申し上げます。

最初は、農業公園構想について、ぜひとも再考をしていただきたいということで質問します。

日本経済新聞の9月19日付の北陸経済という欄において、矢田町長がインタビューに答えられた津幡町の現状認識については、かねてからの町長の主張のとおりであり、私も同じ認識をしています。町長は津幡町の将来を見据えて、津幡町のメジャーな観光地の一つとして、農業公園構想を進めておられます。私はこの構想に闇雲に反対するものではありません。これからお尋ねすることは、プロジェクトチームにおいても大いに議論されたことと存じますが、あえてお尋ねを申し上げます。

矢田町長は、大河ドラマの誘致や農業公園構想など、観光立地を町政の軸足として、津幡町の将来像を描いておられるようですが、隣接市の隣接する金沢市を見てみると、名勝兼六公園を初めとする多くの歴史的価値のある文化遺産や伝統工芸、また伝統芸能など、脈々と受け継がれております。これらとは顧客のターゲットが集客域や層の違いはあるものの、現在津幡町で計画されている農業公園に予定されているような集客力があるかどうか甚だ疑問であります。加えて、

日本経済の再興をかけたアベノミクスの効果も定かでない中、最近示された国の来年度予算の基本的考え方は、プライマリーバランスの改善に向け、公共事業について、選択と集中、優先順位の明確化、民間活力の最大化を打ち出し、縮減を図ろうとしております。加えて、リーマンショック後の2009年に導入された地方交付税の別枠加算を廃止するとしています。このような国の財政状況下では、その経済政策がいつ方針変更されるか分かりません。

こうした時期に、完成までに3期17年かけ、総額19億3,000万円もの投資をして予定されている場所に新たな事業展開をするのはいかなるものかと考えます。加えて、来年4月から消費税が8パーセントに上がることを考えれば、総事業費が現在試算されている予定事業費を上回ることは火を見るよりも明らかであります。もとより、国の社会資本整備総合交付金を使うとしても、町債の発行額は第1期工事だけでも4億9,000万円に上り、一般会計からの支出は約8,000万を予定しています。これは、津幡町の財政規模を考えれば、決して少ない額ではありません。加えて、社会福祉事業全般にかかわる支出は、今後の高齢化社会に伴い、ますます増加することが確実であります。一方で、定住人口の増加にも多くは期待できません。町の財政基盤は弱くなっても強くはならないのではないのでしょうか。これは、国の財政状況と同様に、若い世代に負担を強いるということでもあります。

そこで、矢田町長が現在の予定地が最適地だとする理由を明確にご説明いただきたいと思えます。加えて、森林セラピー基地に認定された県の森林公園を有効に利用し、事業費を大幅に縮減して事業を実現できないかお尋ねします。

また、町政の軸足についてであります。2009年には、県内19市町の中で16番目だった国民健康保険税が2010年、11年と、県内では最も高くなっています。その他の公共料金においても、近隣市町に比べ決して安くはありません。そこで、町政の軸足を観光立地から近隣市町にもまねのできない社会福祉の充実や公共料金の引き下げを行いつつ、定住人口の増加を図り、真に住んでよかった町と思える福祉立地を町政の根幹に置き、金沢のベッドタウンに徹していくというお考えはないのでしょうか。私は、基本的には、自治体の力は定住人口だと考えております。

これらを矢田町長にお尋ねします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 黒田議員のご質問にお答えいたします。

まず今、黒田議員のご質問の中にありましたが、観光立地の町というようなご発言もありましたけども、私自身は、観光だけで飯を食うような町にするというそんなつもりは全くございませんし、今ほどお話の中にありましたような、金沢の兼六園、年間百数十万人も来られるという、そういう兼六園と対抗してやろうというつもりも全くございません。

しかしながら、21世紀は観光の世紀と言われて、もうすでに13年たちました。そんな中で、やはり私どもの町としても、交流人口をふやすためには、何らかのことを考えなきゃいかんのではないかと。ましてや、1年4か月後には北陸新幹線が金沢開業すると。そのときには、1,800万席のシートを持った新幹線が毎年やってくると。すべての席が満席で来るわけではないです。石川県とすれば、五、六百万人ぐらいの観光客が新幹線で訪れるであろうという試算をしているやに聞いております。詳しい数字ははっきり何とも言えませんけれども、せめてその1割ぐらいは来てくれればありがたいわな、そんな思いは持っておりますけれども、あくまでも金沢の兼六園に

対抗して、兼六園に優るようなそんな施設を津幡の町に持ちたいという、そんな大それた思いは持っていないということだけ、まず冒頭にお話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、農業公園に予定されているような集客力があるのかということでございますけれども、農業公園にイチゴ園やもみじ山、売店、レストラン、それから体験学習施設等のさまざまな施設を整備することによって、多世代の人たちが農業体験、収穫体験を行い、美しい景色を眺め、そして多様な交流を楽しむことができるようにし、多くの方々に来てみたいと思っていただける公園になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、現在の予定地を最適地とする理由についてであります。昨年4月の議会全員協議会でお示しました農業公園基本構想にありますように、現在の建設予定地は農用地、保安林の指定等の法規制の対象になっておらず、事業を行いやすい点、また周辺に倶利伽羅塾や倶利伽羅不動寺西之坊鳳凰殿、歴史国道等があり、集客を見込める立地である点、予定地の相当部分を津幡町土地開発公社が所有しており土地取得が比較的容易である点、そんなことから農業公園を建設するには最も適していると判断し、建設予定地としているところでございます。

次に、森林公園で農業公園の構想を実現できないかというご質問ですけれども、石川県森林公園は県の公園であります。そこで、町の事業を実施するということはなかなか難しいのではないかと考えております。

次に、福祉立地を町政の根幹に置き、金沢のベッドタウンに徹すべきとのお話でございますけれども、福祉の充実を図り、住んでよかったと実感できるまちづくりを行うことは当然のことです。あわせて、森林公園の活用や農業公園等の魅力ある施設の準備等により地域の独自性を出し、多くの方々にお越しいただき、楽しんでいただけるようにするとともに、町民の皆さまも楽しく生活でき、活力あふれる町にしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 今ほどのご答弁ありがとうございます。

再質問ではありませんが、農業公園は町長の公約の一つであり、北陸新幹線開通をも視野に入れた施策だというふうに存じます。公約を実現するということは、為政者にとっては有権者との信頼関係を築くに当たり最も重要なことだと存じますが、経済を含む仕儀の環境にかんがみ、規模の縮小や計画の延伸あるいは中止など、選択肢を排除しないことについても有権者の理解を得ながら考えていくという勇氣ある決断も選択肢であるということを考えます。こうした観点から、ぜひとも、今ほどおっしゃられましたが、農業公園構想についてもう一度、検討をいただくことを強く要望しておきたいと思います。

次に、災害時の業務継続計画をぜひとも緊急に策定せよということでご質問をさせていただきます。

災害時の業務継続計画については先ほど角井議員が質問されましたが、緊急かつ重要な課題であるということから、あえて重複することを承知の上で質問させていただきます。

さきの東日本大震災を契機に、全国の各自治体ではさまざまな防災減災計画が策定され、とりわけ災害時に司令塔や避難先となる公共建築物の耐震化や体制整備などが進んでおります。これらに先立ち、内閣府は2010年に災害時における自治体の業務継続についてその計画策定を含め体制を検討するよう通知しています。

業務継続計画とは、災害時に自治体が限られた職員や物資、寸断されたライフラインの中で、優先度の高い復旧作業や通常業務への影響を最小限に抑え、仮に中断したとしても可及的速やかに復旧、再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画であります。会計検査院の発表によれば、都道府県レベルでは、ことしの10月までに半数以上が策定済みであります。市町村レベルでは全体の1割にも達していません。石川県の緊急対策課においては昨年度から検討に入り、ことしの10月に策定を完了しております。同課によれば、業務継続計画について、県内の全自治体で策定されていないと認識しております。

津幡町においては、昭和44年3月に津幡町地域防災計画が策定され、昨年までに8回のバージョンアップを重ね、内容を充実させています。また、本年11月には津幡町防災ハンドブックが全戸配布されました。加えて、公共建築物の耐震化や防災備蓄倉庫の整備などが行われ、津幡町が防災、減災に正対し、さまざまな機会を通して町民に対する啓発活動に取り組んでいる姿勢は評価したいと考えます。

しかしながら、これまでに策定された地域防災計画や防災ハンドブックにおいては、災害が発生したときに、いつ、だれが、どこで、何に対し、どう行動をとるのかということの時系列で示されたものにはなっていません。災害発生時にはこのことが最も重要であり、かつ直近の課題であると考えます。なぜなら、石川県内における陸中の活断層は、現在判明しているだけで47か所あると言われていています。そして、津幡町にとって大きな影響をもたらす森本・富樫断層帯が直近に活動した時期は1,600年から2,000年前だと言われており、平均の活動周期は1,700年から2,200年と推計されております。今後30年間にこの断層が引き起こす地震の発生率は、これまでは6パーセントであると専門家は分析しておりましたが、11月21日に、これを8パーセントに引き上げました。地震発生率というこの数字は、計算上、最大が10パーセントであり、専門家の間では6パーセントという値はいつ地震が起こっても不思議ではない確率であると言われております。ましてや8パーセントになれば、まさに今起こっても不思議ではない値であります。

また、この断層帯が引き起こす地震は、先ほど町長も言われましたが、マグニチュード7.2程度と予測されており、これに加え、邑知潟断層帯が連動すれば、さらに大きな地震が予測されます。とりわけJRより海側の地域は地盤が軟弱であり、平地では顕著な液状化現象による被害が大きいことが想定されますし、中山間地においては集落が孤立するところが多く発生することが予想されます。行政面積が大きい津幡町においては、なおのことであります。これらの災害を想定し、業務継続計画を早急に策定する必要があると考えます。

以上のような背景の中で、先ほど町長からご答弁がありましたが、再度、業務継続計画について矢田町長のお考えと策定計画をお聞かせください。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 黒田議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、地震調査委員会は11月に森本・富樫断層帯の長期評価を見直し、今後30年の間に地震が発生する可能性が国内の活断層の中でも高いグループに属することとなっております。本町の地域防災計画は森本・富樫断層帯も想定したものでございますが、さらに危機感を持って防災に取り組みたいというふうに思っているところでございます。そのことも踏まえ、大規模地震時における業務継続計画につきましては、先ほど角井議員にもお答えしたとおり、来年度

中の策定に向けまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。ぜひとも緊急かつ危機感を持って業務継続計画の策定を急いでいただきたいというふうに重ねて申し上げます。

3つ目の質問であります。去る10月12日、福岡市内の病院で発生した火災により入院患者8名と病院関係者2名を含む10名の死者を出すという悲惨な事故がありました。消防庁は1987年6月に、東京都東村山市の特別老人ホームで入所者17名が死亡するという火災を契機に、夜間の火災対策として1989年に医療機関を指導するための避難対策マニュアルを作成し、全国の各自治体に通知を出しています。それによれば、医療機関はまず、建物の壁が不燃素材であるかなどを調べること、避難に必要な時間を設定すること、そして避難訓練を実施し、時間内に患者や入所者が避難できなかった場合、改善計画書を提出することを定めています。これらは法律での定めのない通知であり、義務でもありません。しかし、福岡市の火災について10名もの死者を出した要因は、計7枚もある防火扉がすべて作動しなかったことであるとその後の調査で明確になっており、亡くなられた方々の死因は流入した一酸化炭素中毒であったと報じられております。

当町においても、入院設備のある医療機関は河北中央病院を初め、高齢者養護施設などが多くあります。そこには、足腰が不自由な方々も多く入院あるいは入所されています。それらから痛ましい犠牲者を出さないためには建築基準法や消防法を遵守し、患者や入所者を守るという意識が最も重要だと考えます。何よりも火災を出さないことが一番ですが、不幸にも起こってしまった場合の対処も万全でなければなりません。

そこで、町内にあるそれぞれの施設の点検整備や避難訓練など、日常不断にどのように指導監督されているのか。また、実態はどうであるのか。加えて、さきの福岡市内での火災以降、消防庁からの通知にある調査や指導をされたかどうかを西田消防長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 西田消防長。

〔西田伸幸消防長 登壇〕

○西田伸幸消防長 高齢者養護施設、病院などの防災対策は万全かとのご質問にお答えいたします。

本町における高齢者養護施設は特別養護老人ホームを初め、グループホーム、デイサービスセンターなど、平成25年12月1日現在で23の施設があり、そのうち利用者が入所する施設は18施設あります。また、病床を有する病院にあっては2施設となっております。

このような施設の防火対策は、平成18年1月に発生した長崎県のグループホーム火災を受けて消防法令が改正され、火災の早期発見と初期消火対策として自動火災報知設備やスプリンクラー設備などの消防用設備設計対象の拡大化と防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任基準が引き下げられました。この改正を受けて、本町の高齢者養護施設、病院施設においては、すべて必要とする設備が設置されているとともに、定期的な法定点検の実施と報告が行われ、適切に維持管理されております。中でも、スプリンクラー設備は設置基準に満たないすべての入所施設に設置されております。また、防火管理者の未選任施設はなく、防火管理体制を高めるための避難訓練や消火訓練などは、計画的に実施されております。訓練内容は、訓練計画書で事前に確

認しており、議員ご指摘のマニュアルなどを参考にして避難に要する時間を設定したり、人手が不足する夜間を想定した場合の手順などを訓練に立ち会って指導しております。

福岡市内での火災を受けての対応についてですが、10月21日に町内の病床を有する病院の緊急点検を津幡土木事務所と合同で実施し、防火、防災設備において不備がないことを確認しております。また、11月12日から14日までの3日間で、デイサービスセンターなどの通所施設や病床を有しない病院も点検を行い、消火器具の点検など、必要な指導を行いました。

痛ましい火災を防止するため、今後も引き続き、高齢者養護施設や病院の夜間における防火管理体制の強化と防火、防災設備の維持管理に努めるよう指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ご答弁ありがとうございました。

消防は町民の安全、安心を守る最前線でもあります。したがって、今後とも日常不断に先ほどのような指導、監督をきっちりと行っていただき、真の町民の安全、安心を町民のものとしていただきたいというふうに考えておりますので、ご努力を期待しております。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

これで、3番、黒田の一般質問を終わらせていただきます。

○南田孝是議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

今回のすべての質問は、農業公園建設事業にかかわる問題に絞り、順次質問していきます。

農業公園建設予定地は、七野、竹橋地区の西之坊鳳凰殿から南東方向の山林地帯約11.3ヘクタールであり、ここを開墾してつくとされています。航空写真を見ると、この予定地全体は、木々が生い茂る森林、山野であることが分かります。私は実際に林道を頼りに歩いて近づけるところまで行ってみました。西之坊鳳凰殿から続く急な坂道を上り、30メートルは高低差があろうかと思われる高台まで行きましたが、その先は道もなく、木が生い茂っていて、どうもそこから先が農業公園の建設予定地ではないかと思われました。

最初の質問は、農業公園の建設費とその内容について聞きます。

農業公園建設予定地は、約1億円で津幡町土地開発公社が購入した土地に当たりますが、土地開発公社は、農業公園予定地をどの程度取得しているのでしょうか。また、この予定地は現在どのような状態になっているのでしょうか。農業公園の予定地は、恐らく木々が生い茂る山林だと思われますが、とすれば、建設費のほとんどは山林の開墾、開拓の費用になるのではないかと。森林、山野を開墾して樹木を撤去し、切り土、盛り土、残土処理をして、電気と水道を引き、インフラ整備をするために幾らかかることになるのか。そして、水の問題です。農業には水はなくてはならないものですが、イチゴ園や野菜園、ブドウ園などに必要な水をどのようにして確保するのか。農業公園の予定地は高台にあり、水を上に上げるだけで相当な費用がかかるのではないかと。予定地は標高何メートルですか。また、予定地と倶利伽羅塾では高低差は何メートルありますか。給水など、水回り工事について説明を求めます。

次に、農業公園の施設配置面積9.9ヘクタールのうち、32パーセントに当たる3.2ヘクタールをもみじ山にするということについてですが、農地の面積は全部で1.73ヘクタール、施設配置面積の17パーセントにしかすぎません。内訳はイチゴ園、野菜園、市民農園、ブドウ、カキ、ナシ園となっています。一方、もみじ山は3割を占め、開墾した山に新たに1.5メートルのもみじの苗木を3,000本植える計画です。そのもみじが見ごろになるまでには何年かかるのですか。

農業公園の総事業費は19億円余りです。完成までには17年間かかるとされていますが、この間、建設費が大きく膨らむということはないのか。予定建設費で必ず完成すると言えるのですか。計画作成担当の農林振興課、梶田課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 梶田農林振興課長。

〔梶田和男農林振興課長 登壇〕

○梶田和男農林振興課長 中村議員の農業公園建設費等の内容についてのご質問にお答えいたします。

まず最初に、津幡町土地開発公社はどの程度取得しているのか、この予定地はどのようなところかについてですが、土地開発公社は建設予定地のうち、およそ8割を所有しております。また、建設予定地は現在山林となっております。

次に、伐木処理に約6,000万円を、土工に約3億2,000万円を、電気施設に約3,600万円を、上下水道の整備には約8,800万円を見込んでおります。

次に、農業公園の海拔は85メートルから95メートル程度であります。俱利伽羅塾と予定地の入り口との差は70メートル程度となります。

次に、給水等水回り工事についてですが、現在の計画では、上水については町の上水道、下水処理については浄化槽を設置する予定です。

もみじの苗木が見ごろになるまでは何年かかるのかについてですが、木の高さ1.5メートルぐらいのもみじを植栽することとしておりますので、見ごろとなるまでには十数年程度かかるものと考えております。

次に、予定建設費で必ず完成するかについてですが、現在の計画は、詳細な測量、設計をいまだ実施していない段階のものになります。

今後、基本設計、実施設計の結果、建設費の変動もあり得ますが、可能な限り費用を抑制するように努めてまいります。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 質問します。

まず、これから言うのは、私が言いますのは、建設費用の数字については10万円単位を四捨五入して言います。

1点目の質問ですが、事業費19億3,200万円の内訳についてです。

先ほど答弁でいただきましたけれども、自分なりに調べてみますと、山林の開墾、開拓そしてインフラ整備に9億4,300万円、もみじ山としだれ梅園と芝生に3億4,800万円。一方、農園には2億2,600万円、レストラン、売店等の施設に2億1,400万円、以上が主な内訳となっております。農業公園とは言っても、開墾、開拓費用に10億円近い費用がかかります。用地費7,910万円を加えれば10億円を超えます。残土処理費用だけでも2億2,800万円です。大規模な山林の開拓と公

園建設事業だということが想像されます。適地選定の条件に開墾費用の項目はありません。入れるべきではないですか。これが1点です。

2点目は、水の問題です。

ブドウ、カキ、ナシ、しだれ梅園に設置されるスプリンクラーの水は当然、上水道ということになると思いますが、水道代に多額の費用はかからないのか。

以上、答弁をお願いします。

○南田孝是議長 梶田課長。

〔梶田和男農林振興課長 登壇〕

○梶田和男農林振興課長 中村議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、開墾費用につきましては、計画書の事業費の中に入っております。全体事業費、27年から43年の全体計画の中でうたわれておりまして、開墾費用につきましては下の分類に伐木処理という部分に6,000万円、それと、ここに土工に含まれている、その部分、先ほど申し上げましたが、その部分の費用約3億2,000万円ということになろうかと思います。

それと、先ほど給水工事についてもお尋ねしたいということでございますので、先ほども申しましたが、給水工事に関しましては、8,800万円を見込んでおります。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ごめんなさい。再質問です。

私は適地選定において、何でこの開墾費用が入らないのかということをお聞きしたんです。

それからもう一点は、水道工事じゃなくて、上水道を使うことで水道代がかなりいくのではないということなんです。

○南田孝是議長 梶田課長。

〔梶田和男農林振興課長 登壇〕

○梶田和男農林振興課長 先ほど申し上げましたが、開墾費用に関しましては約6,000万円の伐木処理と土工費3億2,000万円を見込んでおります。

給水工事に関しましては、ちょっと意味がちょっと分からなかったんですけど、先ほどからご説明しておる建設費には8,800万円を見込んでおるといふ……、

○南田孝是議長 いや、水道代がどうなるかということ。

○梶田和男農林振興課長 すみません。ランニングコストのことですか。すみません。ランニングコストのほうは計画の中に入れてございませんので、お答えは差し控させていただきます。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 次の質問をさせていただきます。

総事業費約19億円の半分が町の借金によるという農業公園は財政を圧迫しないかということでお聞きします。

農業公園の補助対象事業費のうち、40パーセントが国庫補助金、54パーセントが地方債、町の借金であり、残り6パーセントが一般財源です。農業公園建設事業に約10億円の地方債を発行し、20年間で償還するそうですが、利子負担は幾らで、償還する元利合計額は幾らと想定していますか。また、17年間、政権がかわろうとも国庫補助金で必ず補助されるのか。また、今後の消費税

に伴い、事業費はさらに進むことが当然想定されます。農業公園は財政を圧迫しないか。

企画財政課、大田課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 大田企画財政課長。

〔大田新太郎企画財政課長 登壇〕

○大田新太郎企画財政課長 総事業費約19億円の半分が町の借金によるという農業公園は財政を圧迫しないのかとのご質問にお答えいたします。

町債発行の10億円については、事業計画5年経過ごとに1年間の検討期間を設けるという、全体事業期間17年間の総合計になります。5年ごとの検討期間を除くと、町債発行は15年間となり、1年当たりの平均にいたしますと、毎年約6,700万円の発行になります。現行制度におけるこの町債の元金返済条件は、3年間据え置き17年間で償還し、利子を含めた返済期間は20年となっております。

利子の負担はどれくらいかのご質問ですが、あくまで一定条件での仮定の数字となりますが、現在の金利情勢が1パーセント前後であることから、試算条件として金利1パーセント、毎年6,700万円を15年間借り入れたとした場合、年67万円の利息をベースに、その総額は約1億1,870万円となります。当然のことながら、利息についても元金と同様の交付税措置がありますので、単純に町の負担に加算されることにはなりません。

今後予定されている消費税の増税や国庫支出金制度が変更になった場合など、さまざまな条件により事業の財源や規模について見直す可能性もございますが、これら諸条件の変更も想定した上で、事業計画5年経過ごとに1年間の検討期間を設けることとするものであります。

農業公園整備が本格的に事業開始された際にも、現在行っている町債発行に対するシーリングを継続してまいりますので、一時的な増があったとしても財政圧迫にならないような財政運営となるようにしっかりと対応したいと考えております。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 2点質問いたします。

1点目は、償還する元利合計額は幾らになるのかということをも1パーセントの場合でお願いします。

それからもう一つなんですが、1990年代から2004年にかけて、津幡町の普通建設事業費は毎年50億円を超えていました。そのときの建設費の主なものは、道路、公園、下水道整備事業と社会教育施設建設費などです。このとき財源として発行された地方債が財政に負担をもたらしてきたという経緯があったはずですが。

農業公園が完成までに17年間かかる最大の理由は何か。農業公園と同様に、事業費の大半近くを地方債で賄う事業としては、庄能瀬線の町道建設事業やあがた公園などがありますが、これらの建設事業費は多額の建設費を一気に使うことが難しいので、毎年少しずつ予算を組んで事業を進め、一貫して町財政を圧迫し続けています。農業公園が完成までに17年間かかる理由、それは財源がないからであり、ないのに無理して借金で建設しようとしているのではないのか。だから完成までに17年間もかかるのではないのか。17年間で要する財政上の理由は何ですか。

この2点について、答弁をお願いします。

〔「通告にないことに答えなくていい」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 大田課長。

〔大田新太郎企画財政課長 登壇〕

○大田新太郎企画財政課長 ただいまの中村議員の再質問につきましては通告にございませんので、答弁できませんのでよろしくお願いいたします。

〔「元利合計は」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 通告にないのは答弁できませんので、ご了承願います。

大田課長。

〔大田新太郎企画財政課長 登壇〕

○大田新太郎企画財政課長 元利償還額の合計ですけれども、そのまま先ほど言いました利子の償還額足しまして10億500万円になります。元金の償還額は、10億500万円を予定しております。利子とで11億2,300万円を予定しております。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 それでは、農業公園、次の質問に移ります。

町長に質問いたします。

先ほど黒田議員がお話しされていましたが、9月19日付の日本経済新聞の記事によれば、町長は農業公園に関して、2015年度に事業着手し、最終的な完成までには18年ほどかかると見ていたとありました。再来年度には工事を始め、そして完成までには18年かかるといっていますが、その場合、完成時期は2033年ということになります。20年後の津幡町はどうなっているのでしょうか。20年後に完成するというような農業公園が津幡町に本当に必要不可欠なものなのでしょうか。事業費19億円のうちの半分が地方債、町の借金であり、新たに山林を開墾、開拓、インフラ整備するために約10億円を投資して、あえて農業に適さない高台、高所の山林という場所に、なぜ農業公園の建設なのですか。

そこに3,000本のもみじを植えるのは町長の願いであっても、町民の願いかどうかは分かりません。もみじはゆっくり成長する樹木だそうです。見ごろになるまでには、大きく成長するには、20年以上かかるという話もあります。人工林であるもみじ山が、景観地として成功している事例はあるのですか。

20年後に農業公園が完成し、そのときしっかり経営的に成り立っているという保証はあるのですか。18年間の建設費のみならず、完成してからも農業公園が町の財政負担となるということはありませんか。

町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、農業公園が津幡町に本当に必要不可欠なものなのかということでございますけれども、それぞれの考え方はあるかと思いますが、私は津幡町の発展、そして活性化のためには、間違いなく必要であると考えております。

次に、なぜ高所の山林で農業公園なのかについてですけれども、先ほど黒田議員の答弁で申し上げましたとおりでございます。ただ、ちなみに、高所に適さない農業ということ言われましたけれども、今、津幡町では俱利伽羅米が生産されておりますけれども、これは80メートル以上の

高地のみの米であるということもご認識賜りたいというふうに思います。

次に、もみじ山が景観地として成功している事例はあるのかということですけれども、例えば東福寺に代表される京都の多数の寺社仏閣では、紅葉の時期に大勢の観光客が紅葉を見るためにやってくることは有名かと思います。また、東京都調布市の東京神代植物園や新潟県長岡市のもみじ園なども、紅葉の時期にはもみじを目玉にして集客していると聞いております。

次に、完成の後、経営的に成り立つ保証はあるか、財政負担となることはあり得ないかということについてでございますけれども、現在の計画では第2期の整備が完成した後は集客が見込める施設が整備されることから、収入が支出を上回るものと考えております。早い段階で健全な収支を達成することができるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

80メートルの米とおっしゃいましたけれども、お米を植えるわけではないですよ、農業公園に。なぜ高所、高台にわざわざ農業としては無理があるようなところにやるのかという質問です。

〔「考え方が違う」と呼ぶ者あり〕

それと、それともう一つですけれども、北陸新幹線開通で500万人が金沢に来ると想定して、その1割の50万人が津幡町にやってくればと、町長はさまざまな場において発言していらっしゃいます。では、新幹線に乗って観光客が津幡町の農業公園のもみじを見にやってくるでしょうか。20年後に、新幹線に乗って津幡町の農業公園のイチゴ狩りや野菜収穫体験をしにやってくるでしょうか。首都圏から津幡町の農業公園に来るとは考えにくいのではないですか。なぜなら、ここへ、ここ石川県へ来るまでに美しいもみじの名所や歴史ある観光地はたくさんあるからです。農業公園と新幹線の観光客とを直接結びつけようとする町長の考え方には、無理があるのではないですか。町長は農業公園をメジャー観光地として位置づけようとしています、そのようにメジャー観光、メジャー観光ということで、農業公園の本来の目的が失われていくのではないかと。

質問いたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔「質問か、再質問なら再質問と言えまいや」と呼ぶ者あり〕

〔「言いました」と呼ぶ者あり〕

〔「質問って言った」と呼ぶ者あり〕

〔「再って言いました」と呼ぶ者あり〕

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 はい。

倶利伽羅米につきましては、中村議員のおっしゃることが80メートル以上の、85メートルか95メートルですか、の高所では農業に適さないのではないかという言い方のように聞こえたものですから、私はそんな言い方をさせていただきました。80メートル以上の倶利伽羅米というものが今、ブランド米として羽ばたこうとしているところでございますので、私は野菜やイチゴは決して、80メートルだから90メートルだから、はたまた100メートルだからといってならないというものではないと確信をしております。

それから、新幹線と農業公園は関係ないんじゃないかというような言い方でございますけれど

も、私は前に、この議場でも申し上げたかもしれませんが、たしか申し上げたと思います。将来3,000本のもみじが真っ赤になったときに、写真を撮ってポスターにして、私の夢は、そのポスターをべたべたべたと東京駅のコンコースに張って「津幡の農業公園へいらっしやい。金沢駅から車で20分」、こう書いたポスターをコンコースにたくさん張りたい。それが私の夢であります。夢ならばお前だめやわいやって言われるかもしれませんが、実現に向けて努力をさせていただきたいと思いますので、特段のご協力を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 質問はしません。

〔議席から笑い声あり〕

町長の夢は壮大なんです。ただ、これはだれのお金を使って、どのようにしてやっていくのかということを、しかも20年先、30年先のことで、町長さんはお幾つになってるか、私も幾つになってるか分かりませんが、そういったことについても責任を持って考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

項目がたくさんありますので、1、2と順にお聞きしますので、よろしくお願いします。

1、農業公園収入等の根拠についてなんですが、年間の来園者数について、農業公園基本構想では年間の来園者の数は22万人とされていましたが、今回9月に示された計画案では来園者数4万人余りとしています。激減した理由は何か。

2、1期目の5年間については、イチゴ園と野菜園の収穫体験による収入が年間2,069万2,000円とされ、収穫体験の人数まできちんと想定されていますが、その人数の根拠は何か。どのように算出したか。

3、もみじを見るためにどれだけの人が来るのか、大いに疑問です。1期目の5年間には、もみじ鑑賞期間中は車1台につき300円の駐車料金を徴収して、計7,100台分の収入、年間213万2,000円の利益を見込んでいますが、徴収可能な数字なのか。鑑賞期間の日数は何日で、また駐車料金はどのように回収するのか。

4、レストランと売店は2期目に当たる6年後以降に建設しますので、1期目の5年間については、農業公園の来園者には倶利伽羅塾のレストランと売店を利用してもらうとされています。これにより、倶利伽羅塾のレストランの年間の総売り上げは1,550万7,450円ふえると見込まれていますが、その根拠について。また現在、レストランの年間平均売上高は幾らなのか。2010年以降、どう推移しているのですか。

5、同じく農業公園の農作物については、1期目の5年間については倶利伽羅塾の売店で購入していただき、それにより年間313万9,780円が売店からの手数料として入ってくるとされていますが、どのように算出したのか。

6、1期目の年間の総収入は2,200万円余りなのに対し、2期目の年間総収入は1億1,900万円、3期目は1億8,800万円余りに急増するとされていますが、その収入の主なものについて。

7、農業公園1期目は、年間約360万円の赤字と見込まれていますが、完成までの17年間全体で一体幾らの赤字もしくは黒字となると見込んでいるのか。

答弁をお願いいたします。農林振興課、桝田課長お願いします。

○南田孝是議長 桝田農林振興課長。

通告になければならないという形で。

〔「通告にあります」と呼ぶ者あり〕

〔「一問一答じゃない」と呼ぶ者あり〕

〔桝田和男農林振興課長 登壇〕

○桝田和男農林振興課長 農業公園収入などの根拠があいまいではないかとのこと質問にお答えします。

まず最初に、年間来園者数が22万人から4万人になった理由とのことですが、22万人は計画のすべてが終了した段階での数であり、約4万2,000人は一部の施設のみ開設となる1期目の整備が完成した段階での数となります。

次に、イチゴ園の利用者数と野菜園の利用者数の根拠についてですが、1期目の整備が完成した段階では、イチゴ園の1日当たりの利用者数は、平均すると平日は36人、休日は220人を見込み、平日の稼働日数は100日、休日は60日としているため、年間利用者総数は、平日は約3,700人、休日は約1万3,000人としております。野菜園については、1日当たりの利用者数は、平均すると平日は14人、休日は44人を見込み、平日の稼働日数は100日、休日は60日としているため、年間利用者総数は、平日は約1,500人、休日は約2,700人としております。

次に、もみじ山の鑑賞の日数、農業公園の駐車料金の回収についてですが、もみじ山の鑑賞の日数はおおよそ一月を見込んでおります。駐車料金については、9月の議会全員協議会でいただいたご意見を踏まえ、再検討の結果、現段階では整備終了まで徴収しないことを考えております。

次に、倶利伽羅塾の来園者に対する売上額の根拠、2010年以降のレストランの年間売り上げについてですが、当該売上額は農業公園の年間来園者数4万2,000人のおおよそ半分の約1万9,000人が利用するとして、これに平成22年度から平成24年度までのレストランの1人当たりの客単価を平均した金額を乗じたものとなります。また、レストランの年間売り上げについては、平成22年度は約5,200万円、平成23年度は約5,000万円、平成24年度は約4,700万円となります。平均いたしますと、4,960万円となります。

次に、売店年間増加手数料収入の算出についてですが、当該手数料収入はレストランと同じく約1万9,000人が利用するとして、これに平成22年度から平成24年度までに公社が1人当たりの客から得た利益を平均した金額を乗じたものになります。

次に、2期目、3期目の主な収入についてですが、2期目では、レストラン、売店、体験学習施設、しだれ梅園等が整備されている予定であり、これはイチゴ園、野菜園とともに、主な収入減となる見込みでございます。3期目では、さらにカキ園やナシ園が整備され、収入源となる施設が増加する予定であるほか、さまざまな施設の整備に伴い、全体の来園者数の増加も見込めることから収入も増加するものと考えております。

次に、質問では先ほど15年、通告書では15年となっておったんですけど、質問では、

〔「17年ですね」と呼ぶ者あり〕

となりますと、通告にございませんので、差し控えさせていただきます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問はしません。

確かに私の通告は15年間全体でというふうに書きましたけど、これ17年間全体でということなんですが、答弁はご用意されてはいないというふうに理解してよろしいんですね。分かりました。

それから今お聞きしましたけども、収入についてもまだまだ不透明、不確かで、恐らく1期目の5年間も年間360万円の赤字で終わらないのではないかなという思いを持ちました。

それで、次の質問に移ります。

町長に質問いたします。

農業公園計画の本来の目的にかえり計画を変更すべきではないかということですが、計画案によりますと、農業公園の目的は、1、農業を中心とした産業振興。2、交流機会の確保。3、食育の推進とうたわれています。農業振興、産業振興、交流機会の確保、食育の推進という目的は素晴らしいと思います。ただ理解できないのは、そこになぜもみじ山なのか。農業公園の目的や役割を果たすためには、もみじ山がどうしても必要不可欠なのでしょうか。

事業費19億円のうちの10億円が地方債、山林を新たに開墾、開拓、インフラ整備をするために10億円、完成までに17年間。計画案には、農業、産業の振興とうたわれていますが、これでは公園建設事業がメインではないか。建設事業費、維持管理費の面から見ても、もみじ山は、もみじ山観光は、大きな負担になっています。もみじ山をメジャー観光地とするために、お金と労力をかけるより、本州最大の面積を誇る広大な県森林公園を活用して活性化することのほうが、津幡町の観光地としての名を挙げ、町への集客力も増すのではないか。もみじ山がなくなること、町長の考える農業公園計画は破綻するの可否か。計画案を見直すべきではないか。

また、どうしても現在の場所で建設をという場合に限って提案させていただきますが、一般質問の通告の際に一緒に提出した参考資料で示した場所に農業公園を移してはどうでしょうか。西之坊鳳凰殿を過ぎて間もなくすると平地に出ます。ここは土地開発公社が所有している土地で、過去に運動場や畑として地元住民から親しまれていた場所と聞いています。規模は縮小されますが、建設費用は格段に抑えられ、建設期間も短く、農業公園が目指している3つの目的、つまり農業中心の産業振興、交流機会の確保、食育の推進が果たせるのではないのでしょうか。

町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 農業公園事業の本来の目的にかえり計画を変更すべきではないかのご質問にお答えいたします。

まず最初に、もみじ山がなくなること、農業公園計画は破綻するのかわかりたいということでございますけれども、聞いておられますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔議席から笑い声あり〕

農業公園の目的の一つに交流機会の確保、先ほど言われましたとおりでございます。より多くの方々に農業公園にお越しいただきたいと考えております。そのためには農業に関する施設の充実は当然として、そのほかに世間一般で注目を集めるような目玉となる施設も必要となってくると考えております。その目玉となる施設が農業公園ではもみじ山になるというふうに思います。将来的にもみじ山が整備され、見ごろを迎えた際には、多くの方々がもみじ山を見るためにお越しいただけると考えております。

また、もみじ山では一般の方々から出資を募り、もみじの植樹や生育の一部費用の負担をしていただく、オーナー制の導入を検討しております。この制度によって、多くの方々に農業公園に対する愛着を抱いていただけるようになればと考えているところでございます。

次に、参考資料として提出をしていただきました場所を予定地にできないかということでございますけれども、中村議員におかれましては農業公園計画に前向きに考えていただいておりますのではないかと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

〔議席から笑い声あり〕

しかしながら、お示しの当該区域では、これまで検討してきた農業公園の計画を実現するには、中村議員おっしゃるとおり、大変狭く、結果として農業公園の目的を達成することができなくなってしまうため、予定地の変更はできかねます。また、当該区域は造成地で、その下に住宅地もあることから、防災上の理由からもふさわしくないと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

ということは、やはりもみじは必要不可欠で、農業公園をやるに当たっては何としてももみじ山をつくりたいということでよろしいのでしょうか。

〔議席から笑い声あり〕

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 やりたいと思っております。先日からもちょっと事務局の連中らと話をさせていただくんですけども、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、オーナー制というものを考えております。もし3,000人のオーナーができたとするならば、例えば中村議員さんの息子さんの名前でオーナーになっていただく、もしくは年がいけばお孫さんの名前でオーナーになっていただく、その子どもたちが毎年、毎年誕生日にそこに来て、写真を撮ってもらうっていうことがあってもいいのじゃないのかなと。もし3,000本のオーナーがいて、その下におじいちゃんやおばあちゃんやお父さんやお母さん、兄弟がくっついてくるとするならば、それだけで1万人以上の効果があると私は思っております。

そんな意味も含めて、石川県内には全山がもみじであるという山は見当たりません。そのことから、津幡にそういうところをつくってもいいんじゃないのかという思いで提案をさせていただいたところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 質問はしません。

例えば民間の会社がこの計画案を見て、やりたいと手を挙げるところは、私には一つもないと思われます。この計画案で、一番喜ぶというか、よかったなと思われるのは、土木、建設業者や造園業者ではないかという思いがしました。なぜなら、先ほども申しましたように、開墾、そして開拓、インフラ整備に約10億かかる。実際の農地は2億余り。売店やレストランも2億円余りです。何とか場所をかえてですね、この農業公園という構想ではなく、むしろ観光農園、そういった視点からも考えるべきではないかなという思いがあります。

保育園児や能瀬、私は能瀬ですけども、能瀬地区でも、保育園児や小学生の……、

○南田孝是議長 中村議員に申し上げます。

○5番 中村一子議員 はい。

○南田孝是議長 あなたの一般質問以外の……、

○5番 中村一子議員 これ関連です。

○南田孝是議長 質問の範囲を超えていますので、次に行ってください。

○5番 中村一子議員 質問じゃないんです。意見です。私が言いたいのは、子どもたちが農業体験をする、収穫体験をする、それから高齢者や障害者がそういった体験をするということは…

〔「だれもそういうことを求めとらんよ」と呼ぶ者あり〕

いや、町長はそういうふうに……、

〔「自分の思いだけを言う場じゃないぞ」と呼ぶ者あり〕

いや、町長はそういうことも考えているとおっしゃっていました。

〔「何言っとらいね」と呼ぶ者あり〕

だから私は、それはすばらしいなと思ってます。ただ、実際に、現実的にそれが今農業公園で可能かという、私には思われないうことです。

例えば温水プール建設のために調査……、

○南田孝是議長 中村議員に申し上げます。

○5番 中村一子議員 はい。

○南田孝是議長 通告の範囲を超えてます。次へ行ってください。

○5番 中村一子議員 私は、お金のことを今話そうとしているんですけども。要するに温水プールのために、一応、実施計画書には10億円使うと書かれております。そのうちの財源は54パーセントが借金です、予定では。つまり……、

○南田孝是議長 中村議員に申し上げます。

農業公園でしょ。

○5番 中村一子議員 同じなんです。

○南田孝是議長 何が同じなんですか。

○5番 中村一子議員 仕組みが。これからも……、

○南田孝是議長 皆さん……、

○5番 中村一子議員 です、私は非常に心配しております。

〔「事業をするときには仕組みは同じです」と呼ぶ者あり〕

例えば先ほど、先ほど黒田議員もおっしゃられてましたけども、国民健康保険料も一番、二番と高いですし、水道料金も高い、それから保育料も割高です。

〔「何言っとらいや」と呼ぶ者あり〕

そういった公共料金をです、ね……、

〔「問題外だ」と呼ぶ者あり〕

少なくとも……、

○南田孝是議長 中村議員に申し上げます。

○5番 中村一子議員 はい。

○南田孝是議長　ここは討論の場所じゃないんですよ。

○5番　中村一子議員　意見の場です。

〔「何を言っているんだ、一般質問だぞ」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長　一般質問でしょ。

○5番　中村一子議員　質問です。

他市町の数字に近づけるよう努力しなければ、定住促進事業も片手落ちです。農業公園というところで、財政の負担にならないか……、

〔「中村議員、自分の思いは短く言え。長々と言うものじゃない、端的に」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長　議長命で次へ……、

○5番　中村一子議員　ちょっと、あの、ちょっとうるさいというふうに、ちょっと……、発言を……、

○南田孝是議長　あなたの意見は……、

○5番　中村一子議員　発言を抑えてください、議長。

○南田孝是議長　あなたに言っているんですよ。

○5番　中村一子議員　私が発言……、

○南田孝是議長　通告の質問の範囲を超えて、自分の意見じゃなくて、討論の場所じゃここじゃないんです。

○5番　中村一子議員　討論じゃなくて意見です。

〔「質問だぞ、質問」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長　質問の場所でしょう。

○5番　中村一子議員　質問はしました。それに対する意見を私からも……、

〔「意見は明確に言えまいや」と呼ぶ者あり〕

出しているわけです。

〔「そんな長々と意見を言う場じゃないんだ、ここは」と呼ぶ者あり〕

〔「質問の場だぞ、ここは」と呼ぶ者あり〕

質問してますよ。意見も言ってますよ。

〔「何を言っとらいや」と呼ぶ者あり〕

あと4分25秒なので、

〔議席から笑い声あり〕

じゃ、最後の質問をさせていただきます。

黒田議員じゃないですね、塩谷議員でしたっけ。すみません。塩谷議員と少し重複するところもありますけれども、農業公園計画に関するシンポジウムなどを開催してほしいということで、答弁はいただきました。しかし、私は思うんですね。町自治体として完成までには18年かかる。そして、完成後も町自治体の責任において維持、管理していかなければならない施設については、町民との共通認識や理解や協力がなくてはならないはずです。町民には、農業公園計画は周知されていません。周知されていないままに、町の進める計画ばかりがもしひとり歩きしていくとしたら問題だと思います。

実施計画を策定する際に、（仮称）農業公園推進協議会を設置し、そこで意見をいただきなが

ら進めるということでしたけども、そのときにはもうすでにこの計画案に基づいて議論されるわけですから、私はその前に、住民の意見を聞くべきだと言っています。

町長、再度、農業公園計画に関するシンポジウム、説明会を開催してください。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員のご質問にお答えいたします。

町民を対象とした説明会の開催についてでございますけども、先ほど塩谷議員の答弁で申し上げたとおりでございます。開催するつもりはございません。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問はしません。

残念ながら、町長の答弁は、住民の意見は今のところ聞く必要はないというふう聞こえました。

長々と農業公園について質問させていただきました。ただ一つ、私は感想として思ったのは、農業公園じゃなくて、観光農園、そういった、意図も大事にしても、これからの計画を、経費も含めて、財政への負担も含めて、考えていていただきたいなと強く思っております。

以上、5番、中村の一般質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西村 稔議員。

〔2番 西村 稔議員 登壇〕

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔です。

一般質問に先立ち、一言述べさせていただきます。

来春の石川県知事選挙に絡み、先陣を切って、津幡町矢田町長は現職谷本知事を押すと表明され、その一言で能登地区の各町長がなだれのごとく現職知事を推挙され、このたびの谷本知事で一本化されました。我が町、矢田町長が次期谷本知事誕生を決めたのです。私は月の3分の1は能登地区、3分の1は金沢地区、3分の1は加賀地区を仕事で回っております。能登と加賀の格差が顕著にあらわれております。矢田町長のおかげで知事もこれから津幡町に力を注いでくれるものと確信しております。矢田町長の力と英断に感謝いたします。先代の矢田富雄先生は治水で河北潟干拓事業を実現され、津幡町にはかり知れない果実を与えていただきました。矢田富郎町長には能登の活性化に尽力を注いでほしいと思います。そうすれば、津幡町は必ず発展すると思います。国会議員の先生は、有権者によって選ばれていることを忘れていらっしゃる方ばかりです。その点、市長、町長は、市民、町民の行政であることの認識を持っておられます。次期、津幡町長続投をけさ表明され、新年に向けて町民も矢田町長の出馬に期待し、希望のある新しい年を迎えることができると思います。

それでは、一般質問に入ります。

1番、5の1です。住みよく豊かなまちづくりについてというタイトルで、東京から100キロメートル離れた宇都宮市役所を視察に行ってきました。理由は、山間僻地になぜ人口が51万人も集中しているかを調査するためです。庁舎は16階建てで最上階に東展望台があり、「眺めて宮」があります。眺めて宮、展望台で眺めてみやということですね。津幡町にはない課がたくさんありました。教育企画課、環境政策課、文化課、スポーツ振興課、緑のまちづくり課、危機管理課、

みんなでまちづくり課、再開発室、産業政策課、うつのみや市政研究センター、政策審議室、地域政策室、中心市街地活性化推進室、行政改革課、子ども未来課、行政情報センター、学習文化情報センター等、いろいろ感銘する課がたくさんありました。このことから察するに、まず地上より56メートルのところに「眺めて宮」という全市を見渡せる展望台があり、市民のために市民と分かちあう課がたくさんあることです。市をまだまだ発展させていくための対策があり、子ども未来課までありました。

そこで1番。津幡町にも町民が見渡せる展望台をつくるべきであります。また、津幡町で働ける企業誘致をすること。そのために、計画的まちづくりをすること。定住人口を増すため、ミニ開発ではなく総合的な土地整理および道路づくりをすること。このことについて津幡町も取り組んでほしいと思いますが、町長のお考え方をお聞かせ願います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 お答えいたします前に、西村議員に申し上げますが、若干誤解をされているのではなかろうかなというふうに思います。その当時の新聞をお読みになってそういうふうに思われているのかもしれませんが、あの時点では、自民党の候補者に全く名前が挙がってる人がいなかったと。片や、出馬に意欲を持たれておられる現職の知事ということであって、自民党県連の幹部の皆さん方には、今の時点でどちらを選択しますかというようなことが言えるわけがないじゃないですかという話をさせていただいた次第でございますし、それ以上の発言は全くしていないつもりでございます。西村議員の誤解であろうかというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ご質問にお答えします。

まず、津幡町に眺望台を設置せよとのことですが、ことしの議会6月会議における観覧車の設置に続き、大変斬新なご提案をいただきましてありがとうございます。津幡町におきまして展望台を設置する計画はございませんが、津幡小学校のグラウンドで津幡城址でもある大西山は、大変眺めのよい場所であり、社会資本整備総合交付金を活用して、歴史資料館を建設する予定であります。この施設にお客さまが足をお運びになり、歴史資料を見学した後、周囲に広がる津幡の町並みは旧北陸道の宿場町の面影を感じることができる大変見ごたえのあるものだとは私思っております。

企業誘致につきましても6月会議でお答えしたとおり、旭山工業団地と富田工業団地を中心に鋭意、交渉を重ねておりますし、一方で、企業のニーズに沿ったオーダーメイド方式による企業誘致にも努めているところでございます。

定住人口の増加対策につきましては、すでに助成制度を創設し、公表したところでございます。人口が伸び悩んでいる状況の中、大規模な土地区画整理事業は過剰投資であるとも思われます。平成27年度までの計画策定が済んでいる社会資本整備総合交付金事業などを有効に活用していく予定でございます。

今後も町の財政が逼迫しないよう有利な財源を活用し、計画的に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 町長さんには丁寧にご回答いただきましてありがとうございます。

それでは、2番目の質問をします。

町民挙げての法律をより多く学べるまちづくりについて、教育長にお尋ねします。

日本は法治国家であり、法律を知らなくてはなりません。不平等、不公平であろうが、時代おくれの法律によって罰せられます。このたび衆議院を通過した国家秘密保護法案は、報道関係およびそれらにかかわる人を罪に陥れることが容易になります。携わっている関係者は少数であるため法律が制定されるわけで、多数の人は余り関係のないことですが、行政に携わる人たちが犯罪者になる可能性が大きいと思います。

そこで、子どもからお年寄りまで生活のための学べる法律学校をつくってはいかがなものでしょうか。小中学校においては、学校教育の中に取り込み、成人に至っては旧河合谷小学校等を利用して学校を開いてほしい。より多くの法律を町民に知っていただくといかに政治に参加することが大事であるのか認識も増していき、投票率も上がると思います。いかに行政、議会が大事であるかも知っていただけます。

教育長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 町民挙げての法律をより多く知るまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

子どもからお年寄りまで生活のための学べる法律学校をつくってはどうですかとのことですが、教育委員会という立場での観点からいきますと、西村議員のおっしゃるような法律学校の設置を提案していくということは考えておりません。学校教育では学習指導要領に従い、日本国憲法を初め、法律や社会の仕組みを学習し、集団生活における責任や役割など、社会の形成に必要な教育が行われております。また、公民館を初めとする社会教育、生涯学習の場におきましては、防犯教室、詐欺対策講座、人権講座等を開催し、町民の方々にも安心して生活できるよう法律にかかわる学びの機会を設けております。

今後も町民の皆さまが法律を学習できる機会を提供していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 教育長さんは積極的に法律を学べるということで、取り組んでいってくれるということでまた一つよろしくお願いします。

〔議席から笑い声あり〕

次、3番目ですね。農業公園の目的について、先ほど来たくさん意見が出られましたけれど、私の意見をちょっと今から質問します。

私は数多くの日本の国にある農業公園の視察に行ってきました。そこで、現在ある農業公園は、営利を目的としたものばかりでした。そこで、津幡農業公園は営利を目的とせず、採算を問わない公園にする、そして町民がいつでも楽しめる公園にしてほしいと。そのためには、秋には町長さんのおっしゃるもみじ公園そのほか果樹園、春にもみじはないですから冬には温泉を掘って、ハウスの中でイチゴやプチトマト等、いろいろな花を楽しめるように、春夏にはカキツバタ、アヤメ、アジサイ、バラ、チューリップ、ボタン等を植えて、また子どもからお年寄りまで遊べる

施設をつくり、ロードスター、ゲートボール、滑り台、カーゴート、テニス、相撲等を併設したほうがよいと思います。商業施設は土地を貸与して民間につくってもらうようにしたいと思っています。町ではトイレ、避難、管理棟、これは町で運営すると。公園の外に回遊外山道路をつくり、交通の利便性を図り、どこからでも公園に来れるようにしてほしいと。

町長さんのちょっとお考えを、このことについてお尋ねします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員のご質問にお答えいたします。

最初に、農業公園は営利を目的とせず、採算を問わない公園にすればどうかということでございますけれども、採算につきましても十分に検討がなされた公園にしたいと考えております。

次に、温泉を掘ってハウスの中でいろいろな花を楽しめるようにする、またゲートボール、相撲もできる施設の併設をとのことでございますけれども、今のところ温泉を掘る予定はありませんし、農業公園を遊園地やスポーツ施設として整備する考えもございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、商業施設は敷地を貸し出して施設を民間につくってもらうようにする、トイレ、避難所、管理棟は町で運営するとのことでございますけれども、基本計画案のとおり、運営に関しては津幡町公共施設等管理公社へ運営、管理を委託したいと考えておりますが、避難所につきましては建設について考えてはおりません。

次に、外周道路をとのことですが、新たな道路をつくる考えは今のところございませんので、よろしくお願いをいたします。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 はい。いろいろとできないということがよく分かりました。はい。

〔議席から笑い声あり〕

それでは、次の質問。将来の津幡町の財政の行く末について。

貿易赤字、金利施策によって、まだまだ日本経済、国民生活が縮小していきます。アベノミクスは、ヘビが卵を飲み込んだのと同じで一時的な対策であり、卵がだんだんしっぽに近づくことによって、だんだん経済が縮小していき、卵が割れたときには相当の経済ショックがあると思います。今、国民は、アベノミクスに浮かれて自民党支持にはしゃいでいますが、恐らく短期間で終わると思われます。

そこで、津幡町の総合的な見地から抜本的なまちづくり施策を行わないと、産業が少なくなり、住民税の高い町になると思います。住民税が高くなっても住みたい町にするためにはどうしたらいいか。まちづくり対策課等をつくり、研究を重ねてほしいのですが、町長さんのご意見をお聞かせ願います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員のご質問にお答えいたします。

まず、まちづくりとは街路や公園、建物といった単なるハード整備だけではなく、生活環境や産業、経済、文化、社会福祉など、生活の根幹を構成するあらゆる要素を含めた暮らしづくりそのものだとして認識しております。町が実施するさまざまな施策はまちづくりの最上位計画である第

四次津幡町総合計画に基づき、担当各課において取り組んでいるところでございます。今後も住んでよかったと実感していただけるまちづくりに邁進していきたいと思っております。

まちづくり対策課等をつくれとのことにつきましては、さきにも申し上げましたとおり、まちづくりには生活全般にかかる多岐の要素があり、単独の課で対応するのは難しいと思いますし、またその必要も今のところ感じてはおりません。

なお、個人住民税につきましては、地方税法において税率が定められており、産業の多少によって個人住民税率が変わるということはありませんので、念のため申し添えさせていただきます。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 所得税、住民税というのは日本国民平等に一律になっているのは分かってるんですけども、財政が逼迫してくんじゃないかということで、いろいろと今お聞かせいただきましてよく分かりましたので、この件はこれで終わります。

次に、新幹線、大河ドラマの受け入れ対策について、どうなっているかをお聞かせください。

新幹線開業は目前に迫っておりますが、津幡町の受け入れ対策はどうなっているかお聞かせください。大河ドラマの放映が決まったとき、町はどのように成果を上げようとしているのかお聞かせください。

町長にお尋ねします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ご質問にお答えいたします。

まず、1年3か月余り後に迫っております北陸新幹線金沢開業に向けての受け入れ対策については、9月会議で道下議員のご質問にお答えしましたとおり、現在、河北郡市1市2町の観光に関する河北エリア北陸新幹線開業対策ワーキンググループを各市町担当職員や商工会職員などで組織し、観光コースの設定や商品化について協議を行っているところでございます。また、町といたしましても商工会や町内関連団体と連携、協力しながら、津幡町をPRできるお土産品の開発や津幡産の特産品の掘り起こしなどを後押しするなど、観光客の受け入れ体制の整備に努めております。

次に、大河ドラマの誘致についてであります、「義仲・巴」広域連携推進会議とも協調し、現在、北陸新幹線金沢開業の翌年である平成28年1月からの放映を目標としております。本年は小中学生絵画コンクールの開催やテーマ曲の吹奏楽用楽譜制作などを行っており、また関係団体により町内に残る源平合戦関連の史跡の洗い出し作業も行っております。成果につきましては、大河ドラマ誘致決定からが本当の意味での事業のスタートであるとともに、倶利伽羅峠は町の大切な歴史的観光資源でもあり、町民の皆さ一人一人が町の歴史に興味を持ち、誇りを持って大河ドラマの放映を迎えることが真の成果であると私は考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 私の5つの質問に対して真摯に答えていただきまして、本当に分かりやすく認識しました。どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。
これにて一般質問を終結いたします。

＜散 会＞

○南田孝是議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

午後4時57分

平成25年12月11日（水）

○出席議員（18名）

議 長	南 田 孝 是	副議長	向 正 則
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
12 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
交流経済課長	伊 藤 和 人	環境水道部長	宮 川 真 一
上下水道課長	八 田 信 二	生活環境課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	岡 本 昌 広	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	田 縁 義 信	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長 兼教育総務課長	瀧 川 嘉 孝
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	吉 岡 洋
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	総務課長補佐	山 崎 明 人
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第2号）

平成25年12月11日（水）午後1時30分開議

日程第1 議案第79号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第6号）から

議案第92号 町道路線の認定についてまで

請願第12号から請願第16号まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第3 議会議案第13号 津幡町議会議員政治倫理条例について

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第2号の2）

追加日程第1 議会議案第14号 手話言語法制定を求める意見書から

議会議案第16号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書まで

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第2号の3）

追加日程第2 議長の辞職

追加日程第3 選挙第2号 議長選挙について

○議事日程（第2号の4）

追加日程第4 副議長の辞職

追加日程第5 選挙第3号 副議長選挙について

○議事日程（第2号の5）

追加日程第6 選任第8号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について

追加日程第7 選任第9号 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について

追加日程第8 選挙第4号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

＜議案等上程＞

○南田孝是議長 日程第 1 議案第79号から議案第92号までおよび請願第12号から請願第16号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

森山時夫総務常任委員長。

〔森山時夫総務常任委員長 登壇〕

○森山時夫総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第79号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費から

第 6 項 監査委員費まで

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第 2 表 債務負担行為補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第83号 津幡町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について、

議案第84号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について、

以上、2 件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第91号 字の区域及び小字の名称の変更については、全会一致をもって原案を妥当

と認め、可といたしました。

次に、請願第15号 「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める請願、
請願第16号 国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書、

以上、2件の請願については、いずれも全会一致をもって不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄文教福祉常任委員長。

〔角井外喜雄文教福祉常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第79号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費

第2項 児童福祉費

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費

第10款 教育費 第1項 教育総務費から

第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第80号 平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、

議案第81号 平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第85号 津幡町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第86号 津幡町国民健康保険直営診療所条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第12号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 酒井義光産業建設常任委員長。

〔酒井義光産業建設常任委員長 登壇〕

○酒井義光産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第79号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第2項 道路橋梁費から
	第5項 住宅費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第82号 平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第87号 津幡町道路占用料条例の一部を改正する条例について、

議案第88号 津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、

議案第89号 ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第90号 津幡町水道使用条例等の一部を改正する条例について、

以上、4件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第92号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第13号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書の提出を求める請願、

請願第14号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書の提出を求める請願、

以上、2件の請願については、いずれも全会一致をもって採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○南田孝是議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 私は議案第86号、第90号、請願第13号については反対討論を、請願16号については賛成の討論をいたします。

本論に入る前に、請願15号 「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める請願について意見を述べておきます。

昨日の全協では、秘密保護法制定に反対する請願について審議したとの報告でしたが、よくお聞きしますと、法案が参議院でも可決したので、あえて審議するまでもなく不採択ということに決まったようであります。

秘密保護法に反対する石川憲法会議など6つの団体は、県内各自治体を回って請願の提出を要請してきたと聞いています。決して請願の提出が遅かったのではありません。請願を出すのは12月議会しかありませんでした。秘密保護法案を審議する時間が余りにも短かったわけです。時間がたてば秘密保護法の危険性が広く知れわたって困ると考えたとは思えません。法案が閣議決定され、国会に提出されたのが10月25日、衆議院での質疑40時間程度、参議院での質疑はわずか20時間余りです。この間、慎重審議を求めた地方公聴会の意見も無視、特別委員会においては議事録さえとれないような中での強行採決が繰り返されました。

12月7日、8日に実施されたJNNの世論調査では「国会での審議が十分ではなかった」が85パーセント、「秘密保護法に反対」が51パーセント、「知る権利侵害に不安を感じる」が73パーセントでした。知識人と言われる方の反対声明も急速に増加しました。特定秘密保護法に反対する学者の会の声明への賛同者は12月10日現在で学者が3,511人に達し、今もふえ続けています。このほか大学院生、学生なども賛同を寄せており、合わせて4,702人に上っています。テレビ、新聞などの報道でも、初めのうちは秘密を保護する側の問題についての発言が多くありましたが、次第に知ろうとする側の問題がクローズアップされてきました。共謀、教唆、扇動などによって秘密を知ろうとする国民を処罰し、国民を威嚇することをねらっている仕組みも語られるようになりました。

刑事法研究者の反対声明では、秘密保護法が1941年につくられた国防保安法と類似していることを指摘しています。秘密の範囲が広くあいまいなこと、知らぬ間に犯罪者にされ処罰される仕組み、国会議員が秘密事項と指定されたものを委員以外に漏らした場合も処罰されること、弁護士も秘密を知りそれを公にすれば犯罪になることなど、同じであると述べています。国防保安法の成立により、全国の主要都市には強力な強制捜査権を持つ防諜係の検事が配置され、軍部では憲兵が配置され、言論統制に猛威をふるい、国民の知る権利を根こそぎ奪った歴史の事実も語られています。

憲法の前文には「われらは、これ」というのは憲法ですが、「に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とあります。憲法第98条にも同様の規定があります。そして第99条には憲法尊重擁護の義務が国務大臣にはあることと規定しています。秘密保護法は、国家安全保障会議設置法、そして次の国会に提出することをねらっている国家安全保障基本法、集团的自衛権の容認な

どともに考えることが必要です。そうすれば秘密保護法の行き着く先が見えてきます。安倍首相は、国民主権、基本的人権、平和主義をうたった憲法に反する秘密保護法を出すことはできないはずで。

きのうの全協の報告では、総務委員会の中で国益を守るためには秘密保護法も必要との意見があったとお聞きしましたが、国益の国とは一体何でしょうか。吟味が大変必要だと思います。秘密保護法で守られるのは政権です。国民には内緒で核密約などを結んできた政権です。国民ではありません。国民は秘密保護法で知る権利を奪われ、理由も分からないままに逮捕されるという被害を受けるわけです。そこをきちんと吟味していただきたい。私たち多くの国民は秘密保護法を認めていません。今後とも反対運動を進めていきたいと思っています。

さて、本論に入ります。

議案第86号、90号は、4月から消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられるため、上水道の給水使用料とメーター使用料の合算額、河北中央病院の文書料、面談料、診察券、個室料などの施設利用料、特別長期入院料、河合谷診療所の文書料などで、今までに消費税がかかっていたものについて3パーセントを上乗せするというものです。詳しくは次の意見で述べたいと思いますが、消費税は引き上げる必要のないものです。当初は福祉のために引き上げると言っていましたが、大企業への減税を決めたり、社会保障を削ったりして余りにも庶民への負担を大きくしようとしているもので、認めるわけにはいきません。したがって、消費税分を上乗せするこの条例改正には反対します。

次に、請願16号について「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の討論をします。

内閣府が12月9日に発表した7月から9月期の国内総生産（GDP）改定額は、年率1.1パーセントの伸びと、速報値から下方修正されました。年率3.6パーセントの伸びだった4月から6月期から大きく鈍化しました。夏以降の景気減速が改めて確認されたわけです。安倍内閣は消費税率の条件づくりとして、日本銀行と一体となって金融緩和や大型公共事業の推進などを実施し、見せかけだけでも成長率を引き上げようとしてきました。しかし、7月から9月期の国内総生産改定値はわずかな伸びしか示すことができませんでした。これは日本経済が深刻な状況を抜け出していないことを示しています。最大の要因は、国民の所得が大きく落ち込んでいることです。実際、7月から9月期の雇用者報酬は実質で前年比0.6パーセント減でした。このような状況の中で消費税増税を強行すれば、消費をさらに冷え込ませ、景気をますます悪化させるだけです。社会保障もプログラム法案に示されるように削減されていき、私たちの生活はますます苦しくなります。国民に8兆円もの税負担を強いる大增税を閣議だけで決めること自体にも道理がありません。

今必要なことは、消費税増税中止と賃金引き上げに向けて政府が実効ある手だてをとることです。労働者派遣法を改正し正規雇用を原則とすること、最低賃金を1,000円以上に引き上げること、公正取引、適正な下請け、納入単価の実現、これらの具体的な策を実現すれば消費税増税をする必要はありません。

安倍政権は消費税増税に対応した総額5兆5,000億円の経済対策を12月5日に閣議決定しましたが、真っ先に競争力の強化をうたい、大企業応援の仕組みを次々と盛り込みました。投資減税、さらに復興特別法人税の1年前倒ししての廃止、これは約8,000億円の減税です。経済対策の中

の低所得者、子育て世帯への現金給付、目玉のように言われていますが、これは6,000億円というもので、これを大きく上回る額です。復興特別法人税は東日本大震災の復興財源として導入されたもので、私たちの所得税は25年間、住民税は10年間増税が続きます。大企業が真っ先に手を引くことがあっていいのでしょうか。

経済対策には、東京オリンピック開催を口実にしたインフラ整備のための大型公共事業のばらまきも大変露骨です。莫大な工事費で無駄遣いの典型と言われている首都圏環状道路、採算の見通しのない国際コンテナ戦略港湾をつくることは財政を破綻させるものです。270兆円もの内部留保をため込む大企業に減税し、生活の苦しい国民から8兆円もの所得を奪うというのは、全く逆さまの政策だと思います。

所得増税はすべてを社会保障に回すと言っていましたが、減税の穴埋め、大型公共事業の追加などにどんどん使われていきます。肝心の社会保障費は削られるわけですから、消費税増税が福祉のためというのは通用しません。

以上の理由から、この請願に賛成します。

次に、請願13号に対する反対討論をします。

企業減税等から確率な賃金引き上げをという請願で、賃金が上がればいいのではないかと思われるでしょうが、前提となっているのが、企業減税をするからそのお金の一部を使えということです。大企業は賃金が上がってないときも、もっとはっきり言うなら、賃金を上げないで確実に内部留保をためてきました。今や270兆円の内部留保です。

大変小さくて申しわけないんですが、ちょっと見てください。

〔塩谷議員パネルを提示、指しながら説明〕

経常利益がこの線です。それから平均給与が一番下です。右肩下がりになっています。内部留保がこの右肩上がりになっているこれです。このグリーンと大きくなっているのは配当金です。こういう状態、もとになっているのは1997年です。1997年を100とした場合にどうなっているかという状態です。国民の給与がずっと下がっているわけですから、これでは購買力とかいうのもなくなるのが当たり前という、こういう図です。

大企業700社の試算では、この内部留保の1パーセント程度を使えば、ほとんどの企業で賃上げが可能、月額1万円の賃上げができる企業は約8割、従業員数は約7割に及ぶと言われています。内部留保を蓄える大企業に減税して、そのお金で賃上げせよというより、大企業への減税をやめ、内部留保を使って賃上げせよということこそが筋が通っているのではないのでしょうか。

さらに、消費税の請願でも述べましたように、賃上げのためには雇用のルールをただし、原則正規雇用とすることが大切なのではないのでしょうか。大企業を優遇する政策を認める、この請願に私は反対いたします。

これで私の意見を終わります。

○南田孝是議長 次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 私は総務常任委員会で審議いたしました請願第16号 国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について反対の意見を述べます。

請願の文面に、所得や収入が減り、社会保障が削減される中云々。また、1997年に消費税を増税したときの経験から国全体の税収が減少することは明らかであるとの内容であります。消費

税については集中点検会合を重ね、アベノミクスが少しずつ浸透を確認、幾つかの条件をクリアした後、安倍首相は消費税導入を決断をいたしました。現在は為替の安定、株高など、国民も久しぶりの希望を抱き、また経済戦略の効果も徐々にあらわれ、年末のボーナス増や来春のベースアップ予定の企業もふえたことで今、年末商戦も昨年と比較しても非常に盛況であることが報道を見てもうかがえます。また、1997年の消費税増税の結果、経緯は、消費税増税を実施後、大不況を経験し、その後15年超に及ぶデフレのきっかけとなりましたが、それは消費増税の理由か否かは必ずしも明確ではなく、多数の専門家は同年夏に発生したアジア通貨危機のほうがはるかに大きいと結論づけております。アジア通貨危機がなければ、1997年の消費税増税も景気に影響がなかったと指摘をしております。消費税も100パーセント社会保障費に充てることも確約しており、現在の社会保障費を考えた場合、消費税増税には賛成で、したがって、この請願には反対いたします。

これで、私の討論を終わります。

○南田孝是議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「4番、荒井」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 私は、請願第15号、第16号に反対の討論をいたします。

まず、請願第16号 国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書に反対の意見を述べさせていただきます。

まず、なぜ増税をするのか。それは皆さんご承知のとおり、少子高齢化社会の到来で社会保障費がふえる一方で、それを賄う財源が不足しております。社会保険料で足りない部分は借金で穴埋めしているわけですが、国の財政赤字は先進国で最悪の水準となっております。安定財源を確保するために増税はやむを得ないと言えるのではないのでしょうか。

じゃあ、なぜ対象が消費税なのか。消費税はものやサービスの消費に対しての課税なので、税収が安定しており、景気に左右されにくく、幅広い世代が負担を負うというところにあります。また、徴税コストが低く、増税額に比べ、経済的負担が相対的に小さいというところにもあると思います。

では、家計への負担はどのくらいふえるのか。第一生命経済研究所の試算では、夫婦と子ども2人の4人家族で年収約500万円の世帯では、1か月約6,000円ふえるそうです。確かに景気回復がおくれている地域経済や値上げによる家計への影響がある中で、国は総額5兆5,000億円規模の経済対策も実施し、その中には低所得者対策などとして6,000億円を見込み、増税の影響を和らげようとしております。

また、軽減税率の導入も明記されております。政府の経済財政対策を速やかに実行することで、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却、経済再生に向けた道筋を確かなものにすることができるのではないかと考えます。消費税増税に関する請願は過去数回提出されておりますが、消費税を中心とした包括的な税制改革を行うことが必要であると思われます。

以上、請願第16号 国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願に対して反対いたします。

次に、請願第15号 「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める請願に反対の意見を述べさせていただきます。

この請願は特定秘密の保護に関する法律を制定しないよう政府に意見書を提出してくださいとなっておりますが、12月6日に再開された参議院本会議で賛成多数で可決、成立しております。

したがって、この請願は取り下げるべきではないかと考えます。

以上、請願15号、16号について反対の討論といたします。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第79号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号から議案第85号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第85号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号から議案第89号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第89号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号および議案第92号を一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第91号および議案第92号は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第12号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、請願第12号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第13号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、請願第13号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第14号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、請願第14号は、採択とすることに決定いたしました。

〔3番 黒田英世議員、5番 中村一子議員 退場〕

○南田孝是議長 次に、請願第15号 「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第15号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者13人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第15号は、不採択とすることに決定いたしました。

〔3番 黒田英世議員、5番 中村一子議員 入場〕

○南田孝是議長 次に、請願第16号 国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第16号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第16号は、不採択とすることに決定いたしました。

＜諮問上程＞

○南田孝是議長 日程第2 本日、町長から提出のあった諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、12月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今12月会議に提案をさせていただきました議案すべてご決議を賜りましたことにつきまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、人権擁護委員の銘形法成氏が平成26年3月31日で任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日ご提案を申しあげました人事案件につきましてご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

諮問第2号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 日程第3 議会議案第13号を議題といたします。

道下政博議員ほか2名提出の議会議案第13号 津幡町議会議員政治倫理条例についての提案理由の説明を求めます。

12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 議会議案第13号 津幡町議会議員政治倫理条例についてを、地方自治法第112条ならびに津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出するものです。

提出者は私、道下政博。賛同者、角井外喜雄議員、同じく多賀吉一議員でございます。

本案は、町議会議員が町政に関して町民の厳粛な信託を受け、町民全体の奉仕者であることを認識し、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めるものであります。

条文の朗読は省略いたしまして、その趣旨を申し上げます。

第2条で議員の責務、第3条で議員が遵守しなければならない政治倫理の基準、第4条で請負契約等に関する遵守事項を定め、第5条では審査の請求、第6条以下については審査会の設置、

組織、審査等について定めるとともに、審査会から審査結果の報告を受けた議長の措置等を定めるものであります。

以上、提案理由の説明を終わりますが、議員各位のご賛同をお願いいたします。

＜質 疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「4番、荒井」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 私は、議会議案第13号 津幡町議会議員政治倫理条例についてに反対の意見を述べさせていただきます。

第3条政治倫理基準、第4条請負契約等に関する遵守事項にあげられている中で、私が一番心配するのは、いわゆる国民の参政権の自由を侵害する事項が盛り込まれております。町と直接取引をしている商業、工業の各企業の経営者の方々が町政に意欲を燃やして議員の座を得ようとするときに、商いをやめるか、企業をやめるか、あるいは議員を断念せざるを得ないという状況に追い込まれることが多々発生するおそれがあります。そして、多くの町民の方がこの問題に当てはまるのではないのでしょうか。私は町民の職業選択の自由、与えられた権利をしっかりと守っていくことこそ議員の大きな役割であり、義務でなかろうかと思っております。

以上、議会議案第13号に反対の討論といたします。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第13号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13人 不起立者4人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議会議案第13号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時22分

〔再開〕 午後2時23分

○南田孝是議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第12号から請願第14号までの採択に伴い、議会議案第14号から議会議案第16号までを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第14号から議会議案第16号までを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 追加日程第1 黒田英世議員ほか2名提出の議会議案第14号 手話言語法制定を求める意見書、酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第15号 企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書、八十嶋孝司議員ほか2名提出の議会議案第16号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書を一括して議題といたします。

＜提案理由・質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

以上の議会議案3件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案3件については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第14号 手話言語法制定を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第15号 企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議会議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第16号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第16号は、原案のとおり可決されました。

以上、本12月会議で可決されました議会議案第14号から議会議案第16号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

ここで、暫時休憩いたします。

〔南田孝是議長 退場、向 正則副議長 着席〕

〔休憩〕 午後 2 時28分

〔再開〕 午後 2 時29分

<議長辞職の件>

○向 正則副議長 ここでご報告いたします。

議長 南田孝是議員から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

<議長の辞職>

○向 正則副議長 追加日程第2 議長の辞職の件を議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○竹田 学議会事務局長 それでは朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により津幡町議会議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成25年12月11日

津幡町議会議長 南田 孝是

津幡町議会副議長 向 正則 様

以上です。

○向 正則副議長 お諮りいたします。

南田孝是議員の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者0人〕

○向 正則副議長 起立全員であります。

よって、南田孝是議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔13番 南田孝是議員 入場〕

○向 正則副議長 南田孝是議員が入場いたしましたので、議長の辞職が許可されたことを告知いたします。

13番 南田孝是議員から発言を求められておりますので、これを許します。

13番 南田孝是議員。

〔13番 南田孝是議員 登壇〕

○13番 南田孝是議員 議長退任に当たって、ごあいさつをさせていただく機会をいただき、お礼を申し上げます。

議員各位のご推挙により議長の要職に就任しましてから2年半の間、各位のご協力、ご支援をいただきましたことに対し、お礼を申し上げます。

議長として私は何をしたのであろう、もっと努力すべき点がなかったかと反省するとき、力がなかった、大役過ぎたのかといった気がしないでもありません。また、在任中は議会運営委員会、議会事務局の職員に多方面でご助力をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

今後とも津幡町の発展と住民福祉の増進に努力していきたいと思っております。

議員各位の変わらぬご指導をお願いを申し上げ、議長の退任のあいさつといたします。

ありがとうございました。 （拍手）

<議長選挙>

○向 正則副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3 議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○向 正則副議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 八十嶋孝司議員、2番 西村稔議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○向 正則副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○向 正則副議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○竹田 学議会事務局長 それでは、読み上げます。

1 番 八十嶋孝司議員、2 番 西村 稔議員、3 番 黒田英世議員、4 番 荒井 克議員、
5 番 中村一子議員、6 番 森山時夫議員、7 番 角井外喜雄議員、8 番 酒井義光議員、
9 番 塩谷道子議員、10 番 多賀吉一議員、12 番 道下政博議員、13 番 南田孝是議員、
14 番 谷口正一議員、15 番 山崎太市議員、16 番 洲崎正昭議員、17 番 河上孝夫議員、
18 番 谷下紀義議員、11 番 向 正則議員。

以上でございます。

○向 正則副議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○向 正則副議長 開票を行います。

八十嶋孝司議員、西村 稔議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔1 番 八十嶋孝司議員、2 番 西村 稔議員立ち会い、開票〕

○向 正則副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち、道下政博議員 16票

塩谷道子議員 1 票

中村一子議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5 票です。

よって、道下政博議員が議長に当選されました。

<当選の告知>

○向 正則副議長 ただいま議長に当選されました道下政博議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2 項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました道下政博議員から発言を求められておりますので、これを許します。

12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

＜当選の承諾及びあいさつ＞

○12番 道下政博議員 議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま津幡町議会第28代議長に就任いたしました道下政博でございます。ご推挙いただきました議員各位に深く、また厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

近年、私たちの生活環境は大きく変化しています。超大型地震や地球温暖化の影響によると見られる予測不可能な自然災害、また経験したことのない超高齢化社会を迎え、その対策において政治の役割はさらに重要度を増しています。また、極めて厳しい財政状況下にあつて、町民の負託にこたえるべく、議会が果たすべき役割はますます重要となっております。その重要な時期に津幡町議会議長にご推挙いただき、その責任の重さを深く受けとめております。

もとより議長という重責からしますと私自身の力量不足は否めませんが、津幡町の発展、そして町民福祉の向上、さらに津幡町議会の活性化のために全力で取り組んでまいる決意でございます。そして、伝統ある津幡町議会の歴代議長に恥じることもないよう、議長職を全うする覚悟でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議員各位にはこれまで以上のご指導をいただきたいこと、またご協力をお願いをさせていただきます。議長就任に当たつてのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。 （拍手）

○向 正則副議長 ただいま道下政博議員から議長当選の承諾がありましたので、議長に決定いたしました。

これをもって、新議長と交替いたします。

道下議長、議長席にお着きください。

〔向 正則副議長 退場、道下政博議長 着席〕

○道下政博議長 それでは、ただいまから議長の職務を行わせていただきます。

＜副議長辞職の件＞

○道下政博議長 ここでご報告いたします。

副議長 向 正則議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よつて、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜副議長の辞職＞

○道下政博議長 追加日程第4 副議長の辞職の件を議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○竹田 学議会事務局長 それでは朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により津幡町議会副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。

平成25年12月11日

津幡町議会副議長 向 正則

津幡町議会議長 様

以上です。

○道下政博議長 お諮りいたします。

向 正則議員の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者0人〕

○道下政博議長 起立全員であります。

よって、向 正則議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔11番 向 正則議員 入場〕

○道下政博議長 向 正則議員が入場いたしましたので、副議長の辞職が許可されたことを告知
します。

〔「11番 向」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 向 正則議員から発言を求められましたので、これを許可します。

11番 向 正則議員。

〔11番 向 正則議員 登壇〕

○11番 向 正則議員 ただいまは副議長退任の許可をいただき、ありがとうございます。

昨年の6月会議最終日に皆さまによって推薦をいただき、1年半余り副議長という大役を大過
なく務められたのも、皆さまのご指導、ご鞭撻、そしてご協力のおかげと深く感謝しております。
この間、私にとりましては、この上のない貴重な経験をさせていただきました。今後は一議員と
して、町民の皆さまの期待にこたえられるよう、この貴重な経験を生かし、ふるさと津幡のさら
なる発展に精進してまいる所存でございます。

今後とも引き続きご指導、ご鞭撻をいただけますことをお願い申し上げ、副議長退任のあいさ
つとさせていただきます。

本当にありがとうございました。 (拍手)

<副議長選挙>

○道下政博議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第5 副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○道下政博議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 八十嶋孝司議員、2番 西村稔議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○道下政博議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○道下政博議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○竹田 学議会事務局長 それでは、読み上げます。

1番 八十嶋孝司議員、2番 西村 稔議員、3番 黒田英世議員、4番 荒井 克議員、
5番 中村一子議員、6番 森山時夫議員、7番 角井外喜雄議員、8番 酒井義光議員、
9番 塩谷道子議員、10番 多賀吉一議員、11番 向 正則議員、13番 南田孝是議員、
14番 谷口正一議員、15番 山崎太市議員、16番 洲崎正昭議員、17番 河上孝夫議員、
18番 谷下紀義議員、12番 道下政博議員。

以上でございます。

○道下政博議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○道下政博議長 開票を行います。

八十嶋孝司議員、西村 稔議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔1番 八十嶋孝司議員、2番 西村 稔議員立ち会い、開票〕

○道下政博議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、多賀吉一議員 16票

中村一子議員 1票

黒田英世議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、多賀吉一議員が副議長に当選されました。

<当選の告知>

○道下政博議長 ただいま副議長に当選されました多賀吉一議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

〔「議長、10番 多賀」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 副議長に当選されました多賀吉一議員から発言を求められておりますので、これを許します。

10番 多賀吉一議員。

〔10番 多賀吉一議員 登壇〕

<当選の承諾及びあいさつ>

○10番 多賀吉一議員 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員各位のご推挙により、津幡町議会副議長に選任されましたことは、身に余る光栄と存じます。また、その任の重さに身の引き締まる思いでもございます。

もとより微力ではございますが、今後は道下議長を補佐し、住民の負託にこたえるべく、公正で円滑な議会運営と、議会のさらなる活性化に向け、精いっぱい努力していく所存でございます。

今後とも、議員各位の変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げまして、副議長就任のあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。 (拍手)

○道下政博議長 ただいま多賀吉一議員から副議長当選の承諾がありましたので、副議長に決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後3時09分

〔再開〕 午後3時33分

○道下政博議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

<津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員辞任の報告>

○道下政博議長 ここでご報告いたします。

休憩中に向 正則議員、南田孝是議員から一身上の都合により津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員を辞任したい旨の申し出があり、津幡町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

＜津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任＞

○道下政博議長 お諮りいたします。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員に欠員が生じたので、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 選任第8号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により多賀吉一議員、私、道下政博を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました多賀吉一議員、私、道下政博を津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、道下政博から一身上の都合により津幡町議会改革検討特別委員会委員を辞任したい旨の申し出をいたしました。津幡町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

＜津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任＞

○道下政博議長 お諮りいたします。

津幡町議会改革検討特別委員会委員に欠員が生じたので、津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7 選任第9号 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、南田孝是議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました南田孝是議員を津幡町議会改革検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、現在、津幡町議会改革検討特別委員会においては、委員長が欠員となっておりますので、委員長を互選され、その結果を議長まで報告願います。

この際、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後3時37分

〔再開〕 午後3時52分

○道下政博議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

＜津幡町議会改革検討特別委員会、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会 正副委員長互選結果の報告＞

○道下政博議長 ここでご報告いたします。

休憩中に津幡町議会改革検討特別委員会において委員長の互選が行われました結果、委員長に多賀吉一議員が互選された旨、津幡町議会改革検討特別委員会委員長より議長のもとに報告がまいておりますので、ご報告いたします。

次に、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会において委員長および副委員長の辞任に伴い、委員長および副委員長の互選が行われました結果、委員長に私、道下政博、副委員長に多賀吉一議員が互選された旨、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員長より議長のもとに報告がまいておりますので、ご報告いたします。

次に、お諮りいたします。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたので、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しました。

＜石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙＞

○道下政博議長 追加日程第8 選挙第4号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、道下政博を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました私、道下政博を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、道下政博が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

＜当選の承諾＞

○道下政博議長 ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたので、これを謹んでお受けいたします。

＜閉議・散会＞

○道下政博議長 以上をもって、本12月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成25年津幡町議会12月会議を散会いたします。

午後3時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

前議会議長 南田 孝是

前副議長 向 正則

議会議長 道下 政博

署名議員 塩谷 道子

署名議員 多賀 吉一

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議長選挙について	3
1. 副議長選挙について	4
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について	5
1. 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について	6
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	7
1. 議会議案	8
1. 委員会審査結果表	14
1. 請 願	17

平成25年津幡町議会12月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	7番 角井外喜雄	1 矢田町長の町長選挙再出馬を問う	町 長
		2 業務継続計画の策定を図れ	町 長
		3 農業公園基本計画（案）を問う	農林振興課長
2	6番 森山 時夫	1 消防組織の機能内訳は	消 防 長
		2 津幡町消防団協力事業所の認定内容の見直しを	町 長
		3 機能別団員を各分団に	町 長
		4 災害復旧に関する進捗度は	産業建設部長
3	4番 荒井 克	1 森林セラピー基地のネットワーク化を	産業建設部長
		2 道徳の教科化を	教 育 長
4	8番 酒井 義光	1 狭い歩道の整備を	町 長
		2 防災ラジオの導入を	町 長
		3 本津幡踏切の拡幅と歩道整備を	町 長
5	12番 道下 政博	1 飛べ!まこも めざせ日本一in津幡を世界イベントに	町 長
		2 森林公園にドッグランを	町 長
		3 「8020運動」目標50%超えに向けて検診費用の助成を	町民福祉部長
6	1番 八十嶋孝司	1 津幡駅前周辺道路に自転車専用通行帯の設置を県に要望せよ	町 長
		2 小学生国内研修派遣事業を実施し津幡町を担う少年リーダーを育成せよ	町 長
		3 津幡運動公園多目的競技場を人工芝生化し利用者増へつなげよ	町 長
7	9番 塩谷 道子	1 石川県原子力防災訓練から何を学ぶか、町長の考えを問う	町 長
		2 再生可能エネルギーへの取り組みを促進せよ	町 長
		3 要支援者への支援事業が介護保険から町に移管された場合、町はどのような支援事業を進めようとしているのか	町民福祉部長
		4 町の大きな事業については説明会などを開催せよ	町 長
8	3番 黒田 英世	1 農業公園構想の再考を	町 長
		2 災害時の業務継続計画を策定せよ	町 長
		3 高齢者養護施設・病院などの防災対策は万全か	消 防 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
9	5番 中村 一子	1	農業公園建設費等の内容について	農林振興課長
		2	総事業費約19億円の半分が町の借金によるという農業公園は財政を圧迫しないか	企画財政課長
		3	最終的な完成までに17年間かかるという農業公園は本当に必要か	町 長
		4	農業公園収入等の根拠があいまいではないか	農林振興課長
		5	農業公園事業の本来の目的にかえり、計画を変更するべきではないか	町 長
		6	農業公園計画に関するシンポジウム等を開催せよ	町 長
10	2番 西村 稔	1	まちづくりについて	町 長
		2	町民挙げての法律をより多く知るまちづくりについて	教 育 長
		3	農業公園の目的について	町 長
		4	将来の津幡町の行く末について	町 長
		5	新幹線、大河ドラマの受け入れ対策について	町 長

選挙第2号

議長選挙について

議長選挙を行うものとする。

平成25年12月11日

津幡町議会副議長 向 正 則

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字能瀬ワ 60 番地 4	道 下 政 博	昭和 30 年 12 月 29 日

選挙第3号

副議長選挙について

副議長選挙を行うものとする。

平成25年12月11日

津幡町議会議長 道 下 政 博

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字津幡ハ 56 番地	多 賀 吉 一	昭和 29 年 2 月 21 日

選任第 7 号

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

津幡町議会議長 道 下 政 博

津幡町議会石川県森林公園 活性化対策特別委員会委員	多賀 吉一 道下 政博
------------------------------	-------------

選任第 8 号

津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、津幡町議会改革検討特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

津幡町議会議長 道 下 政 博

津幡町議会改革検討 特 別 委 員 会 委 員	南田 孝是
----------------------------	-------

選挙第4号

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、議員1人を次のとおり選挙する。

平成25年12月11日提出

津幡町議会議長 道 下 政 博

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字能瀬ワ 60 番地 4	道 下 政 博	昭和 30 年 12 月 29 日

平成25年12月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 道 下 政 博
賛成者 津幡町議会議員 角 井 外喜雄
同 津幡町議会議員 多 賀 吉 一

津幡町議会議員政治倫理条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

津幡町議会議員政治倫理条例

（目的）

第1条 この条例は、津幡町議会議員（以下「議員」という。）が町政に関して町民の厳粛な信託を受け、町民全体の奉仕者であることを認識し、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、もって町政に対する町民の信頼に応え、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、町民全体の代表者として自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、この条例の規定に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町の名誉を傷つけるような行為をしないこと。
- (2) 町民全体の代表者として、品位と信頼を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (3) 町民全体の代表者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 町及び関係団体（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する町の指定管理者及び町が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。以下同じ。）が行う工事、製造その他の請負契約若しくはこれらの下請けに関する契約、業務の委託契約若しくは再委託に関する契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等の関与をしないこと。
- (5) 町及び関係団体の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 町及び関係団体の職員の人事に関して、一切関与しないこと。

(7) 政治活動に関し、会社その他の団体（政治団体を除く。）から寄附（議員の後援団体に対するものを含む。）を受けないこと。

（請負契約等に関する遵守事項）

第4条 議員は、自らが実質的に経営に関与する企業について、法第92条の2の趣旨を尊重し、町との間の請負契約等を辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときは、この限りでない。

2 前項に規定する「実質的に経営に関与する企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

(1) 議員がその経営方針に関与している企業

(2) 議員が報酬を定期的に受領している企業

(3) 議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業

（審査の請求）

第5条 法第18条に規定する選挙権を有する町民及び議員は、議員がこの条例の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書類を添え、議員3人以上の紹介又は連署をもって、それぞれの代表者（以下「審査請求代表者」という。）から議長に対し、審査の請求をすることができる。

（審査会の設置等）

第6条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、速やかに議会運営委員会に報告するとともに、津幡町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 議長は、前項の規定により審査会を置いたときは、審査請求代表者及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

4 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議員のうちから議長が議会運営委員会に諮り選任する。ただし、審査の請求を行った議員及び審査対象議員は、委員となることができない。

5 委員の任期は、当該審査が終了するまでの間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 第1項、第2項及び第4項に規定するもののほか、議長が審査対象議員に該当するときは、副議長が、第1項、第2項及び第4項に規定する事務を行う。この場合において、次条、第8条、第10条及び第11条の規定中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替える。

8 第1項、第2項及び第4項に規定するもののほか、議長及び副議長のいずれもが審査対象議員に該当するときは、議会運営委員会において協議し、指名した議員が第1項、第2項及び第4項に規定する事務を行う。この場合において、次条、第8条、第10条及び第11条の規定中「議長」とあるのは、「第6条第8項前段の規定により指名された議員」と読み替える。

（審査会の審査等）

第7条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及びこの条例の規定に違反する行為の存否について審査を行うものとする。

2 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求代表者、審査対象議員その他の関係者に対し、審査会の会議（以下「会議」という。）への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

3 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

る。

(議員の協力義務等)

第8条 審査対象議員は、審査会の要求があるときは、会議に出席し、又は審査に必要な資料を提出しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員が前項の要求を拒否した場合は、その旨を議長に報告するものとする。

(弁明の機会の保障)

第9条 審査会は、審査対象議員から審査会において弁明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(審査結果の報告等)

第10条 審査会は、審査を終えたときは、その結果を議長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、審査会が議長より審査を付託されたときから60日以内に行うように努めなければならない。

3 議長は、第1項の審査結果の報告を受けたときは、その結果を審査請求代表者及び審査対象議員に通知しなければならない。

(審査結果の措置)

第11条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、この条例の規定に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するために、議会運営委員会に諮り次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

(1) 議員への辞職勧告

(2) 議会における役職の辞任勧告

(3) 議会の会議への出席自粛勧告

(4) この条例の規定を遵守させるための警告

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

2 議長は、この条例の規定に違反する行為がなかったと認められる議員に対して、その名誉を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、前2項に掲げる措置を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議会規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

制定理由 町議会議員が町政に関して町民の厳粛な信託を受け、町民全体の奉仕者であることを認識し、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めるもの。

平成25年12月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者	津幡町議会議員 黒 田 英 世
賛成者	津幡町議会議員 塩 谷 道 子
同	津幡町議会議員 多 賀 吉 一

手話言語法制定を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手指や表情に変えて表現していると思われがちであるが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語である。「音声聞こえない」「音声で話すことができない」など聴覚障害者にとって、日常を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

これまで、平成18年12月に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、平成20年に発効された。同条約第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は平成21年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めているところであり、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法第22条には国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法」を広く国民に知らせていくことや自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者	津幡町議会議員	酒 井 義 光
賛成者	津幡町議会議員	西 村 稔
同	津幡町議会議員	山 崎 太 市

企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書

内閣府が発表したことし4～6月期の国内総生産（GDP）の改定値は、実質で前期（1～3月期）比0.9%増となり、年率換算では3.8%増と、8月発表の速報値（年率2.6%増）から大幅に上方修正した。実体経済の現状を示す数多くの指標が改善し、企業の景況感が上向いている一方で、賃金上昇を実感する国民は少なく、賃上げ要請が高まっている。

10月1日に決定した税制改正大綱には企業減税が盛り込まれているが、これらが賃上げなど景気浮揚に向けた動きとなるかどうかは、企業自身の判断にゆだねられ、内部留保にとどまる懸念もぬぐえない。

また、同大綱の中で所得拡大促進税制の要件緩和方針が決定したが、さらなる支援策として、最低賃金の引き上げに取り組む企業へ中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）や業界を挙げた賃金底上げの環境整備を支援する助成金（業種別中小企業団体助成金）などの拡充を図ることも検討すべきと考える。

アベノミクスによる景気回復の兆しから、実感が伴う景気回復を実現するためにも、減税等による業績好転から得た収益を確実に賃金上昇に反映させるための賃金の配分に関するルールづくりを進めるべきと言える。

よって、政府におかれては、実効的な賃上げに結びつくような施策を講じるとともに、具体的な道筋を示すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 八十嶋 孝 司
賛成者 津幡町議会議員 中 村 一 子
同 津幡町議会議員 洲 崎 正 昭

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

積雪寒冷地域は、豊かな土地、水源地、良好な自然環境等に恵まれており、食料やエネルギーの供給地として、我が国を支える重要な役割を担っている。現在、世界的な規模で食糧問題、エネルギー問題に関する議論が巻き起こっているが、今後さらにこうした問題が深刻化することが確実視される中であって、積雪寒冷地域の重要性は、ますます高まっている。

しかし、近年、過疎化、高齢化のさらなる進行により地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、地域の除雪体制を担っていた地元建設業者の経営体力低下に伴う大幅な減少、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現状のレベルの克雪力すら維持することが容易ではない状況になりつつある。

先般改定された国の豪雪地帯対策基本計画により、雪処理の担い手確保に向けた除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保や雪冷熱エネルギー等の活用促進等が求められているが、その推進に向けては、国からの支援が是非とも必要である。

よって、政府におかれては、以下の項目を推進するよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出総額の確保を図ること。
- 2 新たに創設された道路除雪補助や豪雪時における臨時特例措置等を確実に実施するとともに、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政需要に配慮した特別交付税を配分すること。
- 3 雪処理の担い手の確保、育成のために、建設業団体やNPO団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援とともに、空き家の除排雪等が適切に行われるようにするための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。
- 4 雪冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備促進に向けた財政支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年津幡町議会12月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第79号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第6号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第4項 選挙費 第5項 統計調査費 第6項 監査委員費 第8項 防災費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 債務負担行為補正	原案可決
議案第83号	津幡町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について	〃
議案第84号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	〃
議案第91号	字の区域及び小字の名称の変更について	〃
請願第15号	「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める請願	不 採 択
請願第16号	国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書	〃

平成25年津幡町議会12月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第79号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第6号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第80号	平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第81号	平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第85号	津幡町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第86号	津幡町国民健康保険直営診療所条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
請願第12号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願	採 択

平成25年津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査結果表
産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第79号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第6号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第7項 防犯と交通安全対策費 第4款 衛生費 第2項 環境衛生費 第5款 労働費 第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第2項 林業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第2項 交通政策費 第8款 土木費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第5項 住宅費	原案可決
議案第82号	平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第87号	津幡町道路占用料条例の一部を改正する条例について	〃
議案第88号	津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	〃
議案第89号	ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第90号	津幡町水道使用条例等の一部を改正する条例について	〃
議案第92号	町道路線の認定について	〃
請願第13号	企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第14号	積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書の提出を求める請願	〃

受理番号	請願第12号	受理年月日	平成25年11月22日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉法人石川県聴覚障害者協会 理事長 南 武 津幡町字渦端17 河北郡市聴覚障害者協会 会 長 川 向 幸 吉	紹介議員	向 正 則		
手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。「音声聞こえない」「音声で話すことができない」等、手話を使う聴覚障害者（ろう者）にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。 また、政府は2009（平成21）年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進めているところであり、2011（平成23）年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。 さらに、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。 よって国におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望するものである。 記 手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第13号	受理年月日	平成25年11月22日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字潟端384-5 公明党津幡支部津幡南地区員 川 口 雄 幸			紹介議員	道 下 政 博
内閣府が発表した今年4～6月期の国内総生産（GDP）の改定値は、実質で前期（1～3月期）比0.9%増となり、年率換算では3.8%増と、8月発表の速報値（年率2.6%増）から大幅に上方修正しました。実体経済の現状を示す数多くの指標が改善し、企業の景況感が上向いている一方で、賃金上昇を実感する国民は少なく、賃上げ要請が高まっています。 10月1日に決定した税制改正大綱には企業減税が盛り込まれていますが、これらが賃上げなど景気浮揚に向けた動きとなるかどうかは、企業自身の判断に委ねられ、内部留保にとどまる懸念も拭えません。 また、同じく税制改正大綱の中で「所得拡大促進税制」の要件緩和方針が決定しましたが、さらなる支援策として、最低賃金の引上げに取り組む企業への助成金として、中小企業の最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の拡充を図ることや、業界を挙げた賃金底上げの環境整備を支援する助成金（業種別中小企業団体助成金）などの拡充を図ることも検討すべきと考えます。 そこで、9月に始まった政府、労働者、企業経営者の各代表による「政労使会議」では、賃金の引上げが経済成長に必要不可欠との認識を労使間で共有し、企業が賃金を引上げしやすい環境を整えるための実行力が求められます。 「アベノミクス」による景気回復の兆しから、実感が伴う景気回復を実現するためにも、減税等による業績好転から得た収益を確実に賃金上昇に反映させるための「賃金の配分に関するルール」作りもポイントといえます。 よって、政府に、実効的な賃上げに結び付くような施策を講じるとともに、具体的な道筋を示すことを求めることにご賛同、ご協力願います。 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第14号	受理年月日	平成25年11月22日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字潟端384-5 公明党津幡支部津幡南地区員 川 口 雄 幸			紹介議員	道 下 政 博
積雪寒冷地域は、豊かな土地、水源地、良好な自然環境等に恵まれており、食料やエネルギーの供給地として、我が国を支える重要な役割を担っています。現在、世界的な規模で食糧問題、エネルギー問題に関する議論が巻き起こっているところですが、今後さらにこうした問題が深刻化することが確実視される中にあって、積雪寒冷地域の重要性は、ますます高まっています。 しかし、近年、過疎化、高齢化のさらなる進行により地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、地域の除雪体制を担っていた地元建設業者の経営体力低下に伴う大幅な減少、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現状のレベルの克雪力すら維持することが容易ではない状況になりつつあります。 先般改定された国の豪雪地帯対策基本計画により、雪処理の担い手確保に向けた除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保や雪冷熱エネルギー等の活用促進等が求められていることから、国において以下の項目について強く推進することを求めることにご賛同、ご協力願います。 記 1 地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出総額の確保を図ること。 2 新たに創設された道路除雪補助や豪雪時における臨時特例措置等を確実に実施するとともに、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政需要に配慮した特別交付税を配分すること。 3 雪処理の担い手の確保・育成のために、建設業団体や NP0 団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援とともに、空き家の除排雪等が適切に行われるようにするための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。 4 雪冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備促進に向けた財政支援を図ること。 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第15号	受理年月日	平成25年11月22日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	金沢市兼六元町9-40 安保破棄石川県実行委員会 事務局長 柴 原 和 美 石川憲法会議 代表委員 菅 野 昭 夫 石川県平和委員会 事務局長 山 野 健 治 国民救援会石川県本部 会長 藤 牧 渡 自由法曹団石川県支部 支部長 西 村 依 子 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟石川県本部 会長 北 口 吉 治	紹介議員		中 村 一 子 黒 田 英 世 塩 谷 道 子	
【請願趣旨】 政府が制定を目指している「特定秘密の保護に関する法律案」（秘密保護法案）は、政府にとって都合の悪い情報を隠し、それを漏らしたり、得ようとする者を厳罰に処するものです。 法案は、「我が国の安全保障に関する」「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について「特定秘密」事項を指定するとしています。何を秘密に指定するかは国民には知らされず、勝手な理由付けで警察の活動も含めた広範な情報を秘密にすることができます。原発やTPP交渉に関する情報も対象になり、マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰（最高懲役10年）される恐れがあり、国民の知る権利は侵害されます。 「秘密」の取り扱い者を対象にするという「適性評価」は、思想信条の自由やプライバシー権を侵すものです。国会の国政調査権を制限し、国会議員や職員も処罰の対象です。 国民が知らないうちに特別委員会で強行をねらうなど、やり方も民主主義に反します。 秘密保護法案は、アメリカと軍事戦略・情報を共有する「受け皿」となる国家安全保障会議設置法案とあわせ成立が狙われており、集団的自衛権の行使を可能にし、「戦争する国」づくりの第1歩となる法案で、憲法の平和原則ともまったく相容れません。 法案は、主権者国民が政府を監視するという立憲主義に敵対し、日本国憲法の基本原理を根底から覆し、国民の目、耳、口をふさぐ基本的人権、民主主義を破壊する重大な弾圧法に他なりません。こうした危険性から、日本弁護士連合会、新聞協会、日本ペンクラブをはじめ広範な団体・個人からも制定反対の意見が表明されているところです。よって、特定秘密の保護に関する法律（秘密保護法）を制定しないよう政府に強く求める意見書を提出してください。 【請願項目】 1. 特定秘密の保護に関する法律を制定しないよう政府に意見書を提出してください。 以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。					

受理番号	請願第16号	受理年月日	平成25年11月22日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書				
請 願 者 住所氏名	石川県金沢市新保本4-66-4 消費税廃止石川県各界連絡会 加 藤 忠 男			紹介議員	塩 谷 道 子
【請願趣旨】 日頃から県民の生活向上のためご尽力いただいていることに感謝申し上げます。 安倍晋三首相は2014年4月からの消費税率8%への引き上げを決定しました。しかし、私たち県民の暮らしは、税率引き上げを容認できる状態ではありません。所得や収入が減り、社会保障が削減される中、「これ以上、どこを切り詰めて暮らせというのか」と切実な声が高まっています。食料品やガソリンなどの値上げで私たちの暮らしは苦しくなる一方です。県民の多くは「景気回復」を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。地域での経済の疲弊も甚だしく、失業率も高いままであり、中小企業の倒産・閉店にも歯止めがかかっていません。 消費税はそもそも、低所得者ほど負担が重い税金です。この不況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業が増えることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。財政再建という点でも、1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体の税収が減少することは明らかなです。国民に新たに8兆円もの税負担を強いる大增税を、閣議だけで決めること自体にも道理がありません。本来ならば国会審議で問題を明らかにして中止を決断すべきです。 以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により請願いたします。 【請願項目】 1、2014年4月の消費税増税の中止を求める意見書を政府に送付していただくこと					